

あきる野市障がい者福祉計画

あきる野市障がい者計画

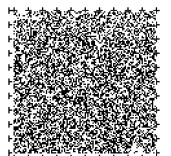
あきる野市障害福祉計画

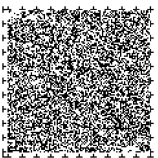
あきる野市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

あきる野市

令和6年3月





はじめに



平成7（1995）年に誕生したあきる野市は、令和7（2025）年に30周年を迎えます。私は、令和4年9月に市長に就任し「優しいまち」「住みたいまち」「居つくまち」「活力がほとばしるまち」をあきる野の目指す姿として、各種施策の推進を通じて「すべての市民が、生き活きと暮らしていけるまちづくり」の実現に向け取り組んでおります。

本市の障害福祉分野においては「障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり」「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり」の2つを基本理念に掲げ、障がい者の自立に向けた各施策に取り組んでおります。

一方、近年の障がい者福祉施策の動向では、令和5年4月に、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上、障がい者の地域生活の支援体制の充実などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行され、令和6年4月には、「障害者総合支援法」と「障害者差別解消法」の一部改正が予定されています。

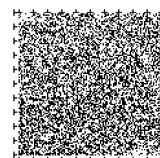
こうした状況を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする新たな「あきる野市障がい者福祉計画」を策定いたしました。本計画では、これまでの2つの基本理念を継承し、6つの基本目標掲げ、障がい者福祉施策に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定のための調査、パブリックコメント等を通じてご協力いただいた多くの市民の皆様と、熱心なご審議をいただきました「あきる野市障がい者福祉計画策定委員会」及び「あきる野市地域自立支援協議会」の委員の皆様から感謝を申し上げます。

令和6年3月

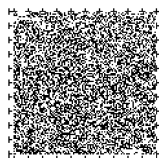
あきる野市長

中嶋博幸

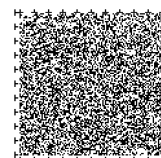


目 次

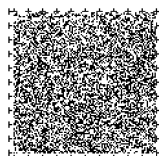
第1章 計画の策定に当たって	1
第1節 策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付けと計画期間	6
1 計画の位置付け	6
2 計画期間	8
3 持続可能な社会づくり	9
4 計画の対象者	10
第3節 計画の策定体制	12
1 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会の開催	12
2 地域自立支援協議会からの意見聴取や障害福祉データベースの活用	12
3 アンケート調査の実施	13
第2章 障がい者等を取り巻く現状と課題	14
第1節 障がい者等を取り巻く現状	14
1 障がい者等の状況	14
2 雇用の状況	23
3 特別支援学級の学級数及び児童・生徒の状況	25
第2節 アンケート調査結果の概要	27
1 障害や障がい者に対する理解に関すること	27
2 障がい者の地域生活に関すること	28
3 保健・医療に関すること	31
4 障がい児に関すること	33
5 障がい者等の安全・安心に関すること	34
6 就労・社会参加に関すること	36
第3節 現状を踏まえた課題	39
1 障害や障がい者に対する理解の促進等に関する課題	39
2 障がい者の自立生活・意思決定支援の促進に関する課題	39
3 保健・医療に関する課題	40
4 障がい児支援の充実に向けた課題	41
5 障がい者等の安全・安心に向けた課題	42
6 就労・社会参加に向けた課題	43
第3章 障がい者計画	45



第1節 基本理念	45
第2節 基本目標・施策体系	46
基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進	46
基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進	46
基本目標3 保健・医療の充実	47
基本目標4 障がい児支援の充実	47
基本目標5 障がい者等が安全・安心に生活できる地域環境づくり	48
基本目標6 就労・社会参加による生きがいづくり	48
第3節 施策の展開	50
基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進	50
基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進	54
基本目標3 保健・医療の充実	58
基本目標4 障がい児支援の充実	61
基本目標5 障がい者等が安全・安心に生活できる地域環境づくり	66
基本目標6 就労・社会参加による生きがいづくり	69
第4章 障害福祉計画	73
第1節 障がい者に対するサービス支援の全体像	73
第2節 障がい者数の推計	74
1 障がい者数の推移・推計	74
2 障害福祉サービス利用者数の推移	75
第3節 第6期計画の目標と実績	76
1 国の基本指針に基づく取組の実績	76
2 サービス事業の提供実績	80
第4節 国の基本指針に定める第7期計画の成果目標	82
1 障害福祉施設入所者の地域生活への移行	82
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	83
3 地域生活支援の充実	84
4 福祉施設から一般就労への移行等	85
5 相談支援体制の充実・強化等	88
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	89
第5節 障害福祉サービス等の事業量の見込み	90
1 障害福祉サービスの事業量見込み	90
2 地域生活支援事業の事業量見込み	100
3 障がい者虐待の防止に向けた体制整備	104



第5章 障がい児福祉計画	105
第1節 障がい児数の推計	105
1 障がい児数の推移・推計	105
第2節 第2期計画の目標と実績	106
1 国の基本指針に基づく取組の実績	106
2 サービス事業の提供実績	108
第3節 国の基本指針に定める第3期計画の成果目標	109
1 障がい児支援の提供体制の整備等	109
第4節 障害児通所支援等の事業量見込み	111
1 障害児通所支援等の事業量見込み	111
2 障がい児保育事業の事業量見込み	113
第6章 計画の推進	114
第1節 計画の推進体制	114
1 庁内推進体制の整備	114
2 関係機関・関係団体との連携	114
3 国や都、近隣市町村との連携	114
4 制度の普及・啓発	114
5 障がい者ニーズの把握・反映	115
6 人材の育成・確保及び資質の向上	115
第2節 計画の進行管理	116
1 計画の点検・評価	116
資料編	117
第1節 計画策定の経過	117
第2節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱	118
第3節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿	120
第4節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員からの意見	121
第5節 あきる野市地域自立支援協議会専門部会であげられた課題及び意見	122
第6節 用語解説	125



第1章 計画の策定に当たって

第1節 策定の背景と趣旨

本市では、平成18年度から「障害者自立支援法」に基づく「あきる野市障害福祉計画」を策定するとともに、「あきる野市地域保健福祉計画」に内包する形で、「障害者基本法」に基づく「あきる野市障がい者計画」を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり」及び「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり」の2つを基本理念に掲げ、障がい者の自立に向けた各施策に取り組んできました。

国の障がい者福祉施策は、障がい者の自立と社会参加を促進するため、法制度が大きく変化しています。

平成18年には、新たな制度として「障害者自立支援法」が全面施行され、各種サービスの一元化や就労移行支援事業の創設等、就労支援の抜本的な強化が図られました。

また、平成23年には、「障害者基本法」の改正により、障がい者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生まれるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がい者の範囲や定義が見直されました。

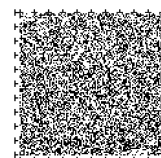
その後、平成24年に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」と平成25年に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行され、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げを除去する等の共生社会の実現に向けた取組が図られるとともに、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行され、より一層、障がい者の有する権利の実現に向けた取組の推進を図ることとなりました。

さらに、平成30年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児支援のニーズの多様化に伴う障がい児への支援の拡充等の取組が図られ、令和2年には「障害者雇用促進法」の改正による障がい者の雇用の一層の推進と、バリアフリー法の改正による「共生社会の実現」及び「社会的障壁の除去」に向けた、更なる取組の強化が図られることとなりました。

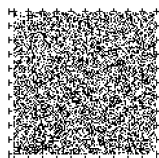
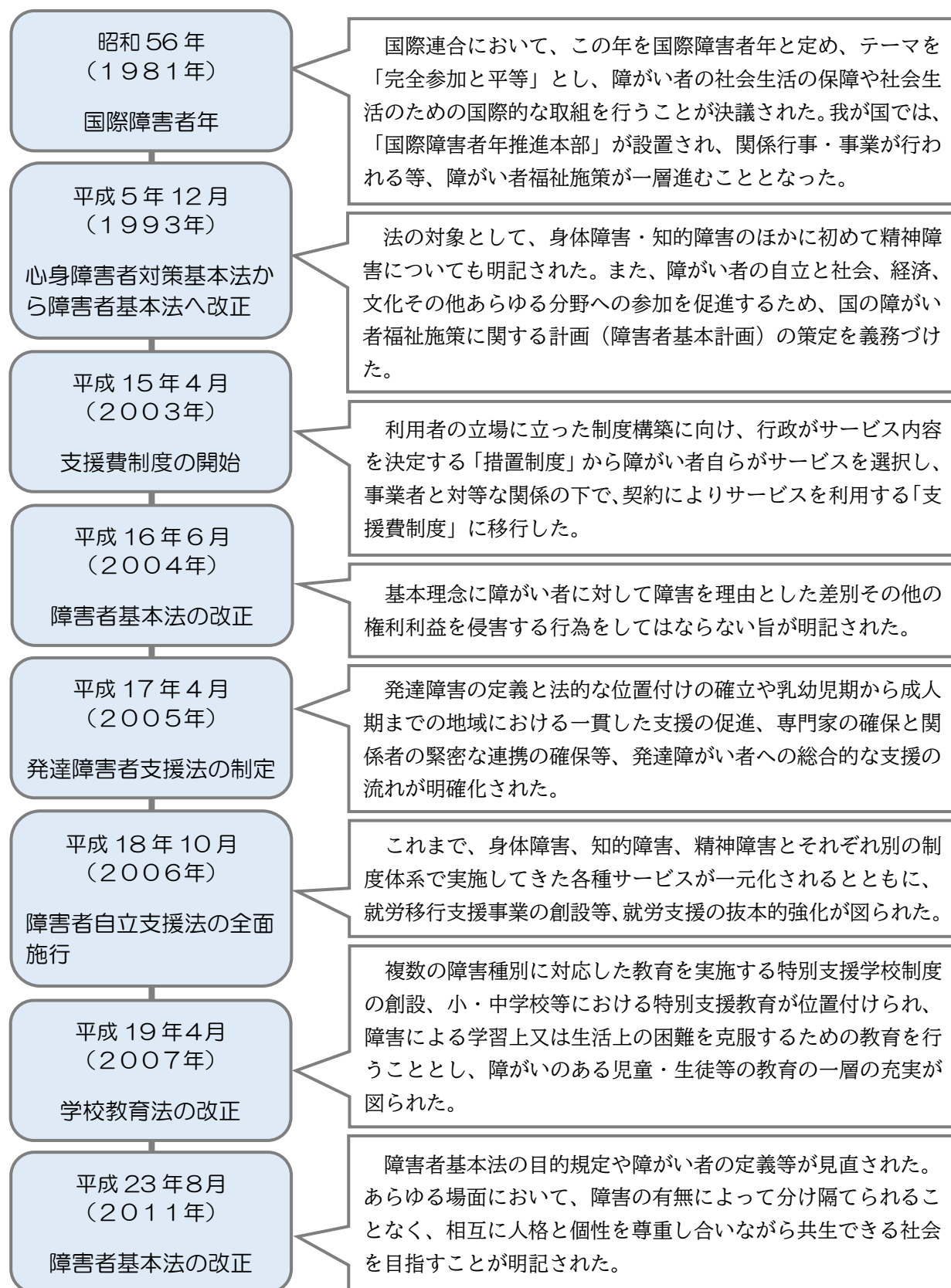
令和3（2021）年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」が成立し、令和4（2022）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するなどの、障がい者に関する法整備が進められています。

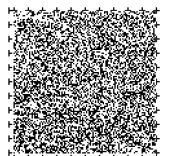
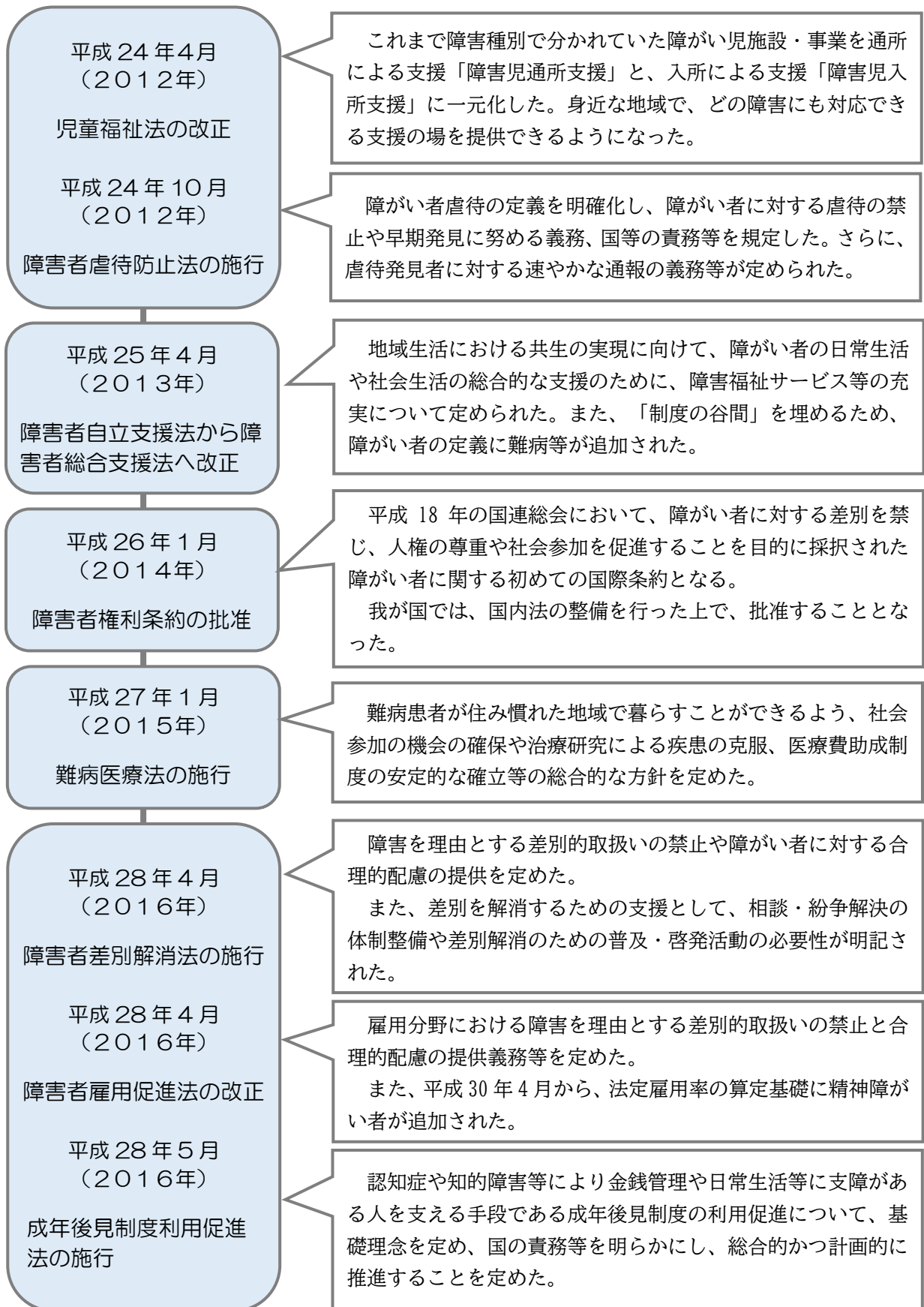
令和5（2023）年には、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上や、障がい者の地域生活の支援体制の充実などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行されています。

本市では、こうした国の大きな流れを踏まえるとともに、本市のこれまでの障がい者福祉施策の状況と障がい者とその家族の意向等を把握し、今後の障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するために、新たな「あきる野市障がい者福祉計画」を策定することとしました。



《 障がい者福祉施策に関する国の動向 》





平成 28 年 8 月
(2016 年)
発達障害者支援法の改正

発達障がい者への切れ目のない支援の充実や共生社会の実現を促進するため、発達障害の定義や発達障害への理解、情報共有の促進、就労定着のための支援、関係機関との協力体制の整備等が追加された。さらに国・地方公共団体・国民の責務について規定された。

平成 30 年 4 月
(2018 年)
障害者総合支援法・児童福祉法の改正

平成 30 年 6 月
(2018 年)
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

平成 30 年 10 月
(2018 年)
ギャンブル等依存症対策基本法の施行

障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、ニーズの多様化に伴う障がい児への支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めた。

施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がい者が文化芸術を鑑賞しやすくする取組、作品発表できる機会の確保等、障がい者による文化芸術活動の推進が幅広く図られた。

ギャンブル等依存症とは、ギャンブル等にのめり込んでコントロールができなくなる精神疾患の一つ。ギャンブル等依存症の発生等の各段階及びその問題に応じたその防止等を図るための施策を適切に講じ、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することを定めた。

令和元年 6 月
(2019 年)
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行

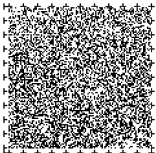
視覚障がい者等の読書環境の整備を推進しており、大学や図書館などにおいて視覚障がい者等が利用しやすい書籍や電子書籍等の量的充実と質の向上を定めた。読書バリアフリー法ともいう。

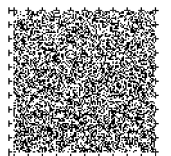
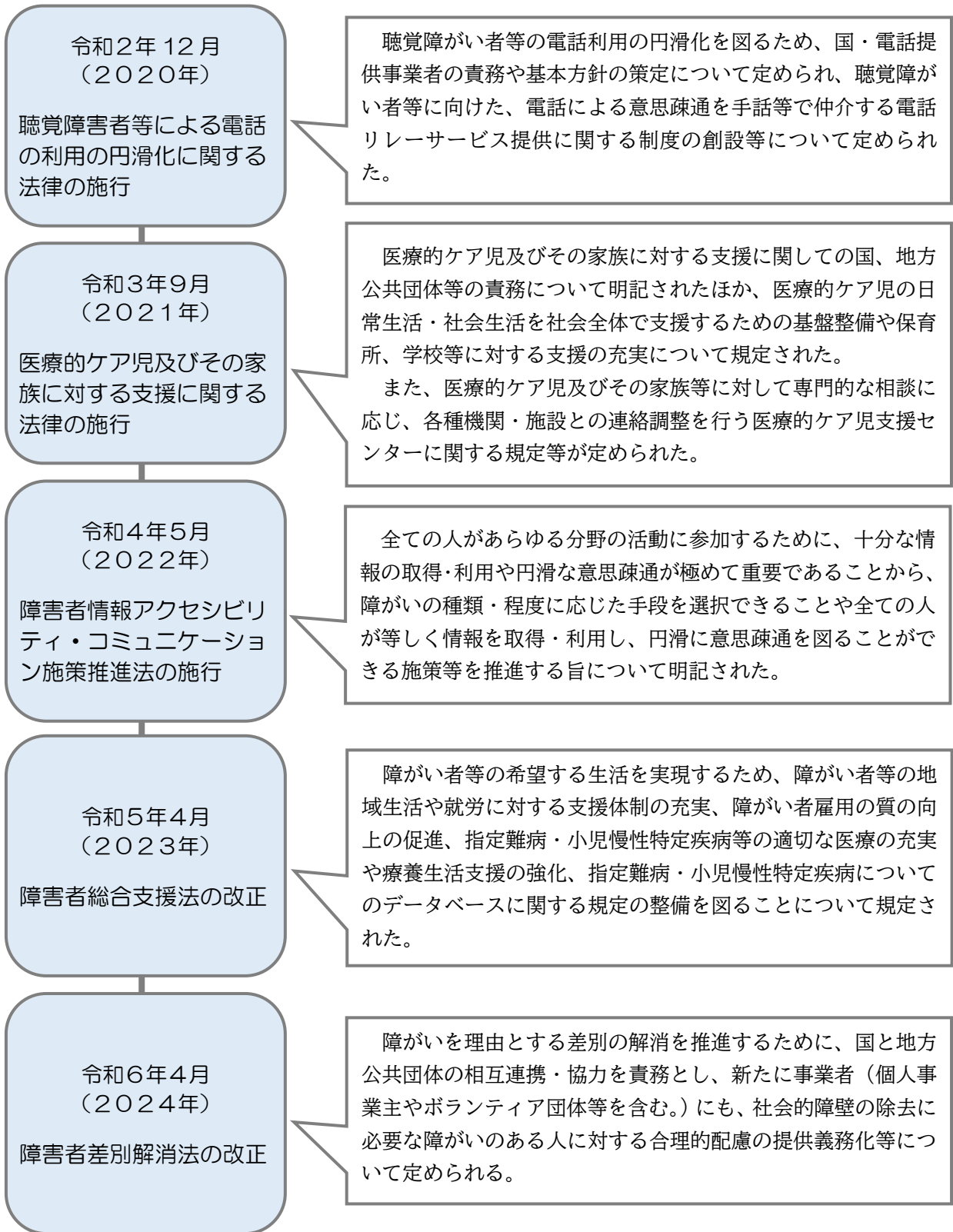
令和 2 年 4 月
(2020 年)
障害者雇用促進法の改正

令和 2 年 6 月
(2020 年)
バリアフリー法の改正

障がい者の雇用状況を明確化することで、水増し等を防止する措置を講じるとともに、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対して、短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援等を定めた。

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念とし、「心のバリアフリー」の観点から、国及び国民の責務に高齢者、障がい者等に対する支援が明記された。





第2節 計画の位置付けと計画期間

1 計画の位置付け

「あきる野市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」の 3 つの計画を一体的に策定したものであり、本市における障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として位置付けられるものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」や東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画（東京都障害者計画）・（東京都障害福祉計画）・（東京都障害児福祉計画）」との関係に留意し、「第 2 次あきる野市総合計画」をはじめ、福祉政策の基本的な計画である「あきる野市地域保健福祉計画」の理念の下、市の関連計画との整合を図り策定しました。

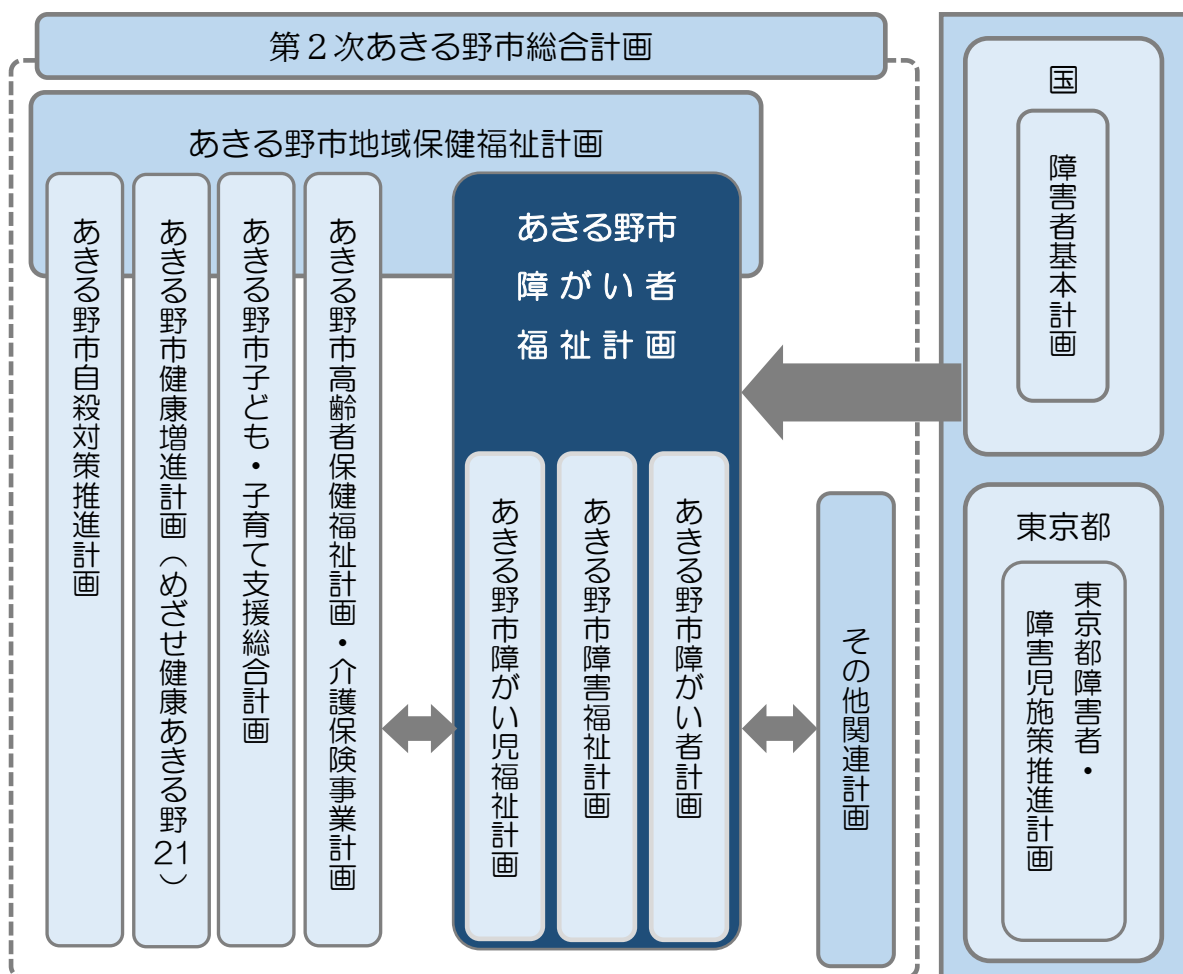
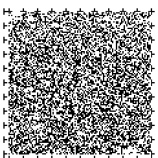


図 1-1 計画の位置付け



◀ 計画の法的な位置付け ▶

■ 障害者基本法第 11 条第 3 項：市町村障害者計画の位置付け

第 11 条

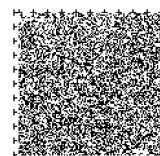
3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項：市町村障害福祉計画の位置付け

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■ 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項：市町村障害児福祉計画の位置付け

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



2 計画期間

本市では、障がい者計画、障害福祉計画及び障がい児福祉計画の3つの計画を「あきる野市障がい者福祉計画（令和3年度～令和5年度）」（以下「現行計画」という。）として一体的に策定し、各施策の推進に取り組んできましたが、現行計画の計画期間が令和5年度で終了することや、近年の法改正等との整合を図るため、「あきる野市障がい者福祉計画策定委員会」を設置し、新たな「あきる野市障がい者福祉計画」の策定に向けた協議・検討を行いました。

これまで障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針により計画期間を3年間としてきましたが、今後は地域の実情に応じて柔軟な期間設定が可能となりました。

前計画においては、コロナ禍により抑制された活動があったことから、改めて取り組むべき課題も多く、前計画と同じ3年間で達成する計画としています。なお、次期計画における計画期間については、策定時の状況を踏まえ決定するものとします。

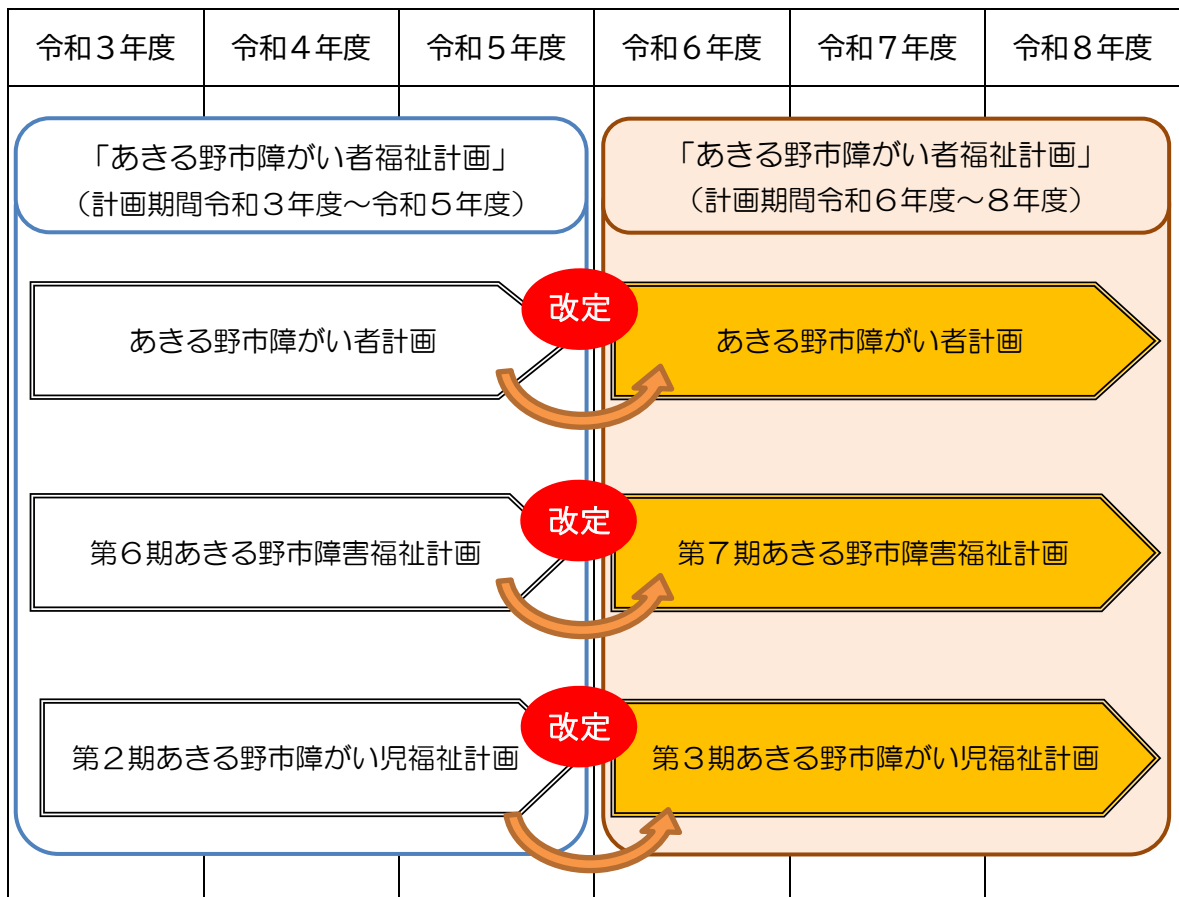
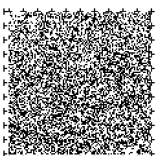


図 1-2 「あきる野市障がい者福祉計画」の計画期間



3 持続可能な社会づくり

平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットにおいて、国連加盟 193 か国により、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標、略称：SDGs)」が採択されました。SDGsは、国際社会共通の目標であり、平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)までを期間とし、17 の大きな目標(ゴール)と、それらを達成するための 169 の具体的な目標(ターゲット)で構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

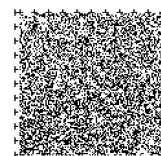
我が国では平成 28 年(2016 年)、政府内に SDGs 推進本部が設置され、同年 12 月には、SDGs の実施指針が決定されており、地方公共団体においては、SDGs 達成に向けた取組の推進が求められています。

本市では、本計画を通じて、障害福祉サービスや相談支援などのさらなる整備・充実を図るとともに、「ソーシャル・インクルージョン」の実現を目指し、障害のある・なしにかかわらず、だれもが安心して暮らし続けられるよう、計画を推進していきます。

■SDGs の 17 のゴール



本計画と特に関係があるゴール



4 計画の対象者

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であることから、それぞれの法の趣旨に沿い、身体障害、知的障害及び精神障害（発達障害を含む。）のほか、難病、高次脳機能障害等、市内の障がいのある全ての人を対象とします。

■ 障害者基本法第2条第1号

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

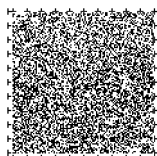
■ 障害者総合支援法第4条第1項

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

■ 児童福祉法第4条第2項

第4条

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。



■ 身体障害者福祉法

第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

■ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。

■ 発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

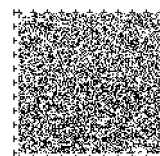
2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であつて発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

本計画における障害の「害」の字の表記について

市では、障害の「害」の字が否定的で負のイメージがあるとの考えから、「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容する場合に「障がい」と表記することとしており、本計画においても同様に「障がい」と表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体の条例等に基づく制度や施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞等については、「障害」とそのまま漢字で表記しています。

また、文中の「障がい者」の表記については、障がい児を含めた本計画の全ての対象者を表しています。対象が障がい児のみのときは、「障がい児」と表記します。



第3節 計画の策定体制

1 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会の開催

本計画は、市民の代表、障がい者団体及び家族団体の代表、識見を有する者、保健医療・福祉・教育・雇用の関係機関等に従事する関係者で構成する「あきる野市障がい者福祉計画策定委員会」において、内容を審議・検討し、その意見を踏まえた上で策定しました。

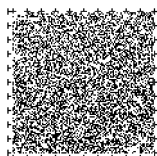
2 地域自立支援協議会からの意見聴取や障害福祉データベースの活用

障がい者及びその家族、障害福祉に関わる関係機関・関係団体等に従事する関係者で構成され、障がい者に係る地域の課題等について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の課題等を整理しながら障害福祉に関する方策を協議する場として、「地域自立支援協議会」を設置しています。

障害者総合支援法第 88 条第 9 項においては、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」と定めています。本計画の策定に際しては、地域自立支援協議会から意見を聴取し、その内容を検討事項として、「あきる野市障がい者福祉計画策定委員会」に報告しました。

また、障がい者が利用する介護や就労支援などの障害福祉サービスに関して、厚生労働省が全国の利用状況などを蓄積しているデータベースや市で把握しているサービスの利用状況など、様々なデータの活用や検討を行いながら市の実態に即した計画策定を行っています。

あきる野市障がい者福祉計画策定委員会の様子



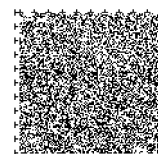
3 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障がい者の生活状況、障害福祉サービス等の利用状況、障がい者福祉に対する意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

- ①調査対象：あきる野市在住の身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
または自立支援医療の受給者・難病医療費等助成の受給者
- ②調査期間：令和4年10月14日～令和4年11月7日
- ③調査方法：郵送による配付・回収
- ④回収状況：

		配付数	回収数	回収率
全体		1,200件	502件	41.8%
障害種別	身体障がい者	480件	163件	33.9%
	知的障がい者	113件	43件	38.0%
	精神障がい者	361件	128件	35.4%
	難病医療費等助成制度対象者	115件	70件	60.8%
	障がい児・難病医療費等助成制度対象児童	131件	32件	24.4%

※障害種別不明が16件あるため、回収数の内訳の合計は全体と一致していません。



第2章 障がい者等を取り巻く現状と課題

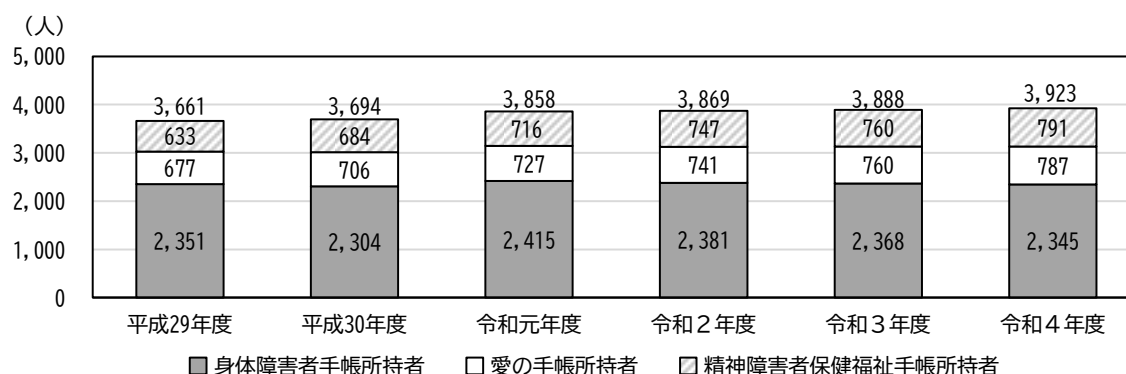
第1節 障がい者等を取り巻く現状

1 障がい者等の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、令和4年度末時点で3,923人となり、平成29年度末の3,661人と比べ262人、率にして7.2%の増加となっています。手帳の種類別に推移をみると、愛の手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数で大幅な増加となっています。

年齢構成別の障害者手帳所持者数の推移をみると、「18～29歳」と「50～64歳」で特に増加傾向にあり、平成29年度末と比べると、「18～29歳」では132人、率にして42.9%の増加、「50～64歳」では121人、率にして20.0%の増加となっています。



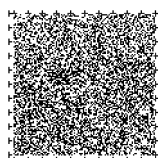
資料：あきる野市事務報告書

図 2-1 障害者手帳所持者数の推移 (各年度末) (単位：人)

表 2-1 年齢構成別障害者手帳所持者数の推移 (各年度末)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	3,661	3,694	3,858	3,869	3,888	3,923
0～5歳	22	29	34	32	29	32
6～9歳	50	56	57	64	62	67
10～17歳	204	191	187	188	190	189
18～29歳	308	339	375	400	426	440
30～39歳	272	293	300	309	316	315
40～49歳	447	434	429	434	423	410
50～64歳	601	606	630	671	682	722
65～74歳	666	626	652	646	593	568
75歳以上	1,091	1,120	1,194	1,125	1,167	1,180

資料：あきる野市調べ



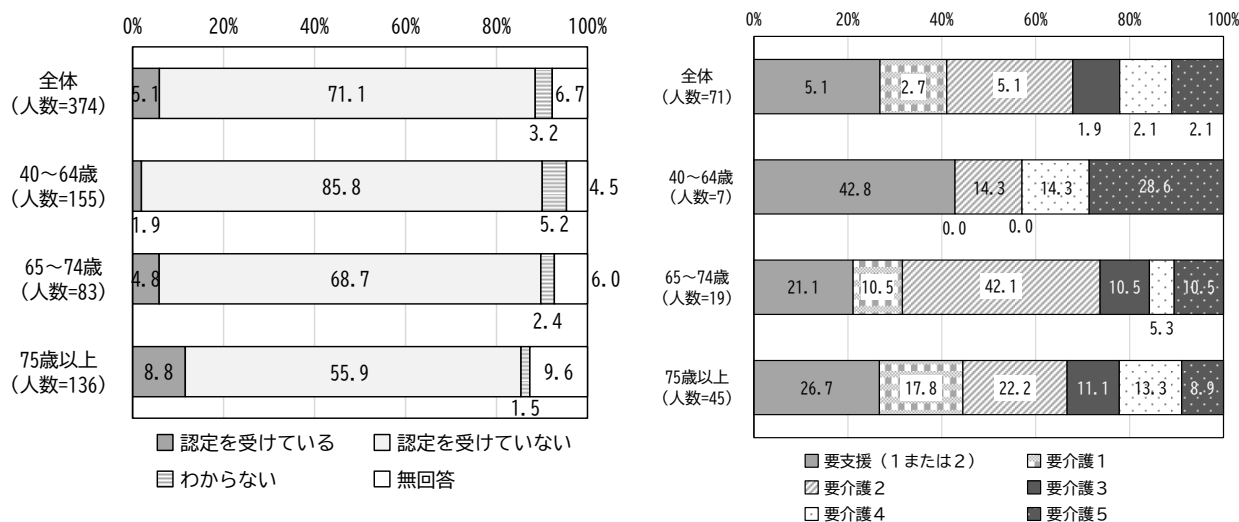
(2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移は、令和元年度をピークに減少傾向にあり、令和4年度末で2,345人と平成29年度末の2,351人と比べ6人、率にして0.3%の減少となっています。年齢構成別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、「75歳以上」が1,143人と最も多く、平成29年度末と比べ83人、率にして7.8%の増加となっています。なお、本計画を策定するにあたって実施したアンケート調査結果では、75歳以上の身体障がい者のうち、半数以上の方が要介護認定を受けておらず、要介護度では、要支援（1又は2）の方の割合が多くなっています。

表 2-2 年齢構成別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末）（単位：人）

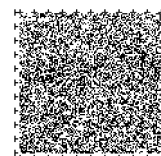
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	2,351	2,304	2,415	2,381	2,368	2,345
0～5歳	13	12	15	13	13	16
6～9歳	17	18	20	21	18	21
10～17歳	51	48	47	51	49	42
18～29歳	49	51	53	58	66	70
30～39歳	73	74	72	67	66	62
40～49歳	149	142	151	155	152	145
50～64歳	358	344	352	357	370	377
65～74歳	581	532	552	522	501	469
75歳以上	1,060	1,083	1,153	1,137	1,133	1,143

資料：あきる野市調べ



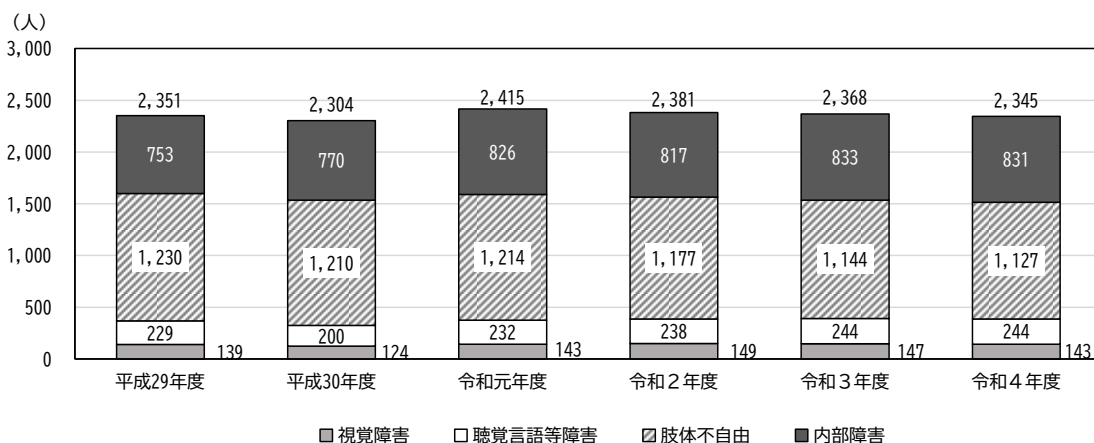
資料：あきる野市障がい福祉に係るアンケート調査 調査結果報告書（令和5年3月）

図 2-2 (参考) アンケート調査結果における身体障がい者の要介護認定・要介護度の傾向



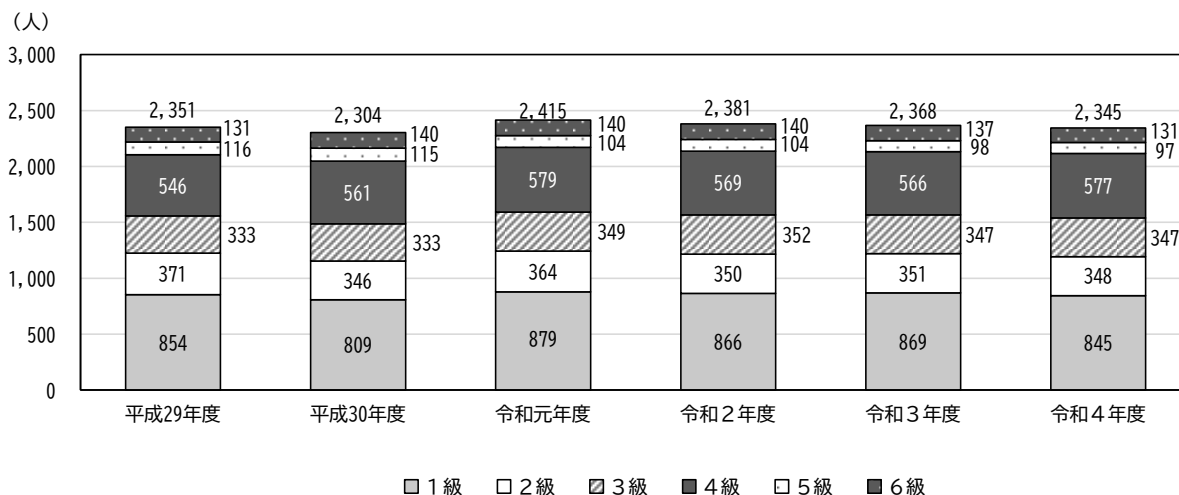
つぎに、障害区分ごとの身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度末で「肢体不自由」が1,127人と最も多く、次いで「内部障害」が831人、「聴覚言語等障害」が244人、「視覚障害」が143人となっており、平成29年度末と比べると、「肢体不自由」が103人、率にして8.4%少なくなった一方で、「内部障害」は78人、率にして10.4%増加しています。

障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、「1級」が845人と最も多く、次いで「4級」が577人、「2級」が348人となっており、平成29年度末と比べると「1級」が9人、率にして1.1%の減少となっています。



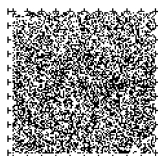
資料：あきる野市事務報告書

図 2-3 障害区分別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末）



資料：あきる野市事務報告書

図 2-4 障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末）



(3) 知的障がい者の状況

愛の手帳（療育手帳）所持者数の推移は、令和4年度末で787人となり、平成29年度末の677人と比べ110人、率にして16.2%の増加となっています。

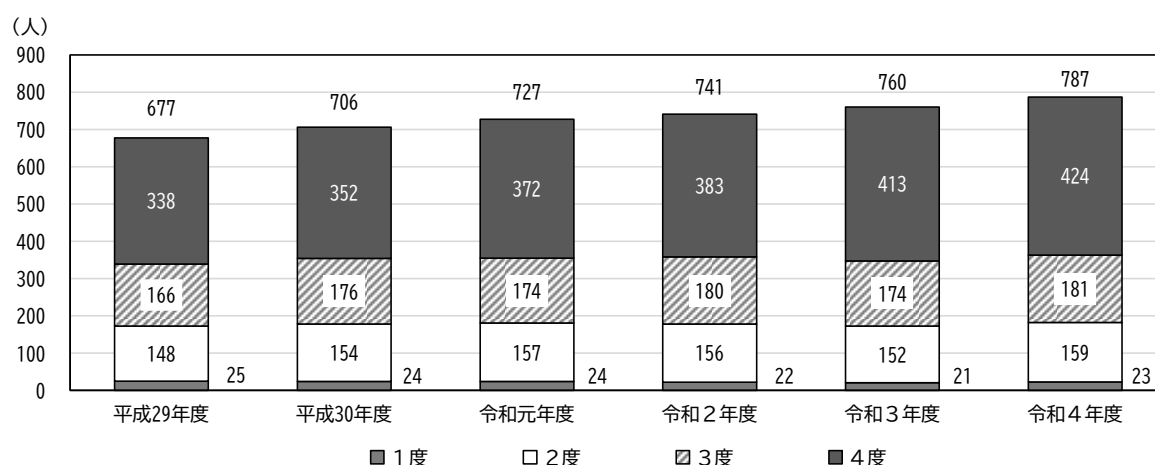
年齢構成別の愛の手帳（療育手帳）の所持者数の推移をみると、令和4年度末で「18～29歳」が247人と最も多く、平成29年度末の187人と比べ60人、率にして32.1%の増加となっています。

また、障害程度別の愛の手帳（療育手帳）の所持者数の推移をみると、令和4年度末で「4度」が424人と最も多く、平成29年度末の338人と比べ86人、率にして25.4%の増加となっています。

表 2-3 年齢構成別愛の手帳（療育手帳）所持者数の推移（各年度末）（単位：人）

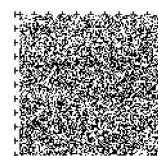
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	677	706	727	741	760	787
0～5歳	8	16	19	11	16	16
6～9歳	31	34	33	40	42	41
10～17歳	141	128	128	126	125	123
18～29歳	187	206	225	234	243	247
30～39歳	94	100	103	97	99	106
40～49歳	103	106	96	98	97	98
50～64歳	77	78	84	95	100	111
65～74歳	25	24	25	28	25	30
75歳以上	11	14	14	12	13	15

資料：あきる野市調べ



資料：あきる野市事務報告書

図 2-5 障害程度別愛の手帳所持者数の推移（各年度末）



(4) 精神障がい者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移は、令和4年度末で791人となり、平成29年度末の633人と比べ158人、率にして25.0%の増加となっています。

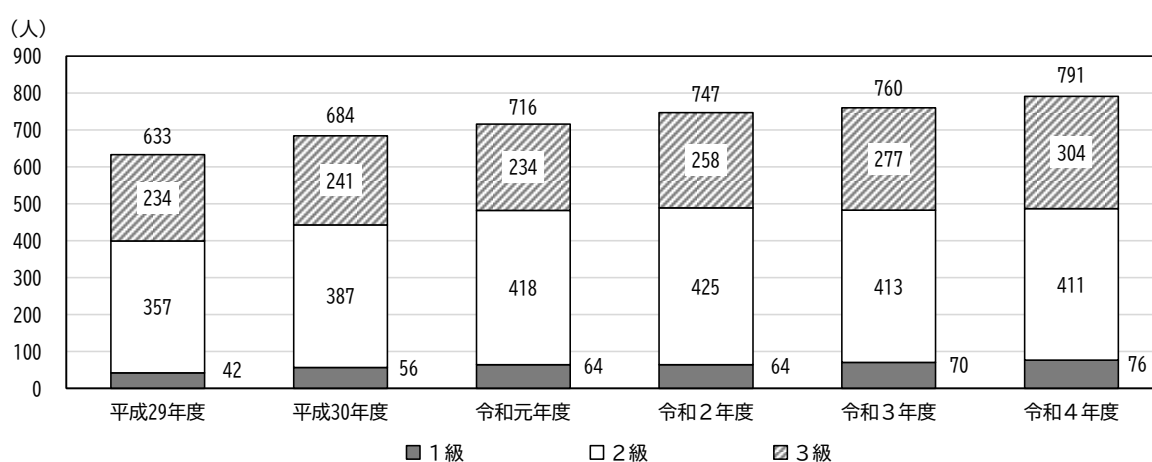
年齢構成別の精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移をみると、人数で「50～64歳」が多くなっていますが、平成29年度に対する令和4年度の増加率では、「18～29歳」が70.8%と最も多くなっています。

また、障害等級別の精神障害者保健福祉手帳の所持者数では、「1級」と「3級」で増加傾向にあり、特に「1級」が304人と、平成29年度末の234人と比べ70人、率にして29.9%の増加となっています。

表 2-4 年齢構成別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末）（単位：人）

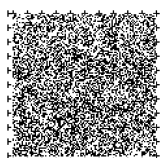
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	633	684	716	747	760	791
0～5歳	1	1	0	0	0	0
6～9歳	2	4	4	4	2	5
10～17歳	12	15	12	13	16	24
18～29歳	72	82	97	109	117	123
30～39歳	105	119	125	138	151	147
40～49歳	195	186	182	174	174	167
50～64歳	166	184	194	211	212	234
65～74歳	60	70	75	71	67	69
75歳以上	20	23	27	27	21	22

資料：あきる野市調べ



資料：あきる野市事務報告書

図 2-6 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末）



② 自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療費制度（精神通院医療）※の受給者数の推移は、令和4年度末で1,481人となり、平成29年度末の1,254人と比べ227人、率にして18.1%の増加となっています。

表 2-5 自立支援医療費制度（精神通院医療）対象者（各年度末）（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	1,254	1,316	1,385	1,352	1,419	1,481

資料：あきる野市事務報告書

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者数の状況（重ね合わせ）

令和4年度末時点において、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費制度（精神通院医療）の両方を所持・受給している方は662人となっています。

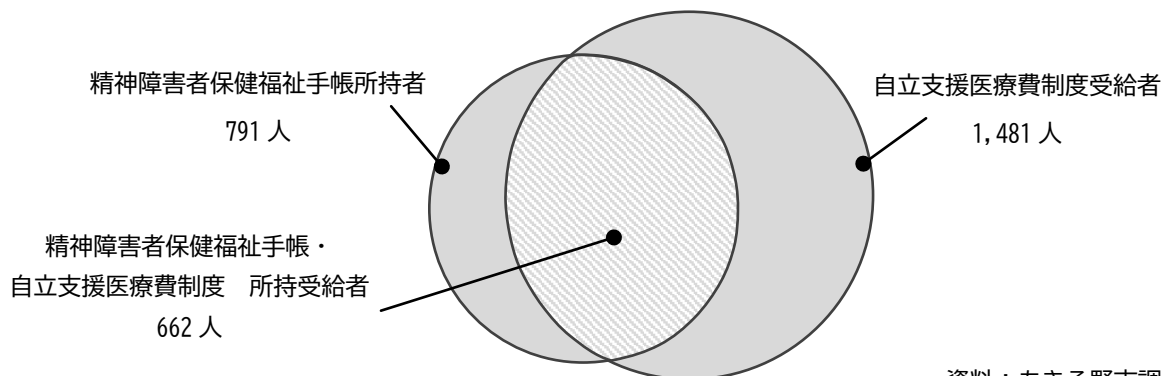


図 2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療費制度受給者の状況（令和4年度）

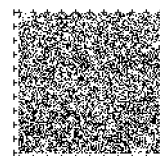
（5）発達障がい者の状況

平成17年4月には、「発達障害者支援法」が施行され、発達障害の早期発見と支援に関する国や都道府県、市町村の責務が明らかにされるとともに、学校教育や就労における支援等生活全般にわたる支援の必要性が示されました。

また、平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正により、この法律に基づく支援の対象者として発達障がい者が含まれることが明記されました。

平成28年には、10年ぶりに「発達障害者支援法」が改正され、発達障がい者の定義が「発達障害があるものであって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」

※ 自立支援医療費制度（精神通院医療）：精神障害の適正な医療を普及するため、精神障がい者が病院、薬局等において通院による精神障害の医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の原則90%を医療保険と公費で負担する制度



と社会的障壁の条文が加わるとともに、家族、教育、雇用、医療等各関係者からの支援の必要性が明記されました。

発達障がい者の状況については、令和4年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小・中学校の通常学級に在籍している児童・生徒のうち、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒は、小学校・中学校においては8.8%、高等学校においては2.2%程度の割合で存在する可能性があるとして報告されています。

また、厚生労働省が令和2年に全国の病院及び診療所を利用した患者を対象に実施した「患者調査」の結果では、診断やカウンセリングを受けるために医療機関を受診した発達障がい者は58.7万人で、平成29年度調査と比べて35.4万人の増加、平成26年度調査と比べて約3倍となっており、近年の発達障がい者数の増加に対応した支援体制の強化が必要となります。

（6）高次脳機能障がい者の状況

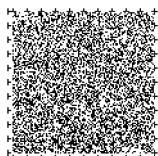
高次脳機能障害は、交通事故や脳血管疾患等で脳が損傷を受けた結果、言語や記憶等の機能の一部に障害が生じた状態をいいます。

注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制が利かなくなる等の症状が現れ、周囲の状況に合った適切な行動が取れないなど、生活に支障を来すことがあります。他の障害と比べると、外見上は障害が目立たないことや、本人も自分の障害を十分に認識できていない場合があるため、正確な高次脳機能障がい者数を把握するのは難しい状況にあります。

平成20年に東京都が実施した高次脳機能障がい者総数を把握するための調査では、高次脳機能障がい者数は、東京都の人口の約0.4%、約5万人との結果があり、そこから、本市では約8万人の人口に対して、320人程度の高次脳機能障がい者がいることが想定されています。実際に市が直接、相談等で支援を行っている方は、令和4年度末時点で約22人と令和2年度の約12人と比べ、約10人増加しています。今後も、必要な支援が行き届くように高次脳機能障がい者の把握をしていく必要があります。

東京都では、高次脳機能障がい者への支援拠点機関及び支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障がい者への専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研究等に取り組んでいます。また、自治体職員、福祉事業者等を対象に研修を行うなど、地域における高次脳機能障がい者支援の啓発と普及を図っています。

高次脳機能障がい者の支援拠点機関は、広域的には「東京都心身障害者福祉センター」が担い、西多摩地区では日の出町の大久野病院が、都の委託を受け「西多摩高次脳機能障害支援センター」として、医療・福祉・介護・就労等の関係機関と連携し、急性期から日常生活に至るまでの切れ



目のないリハビリテーションの提供体制の整備に取り組んでいます。

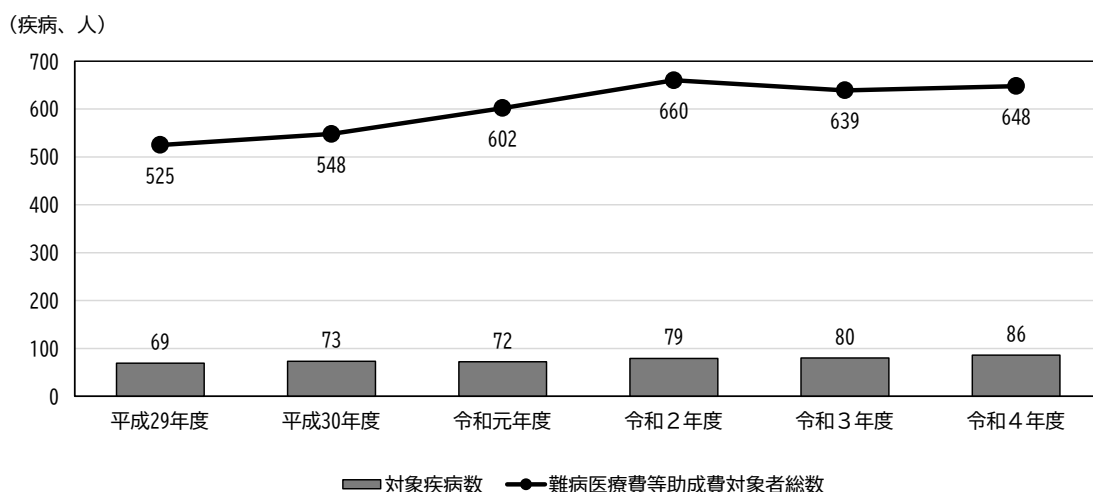
(7) 難病患者の状況

平成 25 年 4 月施行の「障害者総合支援法」では、障がい者の定義に新たに難病患者等が加えられました。平成 26 年 5 月には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病医療費助成制度が開始しました。令和 4 年 12 月の改正では、難病患者に対して、適切な医療の充実や、療養生活支援の強化が図られることとなりました。

当初、110 疾病であった医療費助成の対象疾病（指定難病）は、平成 27 年 7 月 1 日に 196 疾病が追加されたのち、現在の指定難病は 338 疾病となっています。

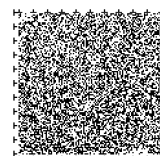
また、東京都では、同法に基づく医療費助成のほかに、東京都規則による難病医療費助成を行っており、現在は 12 疾病を都単独疾病として医療費助成の対象としています。

本市では、令和 4 年度、指定難病と東京都の単独疾病を合わせ、86 疾病、648 人が難病医療費の助成を受けています。



資料：あきる野市事務報告書

図 2-8 難病医療費等助成対象者（マル都医療券所持者）数の推移（各年度末）



(8) 障害支援区分認定者の状況

障害福祉サービスのうち、居宅介護サービス等の介護給付に該当するサービス等を利用するためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害支援区分は、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、区分1から区分6までの6段階で表され、医師や福祉関係者の5人で組織する「介護給付費等支給審査会」において判定し、市が認定を行います。

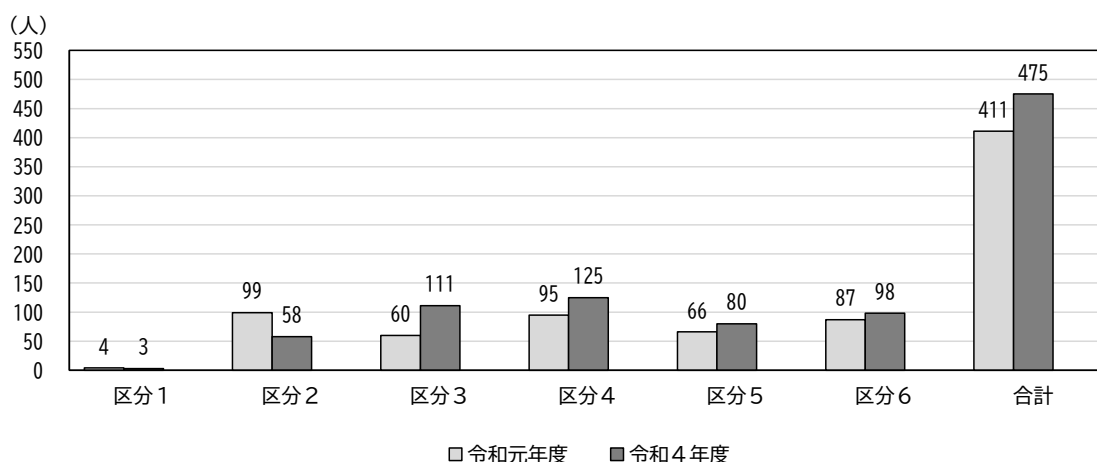
令和4年度末の認定者数は475人となっており、その内の5割近くが知的障がい者（他の障害を併せ持つ認定者を含む。）で232人となっています。令和元年度末の411人と比べると、全体の認定者数は64人の増加となっています。

表 2-6 障害支援区分認定者数の状況（令和4年度末）（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
総数	3	58	111	125	80	98	475
身体	0	7	10	15	14	14	60
知的	3	42	32	75	50	30	232
精神	0	2	62	19	3	2	88
身体+知的	0	3	4	9	10	51	77
身体+精神	0	0	0	0	0	1	1
知的+精神	0	4	3	7	3	0	17
身体+知的+精神	0	0	0	0	0	0	0
難病	0	1	1	0	1	0	3

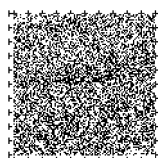
資料：あきる野市調べ

※障害支援区分は、支援の必要度を6段階の区分で示すもので、区分6のほうが必要度が高い方となります。
 ※精神には、自立支援医療費制度（精神通院医療）受給者を含みます。難病は、難病のみを理由とする認定者（身体、知的、精神の障害を併せ持つものは当該3障害を含む。）とします。



資料：あきる野市調べ

図 2-9 障害支援区分認定者数の状況（各年度末）



2 雇用の状況

(1) 障がい者実雇用率の状況

全ての事業主は「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者を含む。）の割合が法定雇用率以上となるよう義務付けられており、この法定雇用率は段階的に引き上げられ、平成 30 年度に 2.20%となり、さらに令和 3 年以降は 2.30%となります。

本市を含むハローワーク青梅管内の障がい者実雇用率は、令和 4 年度で 1.95%となっており、障がい者実雇用率が比較的低い中小企業の比率が高いこともあり、全国や東京都の雇用率及び法定雇用率には届いていない状況です。

表 2-7 障がい者実雇用率の推移（各 6 月 1 日）

（単位：％）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
全国	1.97	2.05	2.11	2.15	2.20	2.25
東京都	1.88	1.94	2.00	2.04	2.09	2.14
青梅所管	1.82	1.79	1.97	1.96	1.95	1.95
法定雇用率	2.00	2.20	2.20	2.20	2.30	2.30

資料：ハローワーク青梅

(2) 企業の障がい者雇用の状況

ハローワーク青梅管内の企業の障がい者の雇用状況は概ね増加し続けており、令和 4 年度には 730.0 人となっています。

表 2-8 雇用状況の推移（ハローワーク青梅管内 各 6 月 1 日）

（単位：人）

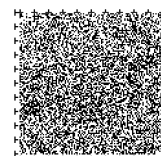
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
総数		622.0	653.5	723.0	719.0	730.0	730.0	
身体 障害	重度	常用	116	115	120	115	117	123
		短時間	146	162	170	173	166	162
	軽度	常用	21	29	28	37	32	34
		短時間	12	17	19	19	18	18
知的 障害	重度	常用	28	29	32	28	25	23
		短時間	100	90	104	112	126	110
	軽度	常用	22	19	30	25	27	40
		短時間	6	3	4	0	2	5
精神 障害	常用	45	53	73	73	76	87	
	短時間（うち 特例該当者）	7	21(12)	27(13)	32(18)	37(20)	30(8)	

資料：ハローワーク青梅

※重度障がい者（身体・知的）は 2 人とし、その他は 1 人として計算する。また、短時間労働者は 0.5 人とするが、精神障がい者のうち特例該当者は 1 人として計算する。

※1 週間の所定労働時間が、20 時間以上 30 時間未満は短時間労働者となる。

※特例該当者とは、平成 27 年 6 月 2 日以降に採用された方か、平成 27 年 6 月 2 日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した方をいう。



(3) 本市職員の障がい者雇用の状況

本市職員の障がい者の雇用状況は、令和4年度時点において、対象職員数 630.5 人に対して、障がい者数 19 人となっており、障がい者雇用率は 3.01%となっています。なお、国及び地方公共団体の法定雇用率は、令和3年度に 2.60%に引き上げられていますが、令和4年度時点で、法定雇用率を 0.41 ポイント上回る状況となっています。

表 2-9 障がい者雇用状況（各6月1日）

	職員数	対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
令和3年度	正規職員 466 人	637.5 人	18 人	2.82%	2.60%
	会計年度任用職員 790 人				
令和4年度	正規職員 470 人	630.5 人	19 人	3.01%	2.60%
	会計年度任用職員 822 人				

資料：あきる野市調べ

(4) 東京都立あきる野学園高等部卒業生の進路の状況

東京都立あきる野学園（肢体不自由教育部門・知的障害部門）高等部の卒業生の進路では、令和4年度の卒業生 28 人のうち、約 4 割が福祉サービス（生活介護・就労継続支援・就労移行支援等）の利用、または一般企業（企業労働）に就職しており、その他の卒業生は、進学や在宅となっています。なお、福祉サービスの利用では、過去6年間を平均すると、約 5 割が就労継続支援 B 型、約 4 割が生活介護の利用となっています。

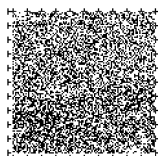
高等部では1年次から1日体験等の就業体験を行い、自己の適性や自分に合った進路先を考えます。その後、複数日体験する現場実習で、希望を絞り込みながら進路選択をしていきます。

表 2-10 卒業後の進路状況

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	38	44	38	39	28	28
企業労働	16	14	16	12	9	9
生活介護	6	7	6	13	5	9
就労継続支援 A 型	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 B 型	12	17	7	7	12	3
就労移行支援	1	2	3	0	0	1
地域生活支援事業	1	0	0	0	0	0
自立訓練	0	0	0	2	0	1
進学	0	0	3	1	0	1
在宅	2	3	3	4	2	3
その他	0	1	0	0	0	1

資料：東京都立あきる野学園

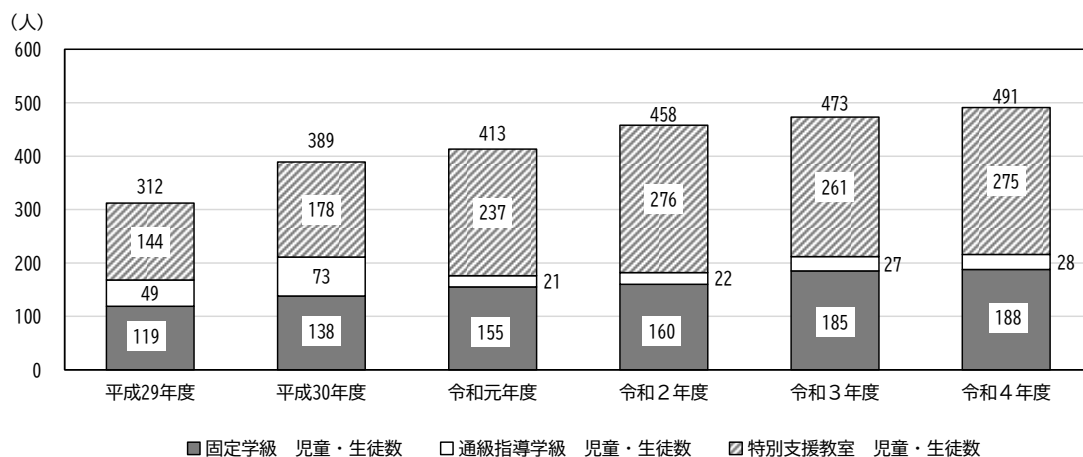


3 特別支援学級の学級数及び児童・生徒の状況

本市の公立小・中学校には、特別支援学級として知的障がいや情緒障がいのある児童・生徒のための「固定学級」と、言語障がいや情緒障がいのある児童・生徒が指導を受ける「特別支援教室及び通級指導学級」があり、平成29年度からは全ての小学校に「特別支援教室」が設置されています。

在籍校に通級指導学級が設置されていない学校の児童・生徒は、保護者ととも週8時間以内で通級指導学級の設置されている学校に通って指導を受けていました。「特別支援教室」では、児童は2つの学校に通う必要がなくなり、毎日通っている学校で、特別支援教室の指導を受けることができ、移動等の負担の軽減や在籍校教員との連携が図られています。

中学校については、令和元年度には、市内全ての中学校に特別支援教室を設置しています。特別支援学級の学級数及び児童・生徒数について、令和4年度は総数が491人となり、平成29年度の312人に比べて179人、率にして57.4%の増加となっています。



資料：あきる野市事務報告書

図 2-10 児童・生徒数の推移 (各5月1日)

表 2-11 学級数及び児童・生徒数の推移 (各5月1日)

(単位：人)

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
総計	学級数	24	28	24	25	28	30
	児童等数	312	389	413	404	404	491
固定学級	学級数	18	20	22	23	23	28
	児童等数	119	138	155	160	160	188
通級指導学級	学級数	6	8	2	2	2	2
	児童等数	49	73	21	22	22	28
特別支援教室	児童等数	144	178	237	222	222	275

資料：あきる野市事務報告書

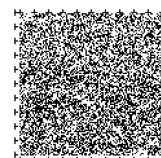
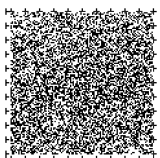


表 2-12 形態別学級数・児童数の推移（各5月1日）

（単位：人）

形態	学校	種別	数	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
固定学級	東秋留小学校	知的障害	学級数	3	3	3	4	4	5
			児童数	17	23	23	27	30	33
	草花小学校	知的障害	学級数	3	4	4	3	4	4
			児童数	17	28	25	24	27	27
	一の谷小学校	知的障害	学級数	3	3	3	3	3	2
			児童数	19	19	21	19	24	15
	五日市小学校	知的障害	学級数	4	4	4	4	4	5
			児童数	27	29	32	28	31	33
	東中学校	知的障害	学級数	3	3	4	4	5	6
			生徒数	24	20	25	27	35	43
	西中学校	自閉症・ 情緒障害	学級数	1	2	2	2	3	3
			生徒数	7	12	16	19	19	20
	五日市中学校	知的障害	学級数	1	1	2	3	3	3
			生徒数	8	7	13	16	19	17
通級指導学級	西秋留小学校	情緒障害等	学級数	/	/	/	/	/	/
			児童数	/	/	/	/	/	/
	屋城小学校	情緒障害等	学級数	/	/	/	/	/	/
			児童数	/	/	/	/	/	/
	前田小学校	言語障害	学級数	2	2	2	2	2	2
			児童数	21	22	21	22	27	28
	増戸小学校	情緒障害等	学級数	/	/	/	/	/	/
			児童数	/	/	/	/	/	/
	秋多中学校	情緒障害等	学級数	2	3	/	/	/	/
			生徒数	14	30	/	/	/	/
増戸中学校	情緒障害等	学級数	2	3	/	/	/	/	
		生徒数	14	21	/	/	/	/	
特別支援教室	東秋留小学校	情緒障害等	児童数	9	14	21	16	14	12
	多西小学校		児童数	25	29	25	35	33	30
	西秋留小学校		児童数	13	12	10	21	22	14
	屋城小学校		児童数	12	18	10	13	10	15
	南秋留小学校		児童数	10	14	15	23	26	27
	草花小学校		児童数	14	22	25	28	26	32
	一の谷小学校		児童数	3	3	3	3	5	4
	前田小学校		児童数	8	16	19	22	21	22
	増戸小学校		児童数	37	41	39	46	31	38
	五日市小学校		児童数	13	9	13	15	16	15
	秋多中学校		生徒数	/	/	28	19	14	24
	東中学校		生徒数	/	/	3	8	14	13
	西中学校		生徒数	/	/	1	5	2	2
	御堂中学校		生徒数	/	/	3	5	8	7
	増戸中学校		生徒数	/	/	17	12	16	15
五日市中学校	生徒数	/	/	5	5	3	5		

資料：あきる野市事務報告書



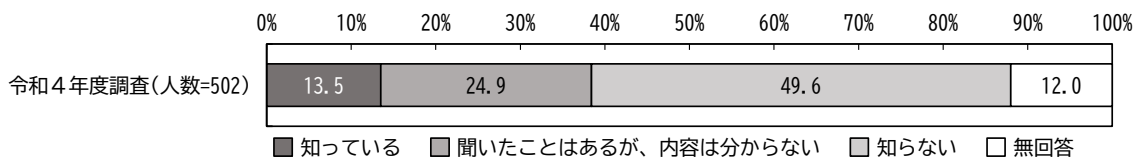
第2節 アンケート調査結果の概要

本節では、本計画を策定するにあたり、令和4年度に実施したアンケート調査結果の中から、障がい者の地域生活を取り巻く状況や、障がい者福祉施策に関する各種ニーズ等について整理します。

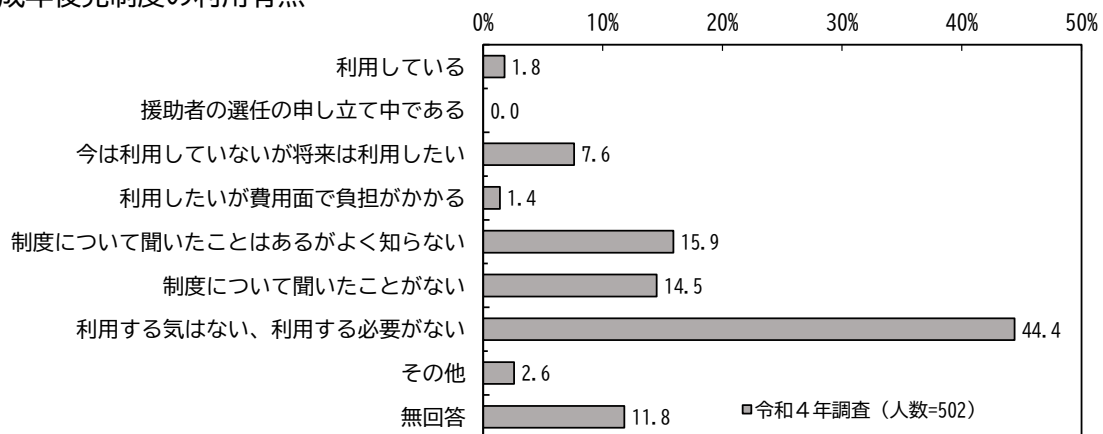
1 障害や障がい者に対する理解に関すること

障害や障がい者を取り巻く法律や各種制度の認知度について、障害者差別解消法については、「知らない」もしくは「聞いたことはあるが、内容は分からない」と回答された方は全体の約7割となっており、成年後見制度について、「聞いたことがない」もしくは「聞いたことはあるが、よく知らない」と回答された方は全体の約3割となっています。また、ヘルプカードについて、「知らない」と回答された方は全体の約4割であり、「知っているが、利用していない」と回答された方の割合を合わせると、全体の8割近くの方が利用していない状況です。

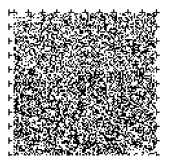
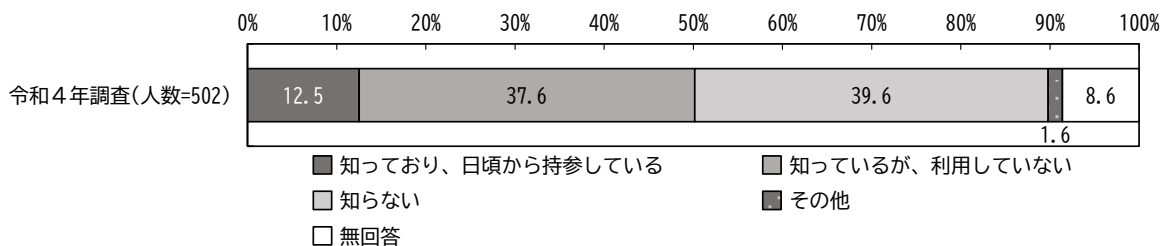
◆ 障害者差別解消法の認知



◆ 成年後見制度の利用有無



◆ ヘルプカードの利用



2 障がい者の地域生活に関すること

(1) 困りごとの相談先

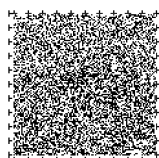
困りごとの相談先では、全ての障がいで「家族や親族」の割合が多くなっています。

◆ 困りごとの相談先【複数回答】

(単位：%)

	全体	家族や親族	友人や知人	障がい者就業 ・生活支援センター あすく	生活支援センター フレ	障がい者基幹 相談支援センター	医療機関（医師、看護師、 リハビリスタッフなど）	相談支援専門員（事業所 でサービス利用計画を立 ててくれる人）	サービス提供者 事業者	学校の先生
全体	329	55.3	14.3	6.7	6.1	1.5	31.0	9.1	6.4	2.7
身体障がい者	97	60.8	11.3	0.0	0.0	2.1	18.6	7.2	4.1	0.0
知的障がい者	30	53.3	16.7	33.3	6.7	0.0	30.0	26.7	23.3	3.3
精神障がい者	100	53.0	18.0	7.0	16.0	1.0	45.0	4.0	4.0	0.0
難病医療費等 助成制度対象者	40	55.0	17.5	5.0	0.0	0.0	32.5	2.5	5.0	0.0
障がい児・難病医療費等 助成制度対象児童	19	73.7	5.3	5.3	0.0	10.5	36.8	31.6	15.8	36.8
	民生委員	ケアマネジャー （介護保険）	地域包括支援センター	社会福祉協議会	身体（知的） 障害者相談員	保健所	市役所	相談できる 相手がない	その他	無回答
全体	0.9	9.7	1.2	0.6	0.9	1.2	10.3	5.5	3.6	22.2
身体障がい者	2.1	20.6	3.1	1.0	1.0	0.0	10.3	5.2	2.1	24.7
知的障がい者	0.0	3.3	0.0	3.3	0.0	3.3	16.7	0.0	6.7	13.3
精神障がい者	0.0	2.0	0.0	0.0	1.0	3.0	8.0	8.0	4.0	19.0
難病医療費等 助成制度対象者	0.0	17.5	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	7.5	2.5	20.0
障がい児・難病医療費等 助成制度対象児童	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0	10.5	0.0	0.0	15.8

※全体（329）は、日常生活において「困りごとがある」と回答した方的人数



(2) 現在利用しているサービス・今後利用したいサービス

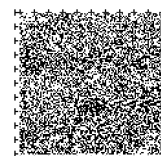
障害種別ごとに現在利用しているサービスと今後利用したいサービスについてみると、身体障がい者では、「日常生活を支援する用具や補装具の費用の給付」が最も利用されているのに対し、今後利用したいサービスでは、「ホームヘルパーなどによる介護や日常生活への支援」及び「外出時の付き添いや支援」の割合が多くなっています。同様に、知的障がい者や精神障がい者などの状況をみると、知的障がい者では、「外出時の付き添いや支援」が最も多く利用されているのに対し、今後利用したいサービスでは、「グループホーム等での共同生活」の割合が多く、精神障がい者では、「通所による就労知識や能力向上のために必要な訓練を行うサービス」が現在利用されているサービス・今後利用したいサービスともに多い割合となっています。さらに、難病医療費等助成制度対象者では、「ホームヘルパーなどによる介護や日常生活への支援」及び「日常生活を支援する用具や補装具の費用の給付」が多く利用されているのに対し、今後利用したいサービスでは、「外出時の付き添いや支援」の割合が多く、障がい児・難病医療費等助成制度対象児童では、「外出時の付き添いや支援」が現在利用されているサービス・今後利用したいサービスともに多い割合となっています。

◆ 現在利用しているサービスと今後利用したいサービス【複数回答】

(単位：%)

	全体	ホームヘルパーなどによる介護や日常生活への支援	外出時の付き添いや支援	施設に短期入所するサービス	グループホーム等での共同生活	通所による就労知識や能力向上のために必要な訓練を行うサービス	通所による創作的活動等の取組や身体機能向上の訓練等を行うサービス	生活自立のための訓練や支援	福祉施設や病院への入所支援	一時的な預かりのための支援	日中活動の場の提供やレスパイトのための支援	日常生活を支援する用具や補装具の費用の給付	手話通訳者等の派遣	利用していないものはない	その他	無回答
身体障がい者	163	6.1	3.7	3.7	0.6	1.8	3.7	1.8	0.0	0.0	14.7	0.6	9.2	0.0	63.2	
		19.0	19.0	14.7	5.5	6.1	8.6	10.4	17.8	6.7	18.4	3.1	11.0	0.0	50.3	
知的障がい者	43	0.0	41.9	14.0	23.3	23.3	11.6	2.3	2.3	4.7	4.7	0.0	11.6	0.0	32.6	
		11.6	27.9	20.9	32.6	11.6	11.6	11.6	14.0	18.6	7.0	2.3	2.3	2.3	44.2	
精神障がい者	128	5.5	1.6	0.8	3.1	7.0	3.1	2.3	1.6	0.0	0.8	0.0	33.6	1.6	45.3	
		8.6	12.5	7.8	7.0	18.0	4.7	11.7	8.6	3.1	2.3	1.6	21.9	1.6	43.8	
難病医療費等助成制度対象者	70	7.1	0.0	4.3	0.0	1.4	2.9	4.3	4.3	1.4	7.1	0.0	24.3	1.4	57.1	
		15.7	22.9	10.0	7.1	7.1	11.4	12.9	12.9	7.1	15.7	4.3	20.0	0.0	48.6	
障がい児・難病医療費等助成制度対象児童	32	3.1	15.6	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	9.4	0.0	31.3	0.0	46.9	
		9.4	34.4	31.3	28.1	28.1	15.6	28.1	12.5	31.3	15.6	6.3	15.6	0.0	34.4	

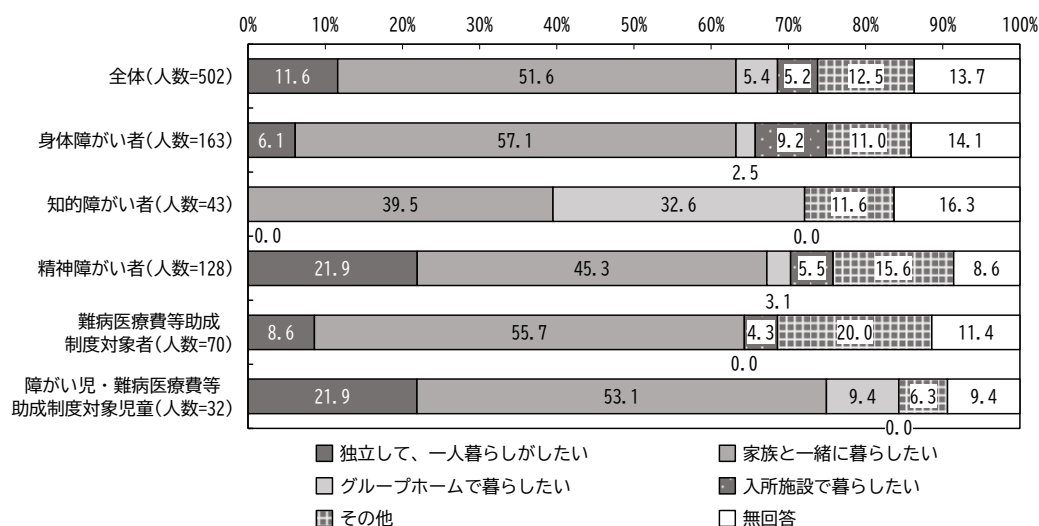
※上段：現在利用しているサービス 下段：今後利用したいサービス



(3) 将来の暮らしの希望

将来の暮らしの希望についてみると、「家族と一緒に暮らしたい」を除き、精神障がい者と障がい児・難病医療費等助成制度対象児童では「独立して、一人暮らしがしたい」の割合がそれぞれ21.9%と多く、知的障がい者では「グループホームで暮らしたい」の割合が、32.6%と多くなっています。

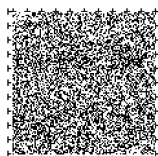
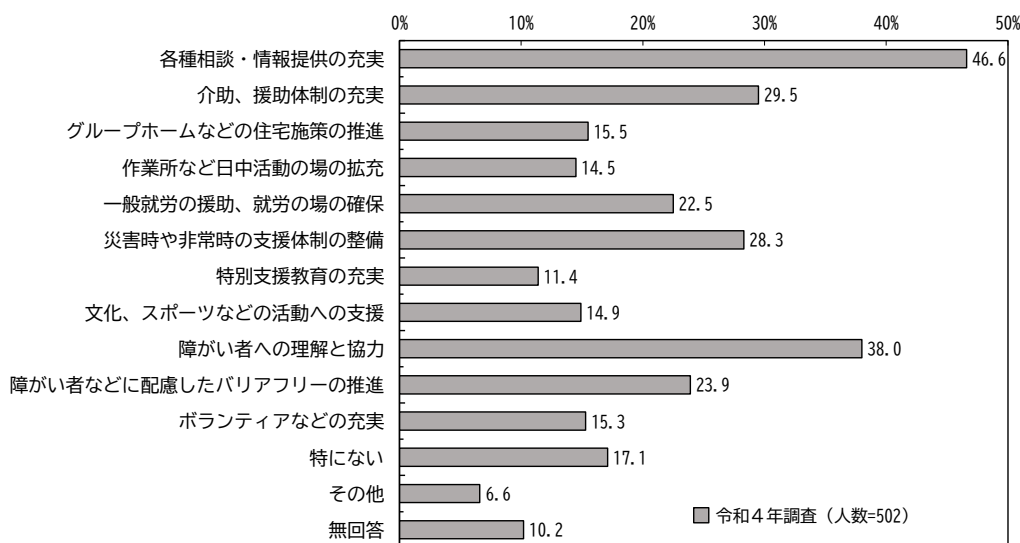
◆ 将来の暮らしの希望



(4) 今後充実してほしい障害福祉

今後充実してほしい障害福祉では、「各種相談・情報提供の充実」の割合が46.6%と最も多く、次いで、「障がい者への理解と協力」の割合が38.0%、「介助、援助体制の充実」の割合が29.5%となっています。

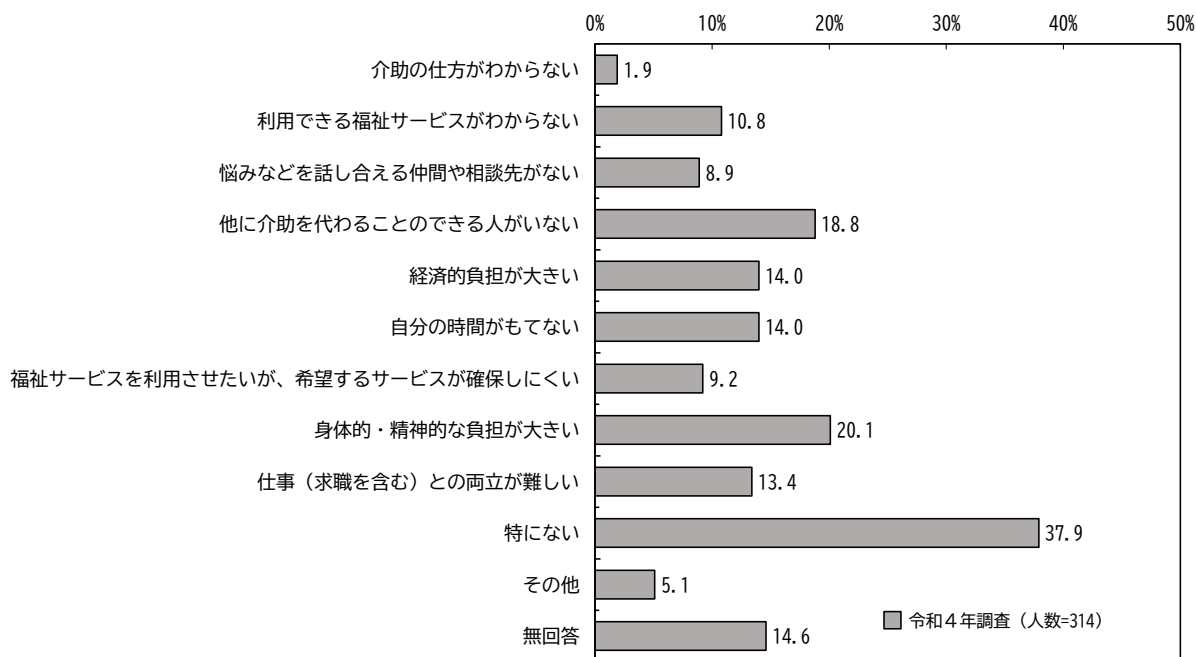
◆ 今後充実してほしい障害福祉【複数回答】



(5) 介助者・支援者の困りごと

介助者・支援者の困りごとでは、「特にない」を除き、「身体的・精神的な負担が大きい」の割合が20.1%と多く、次いで「他に介助を代わることのできる人がいない」の割合が18.8%となっています。

◆ 介助者・支援者の困っていること【複数回答】



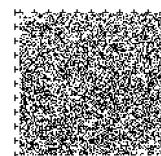
※人数（314）は、「介助・支援をされている方」の人数

3 保健・医療に関すること

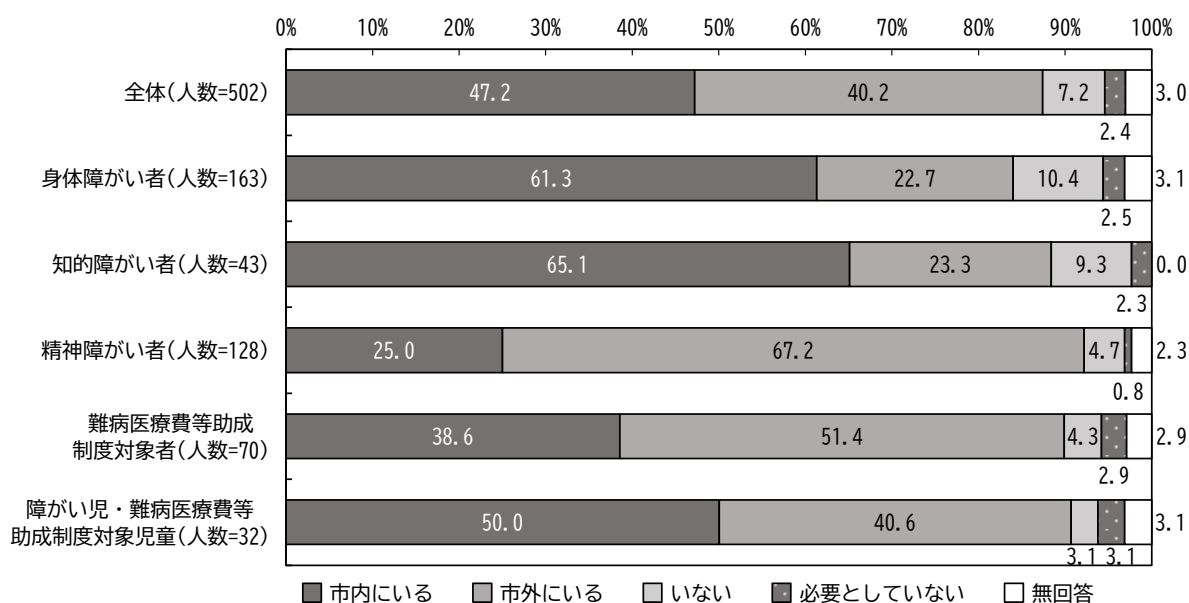
日常的に診療や相談を受けられる医師の有無では、「いない」の割合が7.2%であり、「市内または市外にいる」の割合が全体で87.4%となっています。

障害種別でみると、身体障がい者で「いない」の割合が10.4%と多くなっているほか、「市内にいる」の割合では、精神障がい者が25.0%と、他と比べて少なくなっています。

また、健康管理や医療について困ったり不便に思うことでは、「特にない」を除き、「医療費の負担が大きい」の割合が15.1%と多く、障害種別では、身体障がい者、難病医療費等助成制度対象者では、「医療費の負担が大きい」の割合が多いのに対し、知的障がい者、精神障がい者、障がい児・難病医療費等助成制度対象児童では、「障害のために症状が正確に伝えられない」の割合が多くなっています。



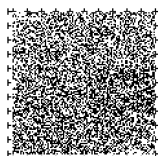
◆ 日常的に診療や相談などを受けられる医師



◆ 健康管理や医療について困ったり不便に思うこと【複数回答】

(単位：%)

	全体	近所に受診できない	訪問診療を依頼できない	伝えられないために症状が正確に	障害への配慮に欠けている	受診への手続きや案内などが	断られることがある	障害を理由に診察を	人がいないに付き添ってくれる	通院時に付き添ってくれる	医療費の負担が大きい	個室の利用に付き添いられない	入院の際に付き添いられない	特にな	その他	無回答
全体	502	11.8	2.8	11.6	7.4	2.4	3.8	15.1	0.6	53.2	6.6	5.8				
身体障がい者	163	8.6	2.5	2.5	4.9	0.6	3.7	15.3	0.0	60.7	4.9	7.4				
知的障がい者	43	9.3	4.7	44.2	18.6	2.3	2.3	9.3	4.7	32.6	2.3	4.7				
精神障がい者	128	14.1	1.6	14.1	7.8	3.1	3.9	12.5	0.8	50.8	7.0	6.3				
難病医療費等助成制度対象者	70	15.7	2.9	1.4	1.4	1.4	2.9	22.9	0.0	54.3	11.4	2.9				
障がい児・難病医療費等助成制度対象児童	32	15.6	0.0	34.4	15.6	6.3	3.1	25.0	0.0	37.5	3.1	6.3				

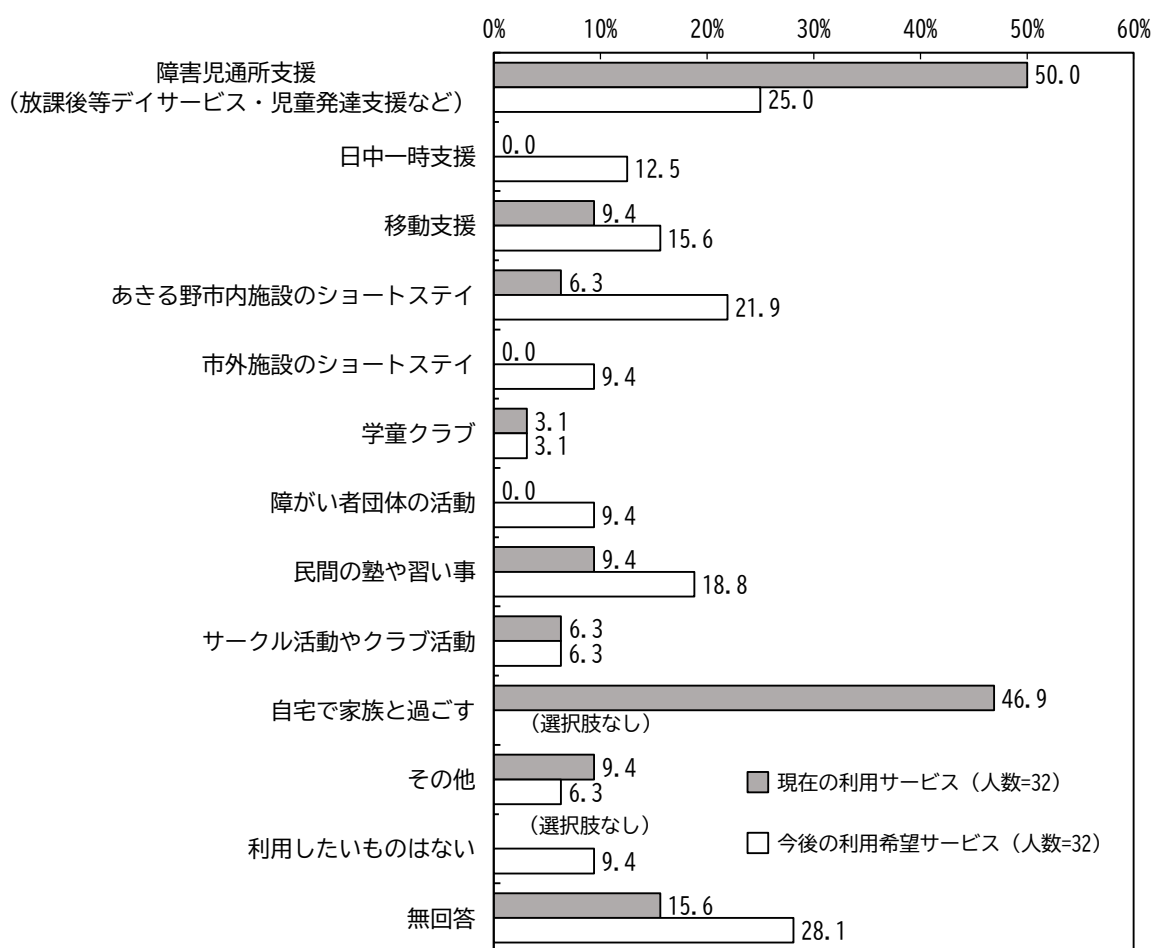


4 障がい児に関すること

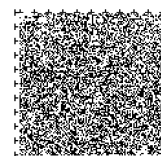
障がい児の現在の放課後や休日の過ごし方については、「障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）」の割合が50.0%と最も多くなっています。また、今後利用を希望するサービスでも、「障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）」の割合が25.0%と最も多くなっており、その他では「あきる野市内施設のショートステイ」や「民間の塾や習い事」を希望している方の割合が多くなっています。

また、卒園・卒業後の進路希望では、「特別支援学校に進学したい」の割合が34.4%と最も多くなっていますが、その他では、「小学校・中学校（特別支援学級）に進学したい」、「小学校・中学校（通常学級）に進学したい」の割合が多くなっています。

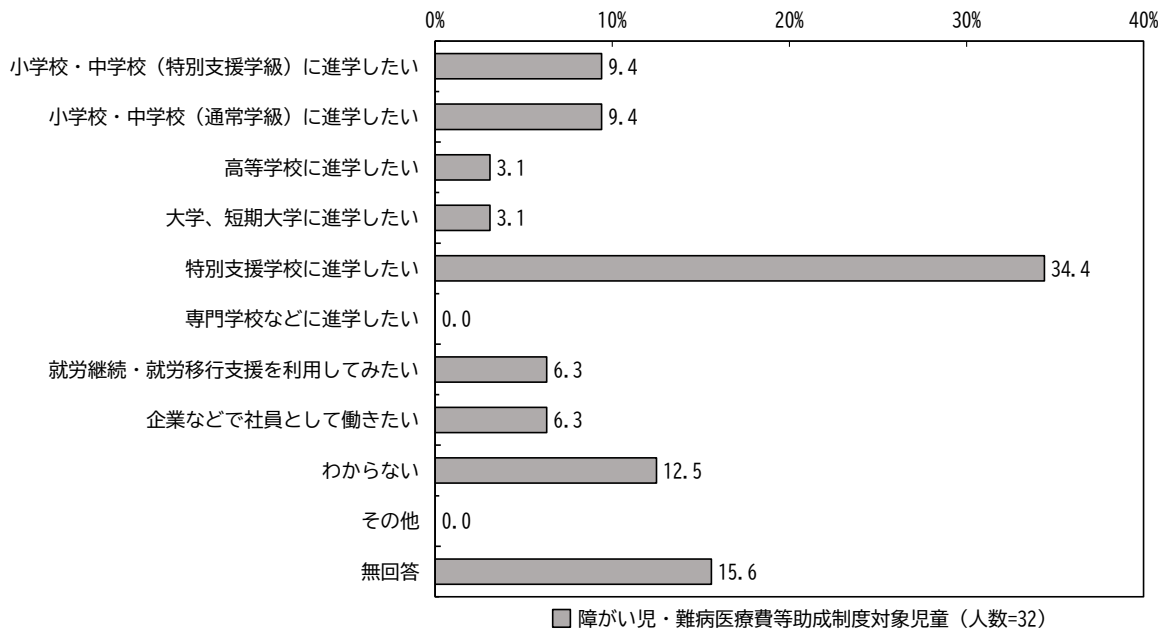
◆ 放課後や休日の過ごし方・現在の利用、今後の利用希望【複数回答】



※人数（32）は、「通園・通学をしている」と回答した障がい児等の人数



◆ 卒園・卒業後の進路希望

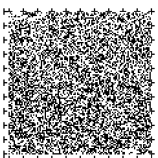
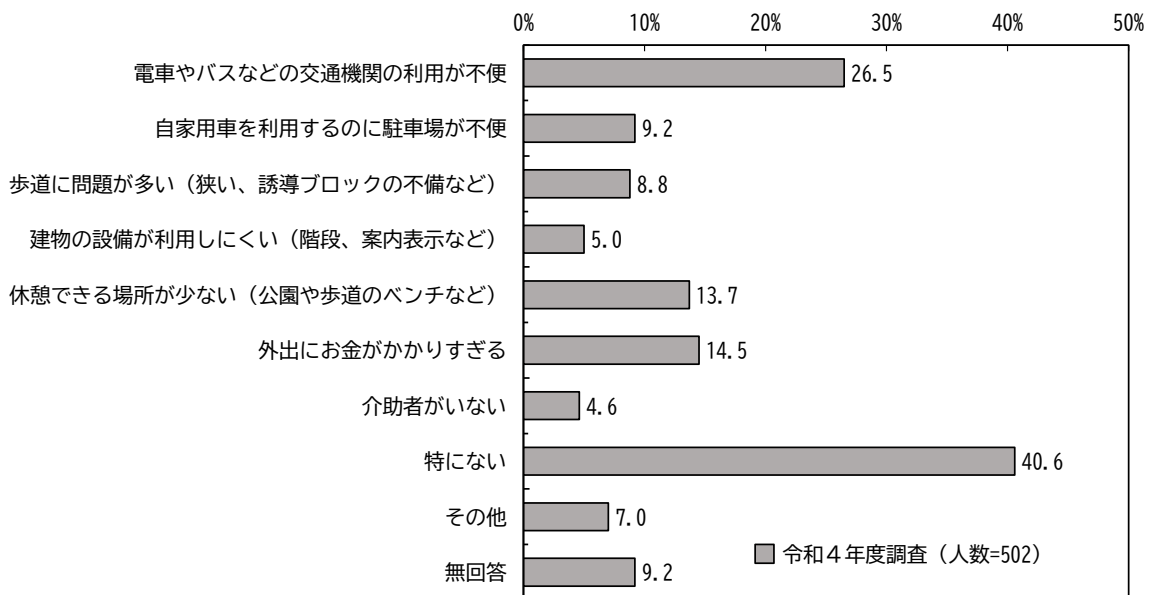


5 障がい者等の安全・安心に関すること

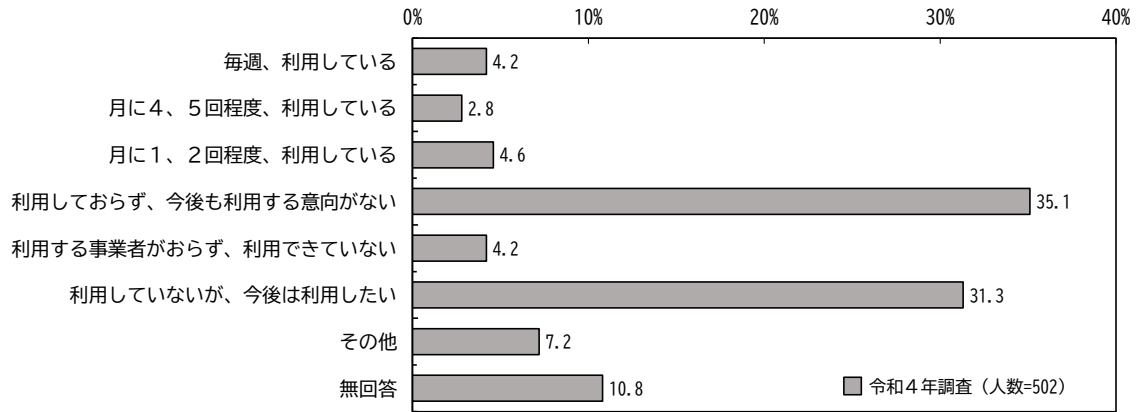
(1) 外出に関すること

外出の際に困ることでは、「特にない」を除き、「電車やバスなどの交通機関の利用が不便」の割合が26.5%と最も多くなっており、移動や外出の際の移動支援サービスの利用意向では、現在「利用していないが、今後は利用したい」の割合が31.3%となっています。

◆ 外出の際に困ること【複数回答】



◆ 移動や外出に関わる移動支援サービスの利用



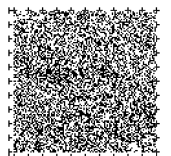
(2) 災害時の困りごと

災害時の困りごとについて、全体、身体障がい者及び精神障がい者では「できるだけ自宅で避難したいが水や食料が入手できるか不安がある」の割合が最も多く、知的障がい者及び障がい児・難病医療費等助成制度対象児童では、「避難所でほかの人と一緒に過ごすことに不安がある」、難病医療費等助成制度対象者では、「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある」の割合が最も多くなっています。

◆ 災害時に困ること【複数回答】

(単位：%)

	全体	災害の発生を知る方法がない	助けを求める方法がない	近くに助けてくれる人がいない	医療機器(人工呼吸器や吸引器)などが作動するか不安がある	薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある	できるだけ自宅では避難していただきたいが一人では不安がある	災害情報が入手できるか不安がある	できるだけ自宅でも避難していただけるか不安がある	水や食料が入手できるか不安がある	一人では避難できないが避難所に避難したいが一人では避難できない	避難所の設備や、必要な支援が受けられるか不安がある	避難所でほかの人と一緒に過ごすことに不安がある	相談先が分からない	特になし	その他	無回答
全体	502	6.8	9.0	9.8	5.0	36.9	16.7	24.1	40.8	11.8	23.7	32.3	12.2	17.7	4.2	6.6	
身体障がい者	163	5.5	6.7	4.9	5.5	33.7	12.9	25.8	41.7	8.0	18.4	19.0	9.8	23.3	2.5	8.6	
知的障がい者	43	4.7	7.0	4.7	9.3	23.3	16.3	20.9	30.2	16.3	44.2	51.2	18.6	20.9	7.0	2.3	
精神障がい者	128	10.2	13.3	21.1	1.6	44.5	20.3	28.1	48.4	10.9	23.4	39.1	16.4	10.9	2.3	6.3	
難病医療費等助成制度対象者	70	4.3	1.4	4.3	7.1	52.9	8.6	14.3	27.1	10.0	17.1	24.3	5.7	17.1	8.6	7.1	
障がい児・難病医療費等助成制度対象児童	32	12.5	18.8	9.4	6.3	21.9	31.3	18.8	40.6	28.1	25.0	53.1	15.6	15.6	0.0	0.0	



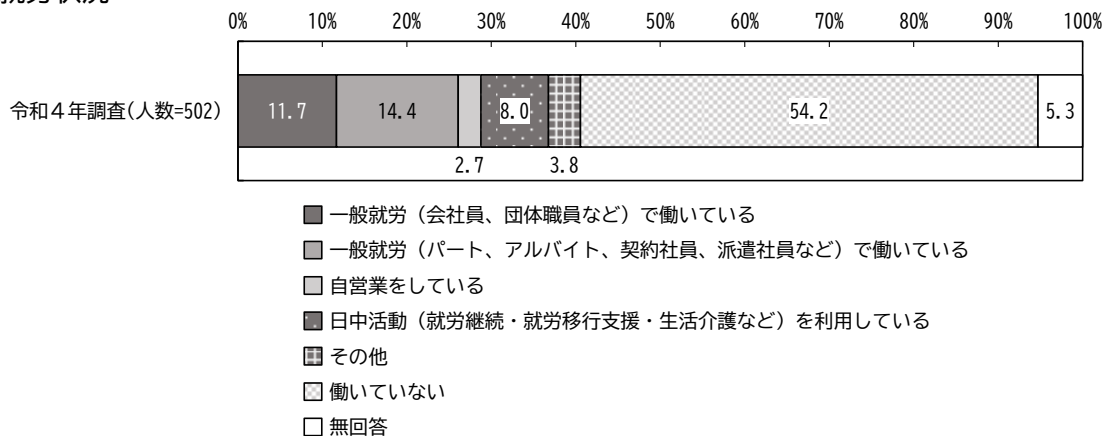
6 就労・社会参加に関すること

(1) 就労に関すること

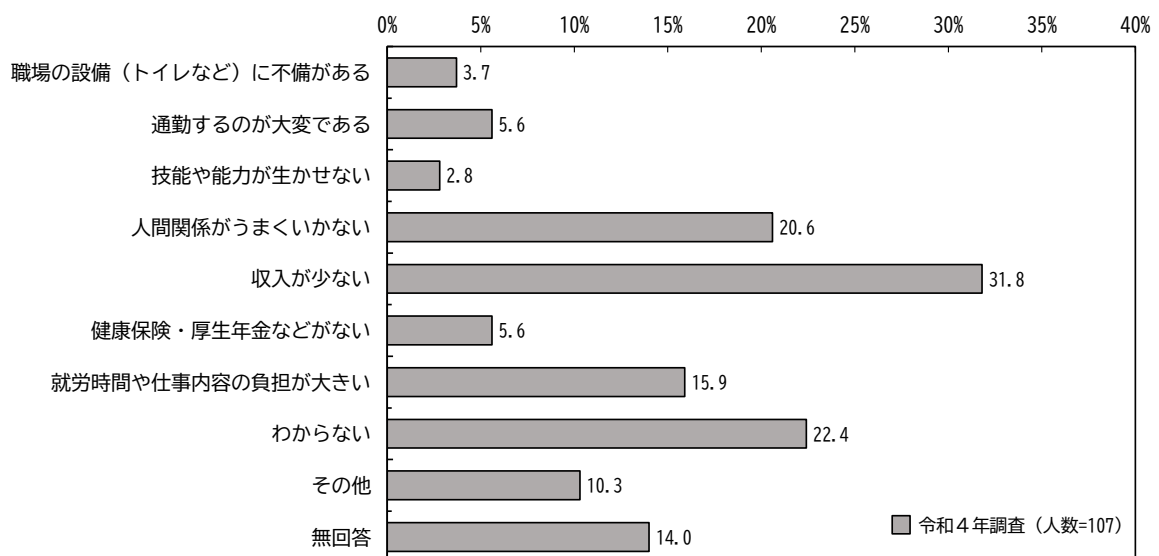
現在の就労状況についてみると、就労していない方が約5割である一方、就労している方は約3割となっており、就労している方の仕事をする上での不満や不安では、「収入が少ない」の割合が多くなっています。また、働いていない方の就労希望をみると、全体の約5割の方が「働きたいと思わない」と回答している一方、約3割の方が、何らかの形で「働きたい」と回答しており、障害種別では、精神障がい者の就労意欲が高くなっています。

なお、現在、働いている、働いていないに関わらず、働く際にあるとよいと思う就労支援では、「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」や「生活できる収入がもらえること」、「障がい者に合った労働条件（短時間労働など）が整っていること」の割合が多くなっています。

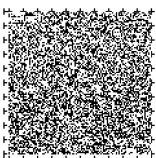
◆ 就労状況



◆ 仕事をする上での不満や不安【複数回答】



※人数（107）は、「働いていない」以外を選択した方の人数



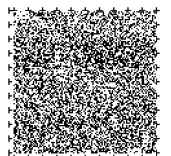
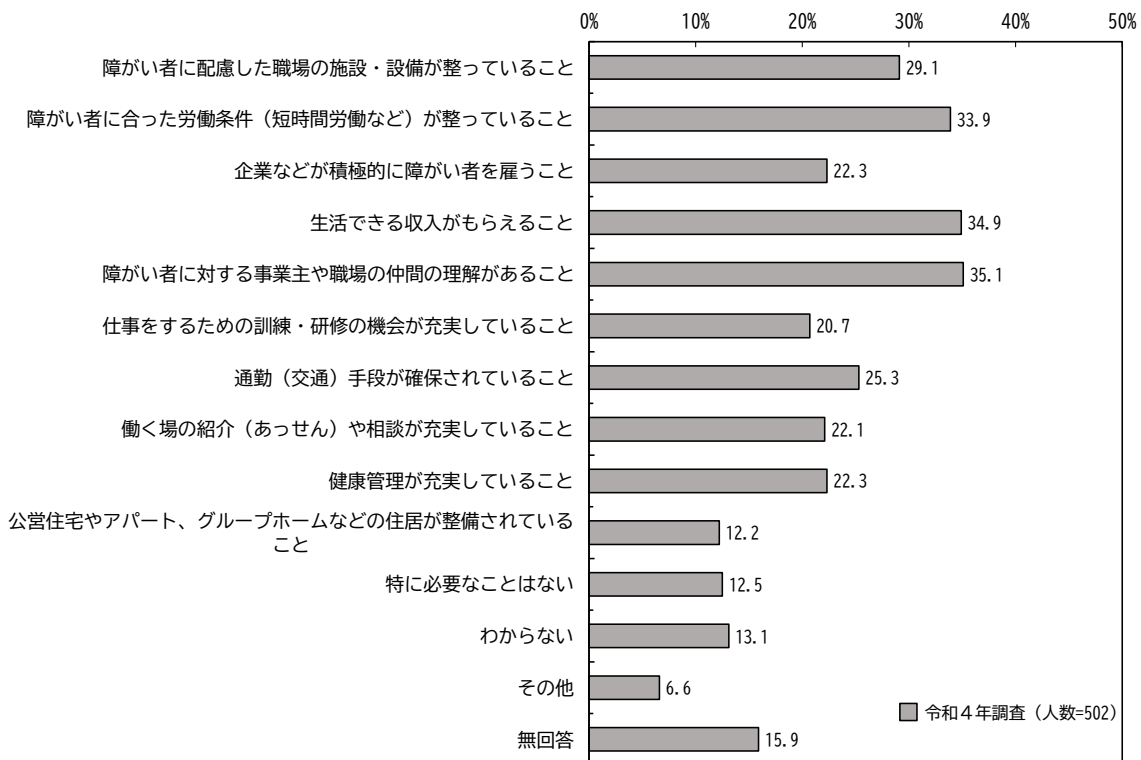
◆ 就労希望状況【複数回答】

(単位：%)

	全体	会社員、 として働 いてみた い	パート、 社員、派 遣社員な どとして 働いてみ たい	自営業を してみたい	就労継続・ 就労移行 支援を利 用してみ たい	働きたい とは思わ ない	わから ない	その他	無回 答
全体	143	7.0	15.4	2.8	8.4	50.3	21.0	16.8	1.4
身体障がい者	52	3.8	9.6	1.9	3.8	67.3	11.5	13.5	0.0
知的障がい者	5	0.0	40.0	0.0	40.0	20.0	40.0	0.0	0.0
精神障がい者	51	13.7	21.6	3.9	13.7	35.3	31.4	19.6	0.0
難病医療費等 助成制度対象者	26	3.8	11.5	3.8	3.8	53.8	11.5	23.1	7.7
障がい児・難病医療費等 助成制度対象児童	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※全体（143）は、「通園・通学しておらず、働いていない方」の人数

◆ 働く際にあるとよい就労支援【複数回答】



(2) 社会参加に関すること

趣味や地域の活動への参加状況をみると、全体では6割半ばの方が「参加していない」と回答しており、「参加していない」の割合が多くなっています。また、趣味や地域の活動に参加していない理由を尋ねると、全体、身体障がい者、精神障がい者及び難病医療費等助成制度対象者では「障害や健康状態に不安があり、参加できない」の割合が多くなっているほか、知的障がい者では、「一人では参加しにくい」、障がい児・難病医療費等助成制度対象児童では、「参加するきっかけがない」の割合が多くなっています。

◆ 趣味や地域の活動への参加状況【複数回答】

(単位：%)

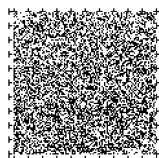
	全体	スポーツ	音楽	美術	料理教室	英会話教室	パソコン講習	教養講座	ボランティア活動	地域の活動	参加していない	その他	無回答
全体	502	8.0	6.0	1.6	0.2	0.2	0.6	1.4	3.2	9.8	66.9	6.2	6.4

◆ 趣味や地域の活動に参加していない理由【複数回答】

(単位：%)

	全体	参加したい活動がない	介助者がいない	参加の仕方がわからない	経済的に余裕がない	参加するきっかけがない	安新しい場所に行くのが不安	一人では参加しにくい	障害や健康状態に不安があり、参加できない	どのような活動があるのかわからない	年齢的に参加するのが難しい	その他	無回答
全体	336	22.0	6.5	15.8	15.2	22.6	18.2	24.1	35.4	25.6	22.9	9.8	2.4
身体障がい者	105	13.3	8.6	13.3	8.6	21.0	6.7	20.0	37.1	22.9	27.6	5.7	5.7
知的障がい者	25	20.0	4.0	12.0	0.0	24.0	24.0	52.0	16.0	40.0	20.0	12.0	4.0
精神障がい者	92	31.5	3.3	25.0	30.4	27.2	29.3	26.1	40.2	31.5	14.1	8.7	0.0
難病医療費等助成制度対象者	47	21.3	0.0	0.0	10.6	10.6	6.4	10.6	42.6	10.6	21.3	17.0	0.0
障がい児・難病医療費等助成制度対象児童	24	33.3	16.7	29.2	8.3	45.8	29.2	12.5	16.7	25.0	33.3	12.5	0.0

※全体（336）は、趣味や地域の活動に「参加していない方」の人数



第3節 現状を踏まえた課題

1 障害や障がい者に対する理解の促進等に関する課題

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するためには、あらゆる場面で、障害を理由とする差別がなくなることや、障がい者本人が自らの生活のあり方を選択し、行動できる環境が整うことが重要です。

本市では、市民に対して、障害者差別解消法の周知・啓発をはじめ、イベントや広報、ホームページなど、様々な場面・媒体を通じて、障害や障がい者に関する周知・啓発を進めてきました。

しかしながら、令和4年度のアンケート調査結果では、「障害者差別解消法の認知度」について、「知らない」もしくは「聞いたことはあるが、内容は分からない」の割合が約7割半にのぼり、また、障がい者等が自らの意思を示すための「ヘルプカードの認知度」について、「知らない」の割合が約4割にのぼっています。

こうしたことから、引き続き、様々な場面や媒体を通じて、市民に対して、障害や障がい者に対する理解を深めるため、周知・啓発を行っていく必要があります。

また、障がい者が安心して暮らす権利を侵害されないよう、障がい者等の虐待防止に対する取組や今後、親亡き後の支援が必要な障がい者の増加が見込まれるなど、判断能力が低下した障がい者等の権利や財産を守る取組も重要です。

特に、令和4年度のアンケート調査結果では、「成年後見制度の利用有無」について、「利用したい（「今は利用していないが将来は利用したい」、「利用したいが費用面で負担がかかる」と回答された方の合計）」の割合が約1割であるのに対し、「制度について聞いたことはあるがよく知らない」または「制度について聞いたことがない」の割合が約3割となっており、引き続き、成年後見制度の周知・啓発に向けた取組を進める必要があります。

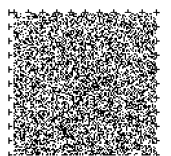
2 障がい者の自立生活・意思決定支援の促進に関する課題

障がい者が自らの意思で選択し、社会に参加し、生きがいを持って地域で自立した生活を送るためには、必要な意思決定支援が図られるとともに、障がい者が自らの決定に基づき、地域社会で必要なサービスを受けられる体制を整備することが必要です。

本市では、障がい者の自立生活・意思決定支援として、各種相談支援体制の充実や地域福祉ネットワークの強化、サービス提供体制の充実に関して取り組んできました。

令和4年度のアンケート調査結果では、今後、充実してほしい障害福祉として、「各種相談・情報提供の充実」の割合が約4割半と最も多く回答しています。

また、現在のサービス利用は少ないものの、今後利用したいと思うサービスでは、「外出時の付



き添いや支援」「ホームヘルパーなどによる介護や日常生活への支援」「施設に短期入所するサービス」といった、障がい者の自立や生活支援に関する内容が多く挙げられています。

近年、障がい者及びその世帯を取り巻く課題は複雑・複合化する傾向にあり、相談支援の役割がこれまでに増して重要となっています。今後も安心して地域生活を送れるよう各種相談支援体制を体系化して整え、障がい者の各種ニーズに対応するため、柔軟なサービス提供体制の確保に取り組んでいくことが必要です。

さらに、本市では、近年の少子高齢化や障害者手帳所持者の増加などを背景に、福祉人材の確保・育成についても大きな課題となっています。なお、福祉人材の不足により、障害福祉サービスにおける需要と供給のバランスが取れていない状況も見受けられます。

そのため、専門性を高めるための研修や関係機関との連携の推進、障害福祉現場の魅力に関する周知・広報などの取組を推進するとともに、福祉人材の担い手の確保に関する取組を進める必要があります。

3 保健・医療に関する課題

住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくためには、生活の基礎となる健康の保持・増進が図られるとともに、地域社会に適切な医療・リハビリテーション体制が整っていることが重要です。他にも、自立支援医療等の様々な医療費助成制度を通じて、障がい者が適切な医療を受け続けられることが必要です。

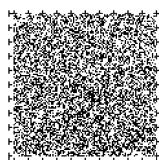
本市では生活習慣病の予防や、適切な治療につなげるため、健康診査や各種検診を実施しています。また、診査等の結果に基づき、健康相談等の保健事業を実施するなど、医療・保健・福祉の連携の下で、市民の健康の保持・増進に取り組んでいます。

今後も、こうした各種保健事業を通じて、障がい者の健康の保持・増進を図り、障がい者が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域社会を形成していくことが必要です。

医療においては、疾病や障害の種類・程度、状況、年齢等、特性に応じた支援が必要となることから、身近で慣れ親しんだ医療機関や、気軽な相談先として、「かかりつけ医」を持つことを推進しています。

令和4年度のアンケート調査結果では、日常的に診療や相談等を受けられる医師について、全体では約1割の方が「いない」と回答していることから、引き続き、かかりつけ医の普及を促進するとともに、障がい者が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、地域医療情報等の提供体制を充実させることが必要です。

さらに、難病患者や高次脳機能障がい者、重症心身障がい者とその家族に対しては、障害や疾病の状態、家族の支援の状況などが個々に異なることから、医療・保健・福祉の関係機関・事業



者が連携し、情報等の共有化を図りながら、適切な医療・サービスを提供するとともに、地域や職場で配慮が得られるよう、市民に対し当該障害や疾病の理解・啓発に取り組むことが必要です。

4 障がい児支援の充実に向けた課題

障害の状況や特性に応じて、障がい児一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期から成長の段階に応じた切れ目のない支援を受けながら、障害の軽減や基本的な生活能力・機能の向上を図ることが必要です。また、適切な支援につなげるためには、障害や疾病の早期発見と適切な医療、訓練を受ける体制が整備されていることが重要です。

本市では、子どもとその家族への一体的な支援を図るため、生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、乳児の身体の発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児健康診査を実施し、医療や経過観察が必要とされた乳幼児には継続的な相談や訪問指導、早期療育への円滑な移行を支援しています。

また、幼稚園や保育園との連携による巡回相談を行い、必要な指導・支援を行うほか、障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援）を提供する等、障害や疾病の早期発見と療育による障がい児の生活力の向上に取り組んでいます。

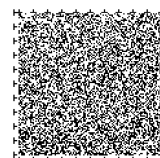
令和4年度のアンケート調査結果では、「放課後や休日の過ごし方」について、「障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援等）」の回答が多くなっています。

令和5年度末現在、本市では児童発達支援事業所が6か所、放課後等デイサービス事業所が9か所ありますが、利用者数は、いずれも横ばいから増加傾向となっており、引き続き、関係機関等の連携による地域支援体制の強化と事業所の質の向上が求められています。

教育においては、特別支援教育コーディネーターの複数指名や巡回相談の充実、相談支援ファイルの作成・活用等を推進するほか、「特別支援教室」を設置し、在籍校において、発達の状態に応じた教育内容や個別指導等を提供するなど、特別支援教育の充実に取り組んでいます。

しかしながら、特別な支援を必要とする児童・生徒が増加していることや、個々の障害の程度・状況が異なることから、個々の障害や発達の状況に合わせた多種多様な教育内容が求められるほか、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの更なる推進が必要です。

また、障がい児の支援に当たっては、その家族に対する相談支援も欠かせないことから、支援者である家族が気軽に相談できるよう、引き続き、相談支援体制の充実・強化や、ペアレントトレーニング等に取り組んでいき、支援者として家族も一緒に成長していくことも必要となります。



5 障がい者等の安全・安心に向けた課題

障がい者にとって住みやすい環境は、全ての人々にとって快適に生活ができる環境となります。建築物や道路等のバリアフリー化、住宅の確保等、ユニバーサルデザインの考えを踏まえた福祉のまちづくりに取り組むことは、障がい者が地域の中で安心して暮らせるための基盤となります。

令和4年度のアンケート調査結果では、「日常生活の困りごと」では、「外出に支障がある」が約2割半ばとなっているほか、「外出に関する困りごと」について、「電車やバスなどの交通機関の利用が不便」が約3割となっています。社会参加に向け、安心して外出や移動ができるよう、引き続き、道路や駅の段差の解消、歩道等の整備、利用しやすい交通機関の整備などが求められます。

また、「将来の暮らしの希望」として、全体では「家族と一緒に暮らしたい」が約5割となっているほか、精神障がい者及び障がい児・難病医療費等助成制度対象児童では「独立して、一人暮らしがしたい」が約2割、知的障がい者では「グループホームで暮らしたい」が約3割と多くなっています。

こうしたことから、今後も障がい者が身近な住み慣れた地域で家族と暮らすことのできる環境づくりや、自立した生活、グループホームへの入居に関する相談や手続などに関する支援を充実していくことが必要です。

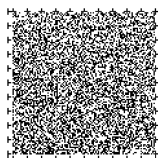
また、障がい者が安定した暮らしを営むためには、日常的な生活への支援に加えて、災害時の支援体制の整備や防犯対策がなされていることも大切な要素となります。

災害については、ここ数年で、東日本大震災や能登半島地震のような大きな地震が発生しているほか、台風や降雨災害なども多く発生しており、自力で避難することが困難な障がい者にとっては、日頃からの備えや周囲の支援が不可欠となります。

そのため、平常時から、地域の自主防災組織とともに障がい者が地域の防災訓練等に参加しやすい環境づくりを推進するほか、発災時における地域ぐるみの支援体制づくりを促進することが必要です。

また、令和4年度のアンケート調査結果では、「災害時の困りごと」として、難病医療費等助成制度対象者では「薬や必要な医療的ケアが受けられるかどうか不安がある」が約5割、知的障がい者及び障がい児・難病医療費等助成制度対象児童では「避難所でほかの人と一緒に過ごすことに不安がある」が約5割となっています。

災害時に感じる不安は、共通の部分もありますが、障害の特性によって異なります。障害の特性に応じた防災対策を進めて行くことが必要であることから、障がいのある人が安心して過ごすことができる避難所の整備等、災害時の避難所生活に対する不安の解消や医療的な支援が必要な



方への支援体制の強化に向けた取組が求められます。なお、自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等が二次避難所（福祉避難所）として指定されることになっています。

さらに、防犯面では、平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設で発生した事件を踏まえ、施設の防犯対策を図る必要があるほか、スマートフォンの普及等により、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じて、見知らぬ人と関係を持ち、トラブルとなるケースや消費者被害に遭うケースが少なくないことから、引き続き、必要な対策を講じていくことが重要です。

また、障がい者が自らの選択により自立した生活を送るためには、判断の材料となる正確な情報の取得が欠かせないため、伝達に困難が生じる方については、手話対応や要約筆記、漢字のルビ、絵カード、音声ガイド等、障害の特性に合わせた配慮が必要です。

6 就労・社会参加に向けた課題

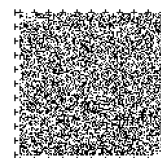
障がい者が就労の機会を得ることは、生活を営むための手段である以上に、地域社会の一員として社会参加し、生きがいを見出す上で重要なものであり、生活の質の向上につながるものとなります。そのためには、障害種別や個々の特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境を整えることが大切であり、働く職場の理解、ハローワーク等の関係機関との連携による就労支援や職場定着支援等を進めることが必要です。

平成30年の「障害者総合支援法」の改正においては、一般就労移行後の生活面における相談・助言等に応じる就労定着支援事業の設置による就労支援の強化が掲げられたほか、令和2年の「障害者雇用促進法」の改正においては、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用に対する支援や、国及び地方公共団体の責務として、率先して障がい者を雇用することなどが規定されました。また、令和4年の改正時に創設された就労選択支援については、就労アセスメントの取組など、情報収集等を行っていく必要があります。

令和4年度のアンケート調査結果では、「就労支援に求めること」として、「事業主や職場仲間の障害に対する理解があること」や「生活できる収入がもらえること」が約3割半ばと多くなっています。

法制度の改正などにより、障がい者の就労機会の増加が予想されますが、併せて、事業主や職場仲間の障がい者に対する理解の促進や、福祉的就労における収入面での支援を充実することも必要です。

こうしたことから、引き続き、ハローワークなどの関係機関と連携し、障がい者の企業への就労促進と、障がい者雇用に対する理解の啓発等の取組を推進するとともに、福祉的就労においては、販路の拡大と工賃の向上に向けた優先調達の取組などを推進し、働きたい、利用したいと思



える福祉的就労の場の充実が必要になります。

また、障がい者の充実した日常生活の実現には、スポーツや芸術・文化活動に親しむことができる環境づくりが重要となります。

令和4年度のアンケート調査結果では、「趣味や地域の活動に参加していない理由」として、障がい児・難病医療費助成制度対象児童では「参加するきっかけがない」の割合が最も多く、知的障がい者では「一人では参加しにくい」の割合が最も多くなっています。

市では、教育部門との連携や民間事業者等の活用により、障がい者がスポーツや芸術文化活動を楽しむ機会の充実に努めていますが、障がい者に対するスポーツ・芸術文化活動等の情報提供のあり方、参加するための移動手段が課題となっています。

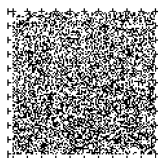
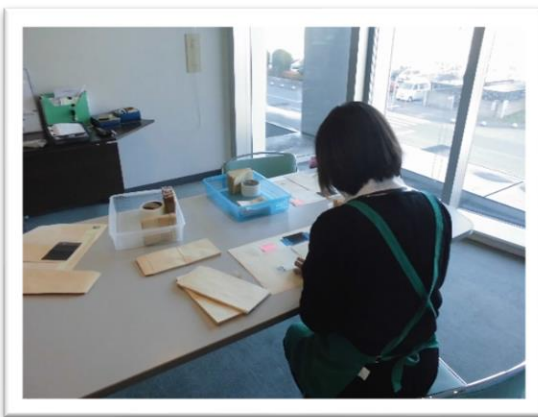
障害によって、社会参加が妨げられることなく、あらゆる人と共生・共存ができるような社会づくりや社会生活を促進するための支援を充実していく必要があります。

市役所職場体験実習



封入作業やシール・切手貼り作業など、市役所各課の様々な作業を行っています。

実習を通して、企業就労に必要な職場でのマナー、仕事の質、作業スピードの向上を目指しています。今後の就職活動に向けたステップとなります。



第3章 障がい者計画

第1節 基本理念

本市では、障害者基本法の「障害の有無にかかわらず、個人として基本的人権が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながらともに地域の中で生活できる社会の実現を目指す」という共生社会の実現に向けた目的に基づき、誰もが地域でいきいきと暮らせるまちづくりを目指してきました。

近年、わが国では、令和4年6月に、「児童福祉法」が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や、児童の意見聴取等の仕組みの整備を行うとされたほか、令和5年に施行された「障害者総合支援法」により、障害者等の地域生活の支援体制の充実や、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進などが進められています。

また、「改正障害者差別解消法」の施行日を令和6年4月とする政令が閣議決定され、障害を理由とする差別の解消の推進や、これまで努力義務とされていた事業所による合理的配慮の提供が義務化されました。

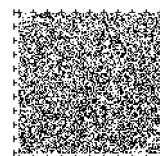
障がい者が、自分らしく、自分の意思に基づき、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会資源の整備がなされ、ライフステージに応じたサービス等の必要な支援が受けられることにより、障がい者一人一人が、地域活動や就労、教育、スポーツ・芸術文化活動等の社会活動に積極的に参加することを通じて、輝くことができるまちづくりを推進していくことが望まれます。

このようなことから、従来の方針の理念を継承し、本計画では基本理念として「誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり」「誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり」を引き続き掲げ、障がい者福祉の推進に取り組んでいきます。

【 基本理念 】

障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加し、個性を生かして、輝くまちづくり



第2節 基本目標・施策体系

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の6つの基本目標を設定し、各種施策を展開します。

基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成に向け、引き続き、障害者差別解消法の周知・啓発をはじめ、イベントや広報、ホームページなど、様々な場面・媒体を通じて、障害や障がい者に関する周知・啓発を推進するとともに、地域住民の福祉意識の醸成に向けた福祉教育の充実を図ります。

なお、障害者差別解消法などの周知・啓発及び地域住民の福祉意識の醸成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止やICT（情報通信技術）利活用の普及などの社会的背景を踏まえ、新たな手法について検討します。

また、障がい者が安心して暮らす権利を侵害されないよう、成年後見制度等の利用の促進に関する取組を進めるとともに、障がい者の虐待防止の観点から、関係機関と連携した支援体制の強化や障がい者の虐待防止の促進に関する周知・啓発を推進します。

【 施策の方向性 】

- 1 障害や障がい者に対する理解の促進
- 2 権利擁護の推進

基本目標2 自立した生活の支援と意思決定支援の促進

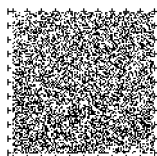
障がい者の自立生活・意思決定支援の促進に向け、あきる野市障がい者基幹相談支援センターが中核的役割を担うとともに、地域生活支援拠点等の整備について検討します。

また、障がい者の各種ニーズ等に対応するため、引き続き、地域福祉ネットワークの強化と地域自立支援協議会において福祉人材の確保・育成に向けた今後の施策整備について検討するとともに、東京都との連携や、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むなど、包括的な支援体制の構築を推進します。

その他、障がい者の地域生活を支援する取組として、引き続き、障がい者に対する各種経済的支援を実施します。加えて、令和元年度に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、引き続き、アクセシブルな電子書籍等を利用するための情報・意思疎通支援用具の給付を行います。

【 施策の方向性 】

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域生活を支える支援とサービスの充実
- 3 経済的支援の実施
- 4 情報提供・意思疎通支援の充実



基本目標3 保健・医療の充実

障がい者が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域社会の形成に向け、各種保健事業を通じて障がい者の健康の保持・増進を図るとともに、引き続き、かかりつけ医の普及促進と地域医療情報等の提供体制の充実・強化を図ります。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の観点から、精神障がい者に対する適切な地域移行・地域定着支援への取組を強化するとともに、平成30年に施行された「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、引き続き、関係機関や他の福祉サービスと連携してギャンブル依存症患者への支援を実施します。

さらに、難病患者、高次脳機能障がい者、重症心身障がい者及び医療的ケア児とその家族に対しては、障害や疾病の状態、家族の支援状況などが個々に異なることから、保健、福祉、子育て及び教育等の関係機関や事業者が連携し、情報等の共有化を図りながら実態の把握に努め、特性に配慮した支援体制の整備に努めるとともに、適切な医療・サービスを提供します。その他にも、地域や職場で配慮が得られるよう、市民に対し当該障害や疾病の理解・啓発に取り組みます。

【 施策の方向性 】

- 1 保健事業の充実
- 2 医療の充実

基本目標4 障がい児支援の充実

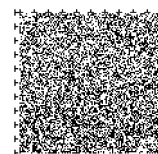
障がい児やその家族への一体的な支援の充実及び早期発見・早期療育の推進に向け、母子保健、子育て・保育、教育、障害の関係部署及び関係機関が連携した切れ目のない支援体制を構築するとともに、支援者である家族が身近に相談できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

特に医療的ケアを必要とする児童及びその家族に対して、関係機関が連携した協議の場を整備し、総合的・包括的な支援体制の整備を進めるとともに、ペアレントトレーニング等を通じた家族への支援体制の充実についても推進します。

教育においては、共生社会の形成に向けた障がいのない児童・生徒とともに学ぶインクルーシブ教育システムの更なる推進を図るとともに、関係機関との連携の下、障害児通所支援等の体制整備を推進します。

【 施策の方向性 】

- 1 障がい児支援体制の充実
- 2 早期発見・早期療育の推進
- 3 学齢期の子どもの教育・療育の推進



基本目標5 障がい者等が安全・安心に生活できる地域環境づくり

障がい者等が安全・安心に生活できる地域環境の形成に向けバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの視点から、道路や駅の段差の解消、歩道等の整備、利用しやすい交通機関の整備等を引き続き推進します。

また、防災面では、平常時から、障がい者が地域の防災訓練等に参加しやすい環境づくりや、発災時における地域ぐるみの支援体制づくりなどの防災対策の推進をするとともに、障害があっても安心して過ごすことができる避難所の整備等、災害時の避難所生活に対する不安の解消や医療的な支援が必要な方へ支援体制の整備を促進します。

【 施策の方向性 】

- 1 居住環境の整備とバリアフリー化の推進
- 2 防災・防犯対策の推進

基本目標6 就労・社会参加による生きがいづくり

障がい者の企業への就労促進・定着に向け、引き続き、あきる野市障がい者就労・生活支援センターを中心に障がいのある方がいつでも安心して相談できる場所を築き、さらに、ハローワークなどの関係機関との連携強化及び企業に対する障がい者雇用の理解の啓発に取り組みます。

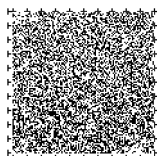
福祉的就労においては、働きたい、利用したいと思える福祉的就労の場の充実、販路の拡大と工賃の向上に向けた優先調達などを推進するとともに、農福連携の取組を推進します。

一般就労では、障がい者の多様なニーズに対する支援の推進を目的に、就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用等も含めた体制整備に努めます。

また、障がい者の社会参加の促進に向け、引き続き、教育部門や民間事業者等との連携により、障がい者がスポーツや芸術文化活動を楽しむ機会の充実に努めるとともに、新たな情報提供のあり方や、参加するための移動手段の充実を図るため、福祉人材の確保策などの検討を行います。

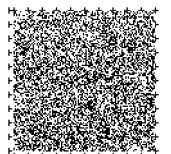
【 施策の方向性 】

- 1 企業就労の促進
- 2 日中活動の充実
- 3 社会参加の促進



施策体系図

基本理念	基本目標	施策の方向	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障害のあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、安心して自分らしく自立した生活ができるまちづくり</p>	<p style="text-align: center;">基本目標 1</p> <p>障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進</p>	<p>障害や障がい者に対する理解の促進</p> <p>権利擁護の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①障害を理由とする差別の解消の推進 ②啓発・広報活動の推進 ③福祉教育の充実 ①成年後見制度の利用促進 ②虐待防止の推進
	<p style="text-align: center;">基本目標 2</p> <p>自立した生活の支援と意思決定支援の促進</p>	<p>相談支援体制の充実</p> <p>地域生活を支える支援とサービスの充実</p> <p>経済的支援の実施</p> <p>情報提供・意思疎通支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援体制の強化 ①地域福祉ネットワークの強化 ②サービス提供体制の充実と質の向上 ③障害福祉を支える人材の確保・育成 ①年金・手当・助成制度の周知・実施 ②各種割引・減免制度の利用促進 ①情報提供の充実 ②コミュニケーション支援の充実
	<p style="text-align: center;">基本目標 3</p> <p>保健・医療の充実</p>	<p>保健事業の充実</p> <p>医療の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①疾病の早期発見と予防の促進 ②精神保健福祉の充実 ③難病患者に対する支援の充実 ④高次脳機能障がい者に対する支援の充実 ⑤重症心身障がい者に対する支援の充実 ①医療費の助成と医療機関との連携
	<p style="text-align: center;">基本目標 4</p> <p>障がい児支援の充実</p>	<p>障がい児支援体制の充実</p> <p>早期発見・早期療育の推進</p> <p>学齢期の子どもの教育・療育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい児や家族に対する支援体制の充実 ①乳幼児に対する保健事業の充実 ②未就学児への療育の推進 ③発達障がい児に対する支援の充実 ①特別支援教育の充実 ②教育相談等の充実 ③休日、放課後等余暇活動の支援
	<p style="text-align: center;">基本目標 5</p> <p>障がい者等が安全・安心に生活できる地域環境づくり</p>	<p>居住環境の整備とバリアフリー化の推進</p> <p>防災・防犯対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①住まいの確保・整備 ②公共施設等のバリアフリー化の推進 ①防災対策の充実 ②防犯対策の充実
	<p style="text-align: center;">基本目標 6</p> <p>就労・社会参加による生きがいづくり</p>	<p>企業就労の促進</p> <p>日中活動の充実</p> <p>社会参加の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①企業就労に向けた支援体制の充実 ②市内における雇用機会の創出 ①福祉的就労の充実 ②生活介護事業の充実 ③工賃の向上に向けた事業者ネットワークの強化 ①スポーツ・芸術文化活動への参加の促進 ②地域活動への参加の促進



第3節 施策の展開

本計画では、障がい者福祉施策の総合的かつ横断的な取組を推進するため、6つの基本目標と16の施策の方向性のもと、各種施策を展開します。

基本目標1 障害や障がい者に対する理解の促進と権利擁護の推進

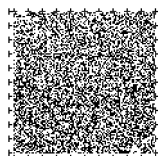
(1) 障害や障がい者に対する理解の促進

① 障害を理由とする差別の解消の推進

施策名	取組内容	担当課
障害者差別解消法の周知・啓発	障害者差別解消法について、市民の関心を高め、理解を深めるため、広報やホームページなどの従来の周知方法に加え、ICT（情報通信技術）の普及などの社会的背景を踏まえ、メール等を活用した新たな周知方法を検討するなど、周知・啓発活動の取組を強化します。また、市内の障がい者団体等への意見聴取により、状況の把握に努めるとともに、事例等について、東京都と情報共有を行うことで、市内における障害者差別解消に関する積極的な活動を推進します。	障がい者支援課

② 啓発・広報活動の推進

施策名	取組内容	担当課
障がい者週間等におけるイベント・講演会の開催	「障害者週間（12月3日から12月9日まで）」において、障がい者団体や日中活動系事業所の活動内容を紹介する展示イベントを行います。また、障がい者週間と難病や高次脳機能障害などの講演会の開催時期を合わせた相乗的な障害に対する理解の促進を図るとともに、引き続き、周知活動等を実施し、障害や障がい者に対する理解の促進を図ります。	障がい者支援課
広報・ホームページ等を通じた広報活動の充実	広報やホームページ等を活用し、市内の福祉事業所や障がい者団体等が主催する講演会やイベント等の活動を周知するとともに、広報等による情報の一元化・集約化等を推進することで情報提供の充実を図ります。	障がい者支援課



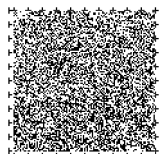
施策名	取組内容	担当課
市職員に対する障がい者理解の周知・啓発	市で作成した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、市職員に対して、障がい者差別に関する研修を行うとともに、窓口等において筆談ボードを設置する等して、障がい者に対する思いやりの心を醸成するなど、障がい者理解の周知・啓発を図ります。	障がい者支援課 職員課
障害に関するシンボルマークの周知・啓発	障害について分かりやすく表示したシンボルマークの理解を深め、必要とする人に適切な配慮が図られるよう、障がい者福祉の手引やホームページ等で周知・啓発を図ります。	障がい者支援課
身体障害者補助犬の普及・啓発	イベント等で身体障害者補助犬リーフレットを配布することで、身体障がい者が補助犬を同伴して、公共交通機関や公共施設、商業施設等を円滑に利用できるように、補助犬の普及・啓発に努めます。	障がい者支援課
投票所における配慮	投票所において、案内方法や投票設備の設置等、障がい者に配慮した投票環境の充実を図るとともに、移動に支援が必要な人に配慮したバリアフリー化に努めます。また、既にバリアフリー化されている本庁舎や出張所などでの期日前投票所の利用の周知を図ります。	選挙管理委員会 事務局

身体障害者補助犬の普及・啓発の様子



③ 福祉教育の充実

施策名	取組内容	担当課
障害や障がい者に対する理解を深める教育の充実	総合的な学習の時間、特別活動の時間等に実施する車椅子体験やアイマスク体験等の福祉体験学習を通して、他者理解、思いやりの気持ちなどを育むとともに、互いに正しく理解し、共に助け合って生きていくことの大切さを学ぶ機会を提供します。また、手話講座や高次脳機能障害などについての講演会に障がいのある方を講師として招き、障がい者理解の促進を図ります。	障がい者支援課 指導室

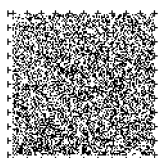


施策名	取組内容	担当課
交流及び共同学習の推進	特別支援学級（固定）と通常の学級との交流及び共同学習の充実を図るとともに、東京都立あきる野学園と市内小・中学校で学校間交流を計画的に実施するなど、多様性を尊重する心を育みます。	指導室
地域住民との交流の推進	障害者支援施設等が開催する行事のうち、地域住民の参加が可能な行事の周知を図るとともに、産業祭等の障がい者が参加できる行事の把握・情報発信をすることにより、地域参加の機会を増やし、地域住民と障がい者の相互交流・相互理解を促進します。	障がい者支援課
小・中学校における障害に対する理解の周知・啓発	市では、難病や高次脳機能障害等の理解に向けて、医師等による講演会や障がい者とのコミュニケーションの取り方や具体的なサポート方法等、知識・情報の提供に努めています。また、障害に対する理解を図るため、小学生から中学生までに対して難病や高次脳機能障害等に関するチラシ配布など、周知・啓発を図ります。	障がい者支援課

（２）権利擁護の推進

① 成年後見制度の利用促進

施策名	取組内容	担当課
成年後見制度利用支援事業の推進	成年後見制度についての理解を深め、成年後見制度の利用が相当と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用の促進を図るとともに、身寄りがないなどの理由で申立てができない場合の市長申立てや、申立て費用、報酬費用の助成についても必要に応じて対応する等、引き続き権利の擁護を図ります。	障がい者支援課
成年後見制度の利用促進 重点	<p>成年後見制度を必要な人が適切に利用できるよう、また、利用者がメリットを実感できる制度とするため、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、地域連携ネットワークのコーディネートを担う、社会福祉協議会に設置した「中核機関」を中心に、成年後見制度の周知・啓発及び利用相談や申立ての支援を行います。</p> <p>成年後見制度を利用する方が多様な選択を行えるよう、法人後見の実施や市民後見人の活用に向けて検討・協議を進めます。</p> <p>なお、この取組は成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく市町村計画として位置づけます。</p>	障がい者支援課 福祉総務課 高齢者支援課



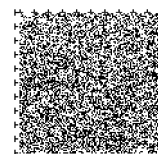
② 虐待防止の推進

施策名	取組内容	担当課
障害者虐待防止センター機能の充実	障がい者に対する虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、障害者虐待防止法に基づき、24 時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営し、警察、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関、東京都虐待防止センター相談員等の関係機関との連携を図りながら障がい者及び養護者への支援体制を強化します。また、市内の障害福祉サービス事業所を対象とした研修会を開催し、障がい者虐待についての正しい理解の促進を図ります。	障がい者支援課
障害者虐待防止法の周知・啓発	障がい者に対する虐待の防止を図るため、広報やホームページ、ポスターの掲示、市窓口等による広報に加え、関係機関との研修、講演会等を通して障害者虐待防止法の周知と正しい理解の促進を図ります。	障がい者支援課

障がい者週間啓発事業



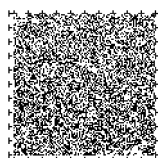
毎年、障がい者週間に合わせ、市内の多くの障がい者団体や事業所が参加し、活動内容を紹介する展示イベントを開催しています。



(1) 相談支援体制の充実

① 相談支援体制の強化

施策名	取組内容	担当課
身近で分かりやすい相談窓口の充実	市や専門的な知識・ノウハウを有した関係団体や関係機関と連携し、相談支援や課題解決に当たるほか、ピアカウンセリングや講座を行うなど、地域の中で、「身近で気軽に立ち寄れる・分かりやすい相談窓口」を目指し、包括的な相談支援体制の整備を図ります。	障がい者支援課
相談支援事業の充実	市窓口に保健師等を配置し、精神障害や発達障害、高次脳機能障害、難病等の困難事例に対する専門的な指導・助言を行います。複雑化・長期化する相談事例が増加していますが、関係団体・関係機関と連携し、相談支援体制の強化を図ります。	障がい者支援課
身体・知的障害者相談員の設置	地域における身近な相談員として、知的障害者相談員がいます。今後も法に基づき継続して配置していくとともに、現在配置されていない身体障害者相談員については配置に努めます。	障がい者支援課
計画相談支援事業（サービス等利用計画）の推進	障害福祉サービスを希望する利用者に対して、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の質の向上を図るため、あきる野市地域自立支援協議会にて事例検討等を行い、利用者一人一人に適した計画相談支援に取り組みます。	障がい者支援課
あきる野市障がい者基幹相談支援センターによる相談体制の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい者支援課



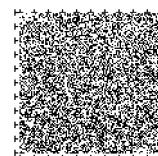
(2) 地域生活を支える支援とサービスの充実

① 地域福祉ネットワークの強化

施策名	取組内容	担当課
あきる野市地域自立支援協議会の活性化	あきる野市地域自立支援協議会において、刻々と変化する障害福祉に係る地域課題等に対応するため、情報の共有とサービスの質の向上に向けた取組を行う一方で、あきる野市地域自立支援協議会の活性化に向け、より円滑な組織のあり方や運営方法について検討を行います。	障がい者支援課
障がい者団体活動への支援	障がい者団体の活動に対して補助金の交付など必要な支援を行い、各団体相互のネットワークづくりを支援します。また、障がい者団体の会員の高齢化に伴う、活動の担い手不足を踏まえ、団体の交流などの支援を行います。	障がい者支援課
民生委員・児童委員との連携	地域住民の身近な相談相手となり、行政との橋渡し役として活動を行う民生委員・児童委員に対して、障がい者支援に係る情報共有等を行い、理解を深め、相談支援活動を実施できるよう連携を図ります。	障がい者支援課 福祉総務課

② サービス提供体制の充実と質の向上

施策名	取組内容	担当課
訪問系・日中活動系サービス等の充実	障害者総合支援法に基づく在宅福祉サービスについて、事業者と協力・連携して適正なサービス量を提供することができるよう、サービス提供体制の充実及び質の向上を図るとともに、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう努めます。	障がい者支援課
地域生活支援事業の充実	訪問入浴サービスや緊急通報システム事業、手話奉仕員養成講座の開催など、事業の充実を図ります。制度については、関係部署や関係機関と情報共有を図るとともに、制度周知と利用促進を図ります。引き続き、利用機会の多い手話通訳者等の育成に取り組むとともに、利用者ニーズを踏まえた事業の充実を図ります。	障がい者支援課
苦情等への対応の充実	事業者に対して、事業の透明性を図る目的から、第三者評価への受審や第三者委員会の設置を促し、苦情等に適正かつ迅速な対応を図るよう求めていきます。また、市では、苦情に対する状況確認等を迅速に行う体制づくりに努めます。	障がい者支援課



③ 障害福祉を支える人材の確保・育成

施策名	取組内容	担当課
福祉人材の確保・育成 重点	障害福祉サービス等の提供を安定的に行うためには、福祉人材の確保及び職場への定着が必要であることから、職員の悩み等に対応するため、こころの健康づくりについての周知・啓発を図るとともに、東京都等が主催する研修などの情報提供を行い、専門的知識を持つ福祉人材の育成に努めつつ、強度行動障害の方に対する適切な支援を行う職員の育成にも取り組みます。	障がい者支援課 健康課

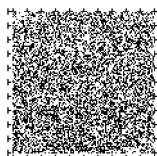
(3) 経済的支援の実施

① 年金・手当・助成制度の周知・実施

施策名	取組内容	担当課
国民年金(障害基礎年金)制度の周知	国民年金(障害基礎年金)制度について、制度の存在や手続方法等を知らずに、本来、受給できるはずの年金を受給できないことのないように、広報やホームページ等を活用し、国民年金(障害基礎年金)制度の周知・啓発を図ります。 また、年金受給に際しては、過去の受診歴等の記録が必要となることから、関係部署との連携を図るとともに、相談支援ファイルの活用の周知を併せて行います。	障がい者支援課 保険年金課
手当や助成金の給付	国や東京都などが実施する各種手当等の給付により、障がい者の日常生活の安定を図ります。 関係部署や関係機関と情報共有を行い、必要な方に情報が届くよう、広報やホームページ、子育て応援サイトなどにより、制度の周知・啓発を図ります。	障がい者支援課 子ども政策課

② 各種割引・減免制度の利用促進

施策名	取組内容	担当課
各種割引・減免制度の周知	所得税・住民税の控除や自動車税・軽自動車税、NHK放送受信料等の減免、有料道路料金、携帯電話基本料等の割引などの各種制度について、手引や広報等で周知・利用の促進を図るとともに、窓口においても必要に応じて説明を行います。	障がい者支援課 課税課



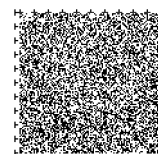
(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

① 情報提供の充実

施策名	取組内容	担当課
「障がい者福祉の手引」の発行	障がい者福祉に関する各種施策を総合的に編集した「障がい者福祉の手引」を見やすく、わかりやすいものに改訂するとともに、必要な情報が必要としている人に伝わるよう、周知・配布方法の検討を行います。	障がい者支援課
音訳・点訳等による情報提供の充実	視覚・聴覚障がい者に配慮した情報提供を図るため、音訳・点訳広報の作成やホームページの音声読み上げ対応、見やすい画面構成に取り組み、障がい者のみならず、誰もが読みやすく、利用しやすい情報の提供に努めます。 図書館においては、音訳・点訳図書製作や貸出し、対面朗読、来館が困難な方を対象とした郵送サービス等を実施し、情報提供の充実に図ります。 また、市が発行するパンフレット等を作成する際に、ふりがなを付けるなど、必要な情報提供の充実に努めます。	市長公室 図書館

② コミュニケーション支援の充実

施策名	取組内容	担当課
手話のできるあきる野市民の養成	毎年度、手話奉仕員の養成を図るため、初級・中級コースと上級・応用コースの手話講座を開催し、手話のできるあきる野市民の養成を図ります。 また、広報やホームページで事業の周知を図るとともに、手話への親しみと聴覚障がい者への理解が広まるよう、「小学生親子手話講座」を開催します。	障がい者支援課
手話通訳者等の派遣	手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施し、市役所において行政手続等を円滑に行えるよう、意思疎通に支障のある障がい者の社会参加を促進します。 また、概ね 100 人を超える参加者が見込まれるイベント等に手話通訳者等を派遣し、意思疎通支援の充実に図るとともに、手話の理解・啓発を図ります。	障がい者支援課
市窓口における意思疎通支援の充実	窓口において適切な配慮が行われるよう、市職員が障害に対する理解を深め、各課窓口筆談ボードを設置し、障害の特性に応じた意思疎通支援の充実に図ります。	障がい者支援課



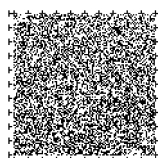
(1) 保健事業の充実

① 疾病の早期発見と予防の促進

施策名	取組内容	担当課
健康診査事業等の推進	生活習慣病等の疾病の早期発見及び重症化の予防を図るため、健康診査や各種検診を行うとともに、健（検）診の結果に基づく生活習慣の改善や栄養指導等の指導・助言を行うなど、保健サービスの充実を図ることで、障害の原因となる疾病の早期発見と障害の発生予防、改善を促進します。また、日曜日や祝日に健診ができる協力医療機関を増やし、さらなる受診率の向上と、疾病の早期発見・予防を図ります。	健康課

② 精神保健福祉の充実

施策名	取組内容	担当課
精神保健福祉における相談支援体制の充実	在宅の精神障がい者や家族に対して、市やあきる野市障がい者基幹相談支援センターの精神保健福祉士等が、助言を行うとともに、医療機関や保健所との連携の強化、事例研究等による専門職の資質向上を図ることにより、相談支援体制の充実を図ります。様々な相談内容に関しても、医療機関や関係機関と連携し、情報共有を行いながら対応していきます。	障がい者支援課
精神障害にも対応したケアシステムの構築 重点	退院・退所した精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送るには、医療機関による退院支援と福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、医療、相談支援事業及び行政等の関係機関が連携した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。 また、医療機関と連絡会等を設け、地域移行の可能な方の把握や今後の支援方法等を検討し、適切な地域移行・地域定着の取組を促進します。	障がい者支援課
ギャンブル等依存症患者への支援	ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を、関係機関と連携し適切に講じます。	障がい者支援課

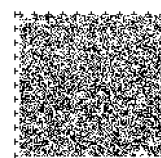


③ 難病患者に対する支援の充実

施策名	取組内容	担当課
難病に関する相談支援体制の充実	<p>難病の方に対する支援ニーズの把握や特性に配慮した支援体制の整備に努め、難病に関する相談、医療機関に関する情報提供や就労支援の充実を図ります。</p> <p>また、難病に精通した医師等の講演会の開催やチラシを作成・配布するなど、難病に対する理解の促進を図ります。</p>	障がい者支援課
災害時難病患者等個別支援計画の整備	<p>在宅人工呼吸器療法や人工透析療法等を利用する難病患者等に対し、保健所等の関係機関との連携の下で、その疾病の特性を踏まえた個別支援計画を策定し、災害時の支援体制の整備を図ります。</p>	障がい者支援課

④ 高次脳機能障がい者に対する支援の充実

施策名	取組内容	担当課
高次脳機能障がい者の実態の把握	<p>高次脳機能障害は、本人や家族の障害に対する理解不足、他の疾病・障害と混在することにより、適切なりハビリテーション等に結びついていないケースが見受けられます。このため、医療機関や関係部署等との連携により、支援が行き届くよう、市内の高次脳機能障がい者の実態把握に努め、必要に応じて相談、対応していきます。</p>	障がい者支援課
高次脳機能障がい者に対する関係機関の連携による支援体制の充実	<p>高次脳機能障害の正しい理解を深めるため、パンフレットの配布等により周知・啓発を図るとともに、障害特性に配慮した支援を行えるよう、医療・福祉・介護・就労等の関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、高次脳機能障がい者や家族などを対象とした講演会等を開催し、支援します。</p>	障がい者支援課



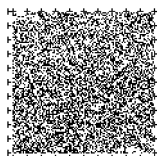
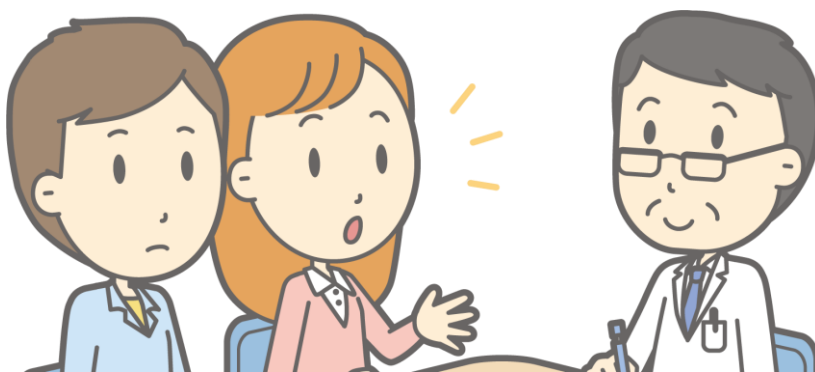
⑤ 重症心身障がい者に対する支援の充実

施策名	取組内容	担当課
重症心身障がい者に対する支援体制の充実	<p>障害が重くとも、地域で安心して暮らすための適切なサービス（短期入所、重度訪問介護、訪問看護、施設入浴サービス等）や医療が確保され、安定した在宅生活が継続できるよう、実態の把握に努めるとともに、介護を行う家族への相談体制の整備など必要な支援の充実と連携体制の整備を図ります。</p> <p>また、障がい者週間への参加、重症心身障がい者の理解のための周知・啓発に取り組みます。</p>	障がい者支援課

（２）医療の充実

① 医療費の助成と医療機関との連携

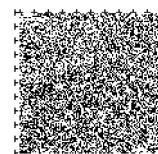
施策名	取組内容	担当課
自立支援医療、心身障害者（児）医療費助成制度等の周知	ホームページやパンフレット、広報等により、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）等の医療費公費負担制度の周知に努めます。	障がい者支援課
かかりつけ医の普及と相互理解の促進	<p>障害の軽減や自立の促進を図るため、地域で気軽に相談ができる「かかりつけ医」を持つことを勧めます。</p> <p>また、障がい者及びその家族と医療関係者との相互理解の促進について、あきる野市地域自立支援協議会で検討を行います。</p>	障がい者支援課 健康課



(1) 障がい児支援体制の充実

① 障がい児や家族に対する支援体制の充実

施策名	取組内容	担当課
療育相談・就学相談等による家族支援の充実	<p>支援を必要とする子どもの保護者に対し、障害に対する理解を図るため、関係機関と連携するとともに、子ども及びその家庭が抱える育児不安等の問題に対して、専門的な知識や技術を用いてサポートを行う教育相談所の臨床心理士を活用した支援の充実を図ります。</p> <p>また、講演会などの情報提供を行うなど、ペアレントトレーニングによる家族に対する支援体制の充実に向けた取組を行います。</p>	<p>障がい者支援課 子ども家庭支援センター 保育課 指導室</p>
<p>医療的ケアを必要とする児童等への支援の充実</p> <p>重点</p>	<p>医療的ケアを必要とする児童等に関する情報収集を行い、保健、福祉、子育て及び教育等の関係機関の実務者による連携体制を構築することを目的に協議の場を整備し、医療的ケアが必要な児童等への総合的・包括的な支援の充実を図ります。また、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参加を得て、18歳以降の支援のあり方について、必要な協議が行われるような体制整備を図ります。</p>	<p>障がい者支援課 子ども家庭支援センター 保育課 指導室</p>
障がい児支援に当たる関係機関の支援体制の充実	<p>障がい児の支援に当たっては、関係機関等が連携し、あらゆる角度から支援策を検討しています。虐待等を含めた問題解決、発育・発達の支援等、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。</p>	<p>障がい者支援課 子ども家庭支援センター 保育課 指導室</p>



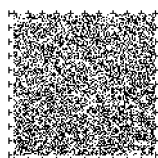
(2) 早期発見・早期療育の推進

① 乳幼児に対する保健事業の充実

施策名	取組内容	担当課
乳幼児健康診査の実施	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健康診査を実施し、月齢に応じた発育・発達の確認や指導・助言を行います。健康診査の結果、医療や経過観察が必要とされた乳幼児には、乳幼児経過観察健康診査や乳幼児発達健康診査を実施し、継続的な相談や訪問指導、早期療育への円滑な移行を支援します。	子ども家庭支援センター
乳児家庭訪問事業の充実	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供等を行います。支援が必要な家庭に対しては、庁内関係部署との連携に努め、適切な関係機関やサービスにつなぐ等の対応を図ります。	子ども家庭支援センター

② 未就学児への療育の推進

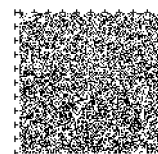
施策名	取組内容	担当課
保育・就学前後の支援体制の充実	<p>早期療育は、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育成等の基盤を形成するために重要になります。</p> <p>保育園や幼稚園等の子育て施設における障がい児支援の質の向上を図るため、定期的な巡回相談を行うほか、障害、子育て、福祉、教育等の関係部署及び関係機関との連携体制の強化を図ることにより、情報の共有化と支援策の検討等を進めるとともに、保護者との理解を深めます。</p> <p>また、幼稚園や保育所から特別支援教育研修会や特別支援教育コーディネーター連絡会等への参加を促し、指導者の専門性の向上を図ります。さらに、臨床心理士等が、幼稚園、保育所等の求めに応じて、特別な支援が必要な子どもの支援方策等について適切に指導、助言を行います。</p>	障がい者支援課 子ども家庭支援センター 保育課 指導室
障害児支援サービス（児童発達支援等）の実施と児童発達支援センターの充実	<p>障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行うための児童発達支援等の充実を図ります。</p> <p>また、西多摩療育支援センター内の「児童発達支援センター」について、地域の中核的な療育支援施設として機能の充実が図られるよう、事業者との連携に努めます。</p>	障がい者支援課



施策名	取組内容	担当課
保育所等訪問支援サービスの充実	保育所等を利用中又は今後利用する予定の障がい児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービスの提供を行うことで、障害のあるなしにかかわらず、保育所の安定的な利用ができるよう支援します。	障がい者支援課 保育課 指導室
ファミリー・サポート・センター事業の充実	子どもの障害に対する理解を深めるための講習会の開催や情報提供等を行うとともに、関係機関で行う講演会・研修等に参加し、支援体制の充実を図ります。	子ども家庭支援センター
相談支援ファイルの利用促進	乳幼児期から児童期を経て、就労の段階までの成長の記録と支援の経過や成果等が、医療・保健・福祉・教育・就労機関等に引き継がれ、共通理解の下で一貫した支援を受けることができるように、相談支援ファイルの普及に努めます。また、相談支援ファイルの効果的な活用に向けて、関係部署との調整を図ります。	障がい者支援課 子ども家庭支援センター 保育課 指導室

③ 発達障がい児に対する支援の充実

施策名	取組内容	担当課
発達障がい児に対する支援の充実	発達障がい児に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を図るため、障害、子育て、福祉、教育等の関係部署及び関係機関が連携し、情報を共有するなど、指導のスキルアップ、一体的な支援の充実を図ります。	障がい者支援課 子ども政策課 子ども家庭支援センター 保育課 指導室
発達障がい児に対する支援策の検討	発達障がい児の一層の支援を図る観点から、巡回相談等を行っています。 あきる野市特別支援教育推進計画（第四次計画）を策定するとともに、今後も支援体制のあり方や支援の方法について、国・都の動向や各種研修、検討会、各市町村の取組内容、本市の状況を踏まえた検討を行い、適宜実施していきます。	障がい者支援課 子ども政策課 子ども家庭支援センター 保育課 指導室



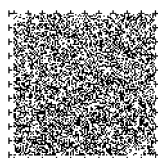
(3) 学齢期の子どもの教育・療育の推進

① 特別支援教育の充実

施策名	取組内容	担当課
特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、その発達状況に応じた多様な教育の場を提供する特別支援教育の充実を図ります。また、あきる野市特別支援教育推進計画（第四次計画）の策定に伴い、一人一人の教育的ニーズに合った支援を一層推進するとともに、障がいのない児童・生徒と共に学ぶインクルーシブ教育システムの更なる推進を図ります。	指導室
特別支援教育の推進	市内全校に特別支援教室の設置を行い、これまで行っていた通級による指導を在籍校でも受けられるようになっていきます。引き続き、特別支援教育の推進を図ります。	指導室
副籍制度による特別支援学校との連携	特別支援学校に在籍する小・中学部の児童・生徒が市内の市立小・中学校に副次的な籍（副籍）を置き、市立学校との直接的・間接的な交流を継続的に実施することにより、居住地とのつながりの維持・継続を図るとともに、児童・生徒が互いを認め合い、尊重する経験を通して相互理解を図ります。	指導室
教職員研修の充実	多様な障害に対する理解を深めるため、教職員に対する研修を実施し、教職員のスキルアップと障害特性に応じた教育支援の充実を図ります。また、特別支援教育に関する研修を実施し、教員の特別支援教育に関する理解促進及び指導技術の向上を図ります。	指導室

② 教育相談等の充実

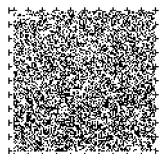
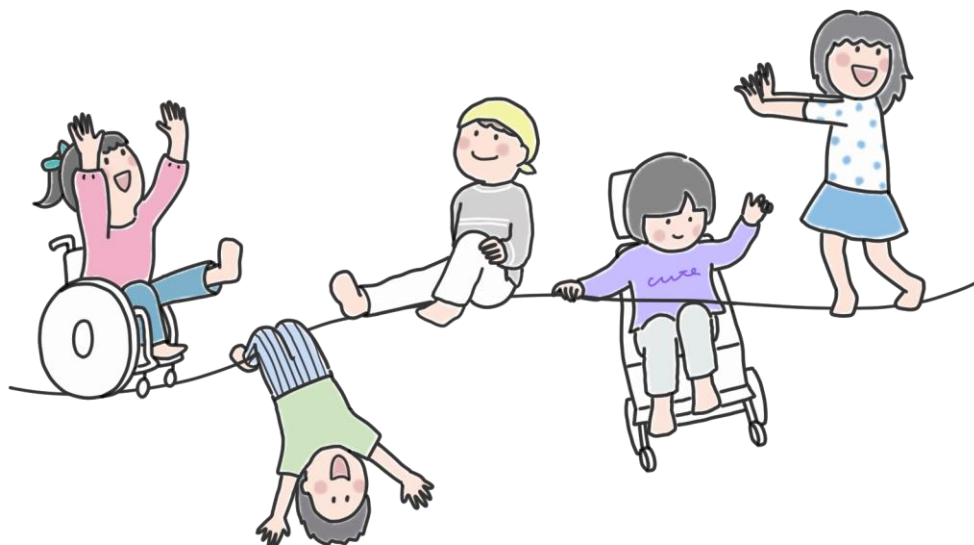
施策名	取組内容	担当課
就学相談・教育相談の充実	障がいのある児童・生徒一人一人の障害の特性や教育的ニーズに対応するため、発達、療育等に関する情報提供や指導・助言を行うとともに、保護者に対する支援を行います。 また、早い段階から相談及び支援を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機関と連携し、子どもたちの就学相談・教育相談体制の充実を図ります。	指導室



施策名	取組内容	担当課
巡回相談の実施	<p>臨床心理士等が保育園や学校、学童クラブ等に赴き、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒や、幼稚園・保育園児の実際の行動観察、支援方策等の指導・助言を行うことで、適切な支援の充実を図るとともに、巡回相談の充実を図ります。</p> <p>また、特別な支援を要する児童が増加傾向にあるため、保護者と教育委員会と幼稚園や保育園、学校で共通認識を持ち、早期の把握・対応に努めます。</p>	子ども政策課 保育課 指導室

③ 休日、放課後等余暇活動の支援

施策名	取組内容	担当課
障害児支援サービス（放課後等デイサービス）の実施	<p>あきる野市地域自立支援協議会において、障害児通所事業者の情報共有等を行うとともに、事業者の資質の向上を図ります。</p> <p>また、緊急時の対応や家族の介護負担の軽減を図るため、事業者が連携し、障がい児のショートステイ及び放課後等デイサービスの充実を図ることで、障がい児の療育を促進します。</p>	障がい者支援課
居場所づくりの取組	<p>放課後等デイサービスや児童発達支援、学童クラブや放課後子ども教室などの活動を通じて、障がい児の放課後における活動場所を提供します。</p> <p>また、令和5（2023）年4月1日にこども家庭庁が発足し、調査、研究等が行われていることから、その動向に注視するとともに、関係機関と連携し、子どもが安心して過ごすことができる場の整備について検討します。</p>	障がい者支援課 子ども政策課 生涯学習推進課



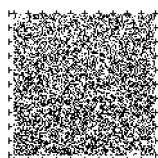
(1) 居住環境の整備とバリアフリー化の推進

① 住まいの確保・整備

施策名	取組内容	担当課
グループホームの整備と入居支援の充実	本市における入居待機者の解消と施設、病院等からの地域移行を図るため、必要量を把握した上でグループホームの整備について方向性を示すとともに、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向け、就労・通所先の確保や相談体制・支援体制の強化等の充実を図ります。 また、グループホームに入居している方から、一人暮らしの希望があった場合については、事業所と連携を図るなど、相談・支援体制の充実に努めます。	障がい者支援課
民間住宅入居支援事業の実施と住まいの相談	賃貸住宅への入居を希望する際に必要な支援と民間の保証機関に支払う保証委託料の一部を補助します。また、あきる野市居住支援協議会において、居住確保に関する支援体制の整備について協議を行います。	障がい者支援課 福祉総務課 都市計画課

② 公共施設等のバリアフリー化の推進

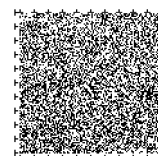
施策名	取組内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化の推進	建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行うことでバリアフリー・ユニバーサルデザイン化に努めます。 また、民間施設においても、事業者に対して東京都福祉のまちづくり条例の運用事務を行うことにより、バリアフリー環境の整備を促進します。	都市計画課 区画整理推進室 管理課 建設課 施設営繕課 福祉総務課
住宅のバリアフリー化の促進	重度の身体障がい者が身体状況に応じた住宅改修を行う際に費用の一部を助成することにより、家庭内でのバリアフリー化を促進します。	障がい者支援課



(2) 防災・防犯対策の推進

① 防災対策の充実

施策名	取組内容	担当課
防災知識の普及・啓発	<p>広報やホームページ等を通して、障がい者が緊急時等に使用するヘルプカードの周知・啓発を図るとともに、災害時における障がい者援助に関する知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>また、地域の自主防災組織と共に障がい者が地域の防災訓練等に参加しやすい環境づくりに取り組みます。</p>	障がい者支援課 地域防災課
災害時要配慮者への支援の充実 重点	<p>災害時要配慮者の居住地域と障害特性を鑑み、災害時の避難所の選定や避難所の整備を検討します。公設避難所の他、通所事業所など当事者が普段から通い慣れた施設の利用など、障害があっても安心して過ごすことができる福祉避難所として活用できるよう環境整備を検討します。</p> <p>日頃の見守りと災害時における避難誘導・安否確認等を連携して実施できるよう、居住地域の町内会・自治会等と情報を共有し、地域ぐるみの支援体制づくりを促進します。</p> <p>また、個別支援計画については、各市町村の状況を調査し、今後の方針について検討します。</p>	障がい者支援課 地域防災課
緊急通報システムの設置の促進	<p>地域の中で一人暮らしをする重度の障がい者及び難病患者者に対し、急病等の緊急時において、迅速かつ適切な対応が図れるよう、緊急通報システムの設置促進を図ります。</p>	障がい者支援課
災害時難病患者等個別支援計画の整備 [再掲]	<p>在宅人工呼吸器療法や人工透析療法等を利用する難病患者者等に対し、保健所等の関係機関との連携の下で、その疾病の特性を踏まえた個別支援計画を策定し、災害時の支援体制の整備を図ります。</p>	障がい者支援課
避難所運営の配慮	<p>災害時の避難所生活に対する不安の解消や、医療・介護的な支援が必要な方への施策として、社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定します。</p> <p>また、災害時には市やあきる野市社会福祉協議会が福祉施設等の情報を収集し、災害福祉広域調整センターに報告することで、避難生活の支援に必要な福祉人材が必要などころに派遣されます。なお、情報収集ができない場合には、東京都社会福祉協議会の災害福祉先遣チームが状況把握のために派遣されます。</p>	障がい者支援課 地域防災課



② 防犯対策の充実

施策名	取組内容	担当課
防犯対策の推進	警察署や防犯協会等の関係団体との連携により、啓発活動等の地域防犯活動を行い、障がい者の犯罪被害の防止に努めるとともに、施設の防犯対策・防犯体制の強化を促進します。	障がい者支援課 地域防災課
消費者被害防止の取組	消費者相談の利用や関係機関との連携、消費者講座の実施等により、買い物のトラブルや悪質商法等の被害の防止のための情報提供や啓発を進めます。	商工振興課

手話講座



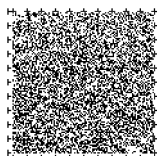
手話奉仕員・通訳者養成講座

手話奉仕員・通訳者を目指す方、手話検定を受験する方など、多くの受講生が毎週、手話を学んでいます。



小学生親子手話教室

毎年、「小学生親子手話教室」を開催しています。自分の名前を手話で紹介できるようになりました。



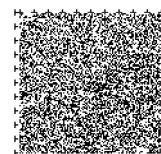
(1) 企業就労の促進

① 企業就労に向けた支援体制の充実

施策名	取組内容	担当課
就労支援ネットワークの構築	地域における福祉・労働・教育等の各関係機関との間で、職場開拓、職場体験、職業訓練、生活支援、就労定着等の就労に向けた総合的な支援や就労支援に関する状況の把握が図られるよう、あきる野市障がい者就労・生活支援センター、日中活動事業所、ハローワーク、学校等と協力し合えるネットワークの構築に取り組みます。	障がい者支援課 商工振興課
あきる野市障がい者就労・生活支援センター機能の充実	ハローワーク等の関係機関との連携を図り、障がい者の希望や能力に沿った就労支援や就労後の定着支援、社会生活上の相談支援を一体的に行う支援体制の充実に取り組みます。また、安定した生活を送るため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援等も併せて行います。	障がい者支援課
ハローワークとの連携による就労の促進	ハローワークと連携を密にし、近隣地域の雇用状況等の情報を共有し、セミナーの開催等障がい者の就労支援を図ります。 また、企業に対して、助成金交付事業の周知、障がい者雇用の理解の啓発等を図ることで、障がい者の企業への就労促進に取り組みます。	障がい者支援課 商工振興課

② 市内における雇用機会の創出

施策名	取組内容	担当課
地元企業への雇用の創出	障がい者の就労を促進する上では、あきる野市障がい者就労・生活支援センター、ハローワーク、商工会等と連携し、地元企業に対し、障がい者の雇用促進と理解の向上を図るとともに、就労支援事業所の見学会等を実施し、地元企業での雇用創出に取り組みます。	障がい者支援課 商工振興課



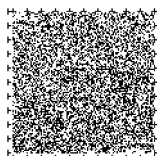
施策名	取組内容	担当課
市役所職場体験実習等職場体験機会の提供	あきる野市障がい者就労・生活支援センターを中心に、就労に向けた訓練の一環として市役所内で職場体験実習を引き続き実施します。 今後、市役所内での職場体験実習の更なる充実を図るとともに、様々な職種の体験を得る必要性から、市内の民間企業に一層の協力を求め、実習先の確保に努めます。	障がい者支援課

(2) 日中活動の充実

① 福祉的就労の充実

施策名	取組内容	担当課
福祉的就労の場の充実 重点	企業等への就労が困難な障がい者のために、働きたい、利用したいと思える福祉的就労の場を充実させ、就労や社会参加の機会の提供を図ります。 あきる野市地域自立支援協議会（はたらく部会）において、共同で生産品を販売する取組を支援するなど、引き続き、工賃等の向上と就労の場の充実を図ります。 また、農福連携の取組を推進するため、あきる野市障がい者就労・生活支援センターを中心に障がい者と農業従事者との情報交換やマッチング等に努めるとともに、生産した農産物を学校給食や個人飲食店等の食材として提供できるよう関係機関に働きかけます。	障がい者支援課 農林課
あきる野市地域自立支援協議会における就労支援事業者の連携の強化	あきる野市地域自立支援協議会（はたらく部会）を定期的で開催し、関係機関や就労支援事業者の連携を強化し、就労支援対策等の充実に努めます。	障がい者支援課
地域活動支援センターの充実	地域活動支援センターⅠ型「フィレ」、Ⅲ型「秋川虹の家」において、精神保健福祉士等の専門職が相談等に応じるとともに、相談内容に対応した自立した生活や社会参加への段階的な支援を行い、地域活動支援センターの活動の充実を図ります。	障がい者支援課

あきる野市自立支援協議会活動の様子(子育てフェスの様子)



② 生活介護事業の充実

施策名	取組内容	担当課
生活介護事業の充実	障がいのある児童・生徒の学校卒業後の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護事業の場を確保しています。今後も引き続き適切なサービスが提供されるよう、質の向上に努めるとともに、多様化するニーズに対応していくため、他の障害福祉サービスの提供の必要性や、他の事業所との連携、老朽化に対応する施設整備の方法、これらを踏まえた運営の手法等について、さらに検討します。	障がい者支援課

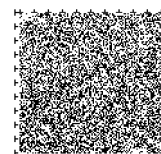
③ 工賃の向上に向けた事業者ネットワークの強化

施策名	取組内容	担当課
販路拡大・工賃向上の取組の推進	障害者就労施設等に通所する障がい者の工賃等の向上に取り組むため、複数の事業者が合同で生産品の販売促進活動を行い、一定の効果を上げています。また、販路拡大の取組、共同受注のあり方の検討など、工賃等の向上のための支援を図ります。	障がい者支援課
障害者就労施設等への優先調達への推進	「あきる野市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等が供給する物品・労務等の優先調達に取り組み、障がい者の工賃等の向上を図ることにより、自立の促進を図ります。	障がい者支援課

(3) 社会参加の促進

① スポーツ・芸術文化活動への参加の促進

施策名	取組内容	担当課
スポーツ活動への参加の促進と機運の醸成	市や総合型地域スポーツクラブ等が開催するスポーツ講座等の情報を提供し、障がい者のスポーツ活動への参加機会の拡大を図ります。また、将来のパラリンピアンアスリートの発掘に向けた、競技スポーツとして障がい者スポーツの普及に取り組めます。	スポーツ推進課



施策名	取組内容	担当課
芸術文化活動の支援	<p>障がい者が描いた絵画や創作品には創造性豊かなものが多いですが、展示・鑑賞する機会が少ない状況にあります。このため、障がい者週間等の機会に作品を展示する場を設けるとともに、障がい者の生きがいづくりや健常者との相互交流を図るため、障がい者と健常者が共に参加しやすいグループ・サークル活動等の各種芸術・文化活動の促進を図ります。</p> <p>さらに、アクセシブルな電子書籍等を利用するための情報・意思疎通支援用具の給付を行います。</p>	障がい者支援課 生涯学習推進課

② 地域活動への参加の促進

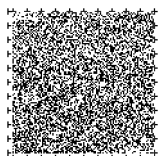
施策名	取組内容	担当課
各種事業への積極的な参加の促進	障がい者が地域で様々な行事・活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、障がい者のニーズに応じて、移動支援や手話通訳等のコミュニケーション支援等の利用を支援し、社会参加の促進を図ります。また、あきる野市地域自立支援協議会を通じて相互交流、研修等を実施し、人材の確保・育成を行います。	障がい者支援課
各種事業主催団体への障がい者理解の促進	障がい者が地域で様々な行事・活動に地域社会の一員として参加できるよう、障害に対し配慮すべき事項等を主催団体に周知する等、障害や障がい者に対する理解の促進を図ります。	障がい者支援課
ヘルプマーク、ヘルプカードの活用の促進	障がい者週間やホームページ等を通してヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図るとともに、特別支援学校や就労支援事業所等で活用方法を周知し、緊急時の活用を促進します。	障がい者支援課



ヘルプカード



ヘルプカードは、障害のあることを気づいてもらうことに加え、障がいのある方が災害時や日常生活の中で、困っている時に困っている内容を周囲の人に伝えることができるカードです。



第4章 障害福祉計画

第1節 障がい者に対するサービス支援の全体像

「障害者総合支援法」によるサービスは、障がい者の個々の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村が地域や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児を対象とするサービスとして児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。

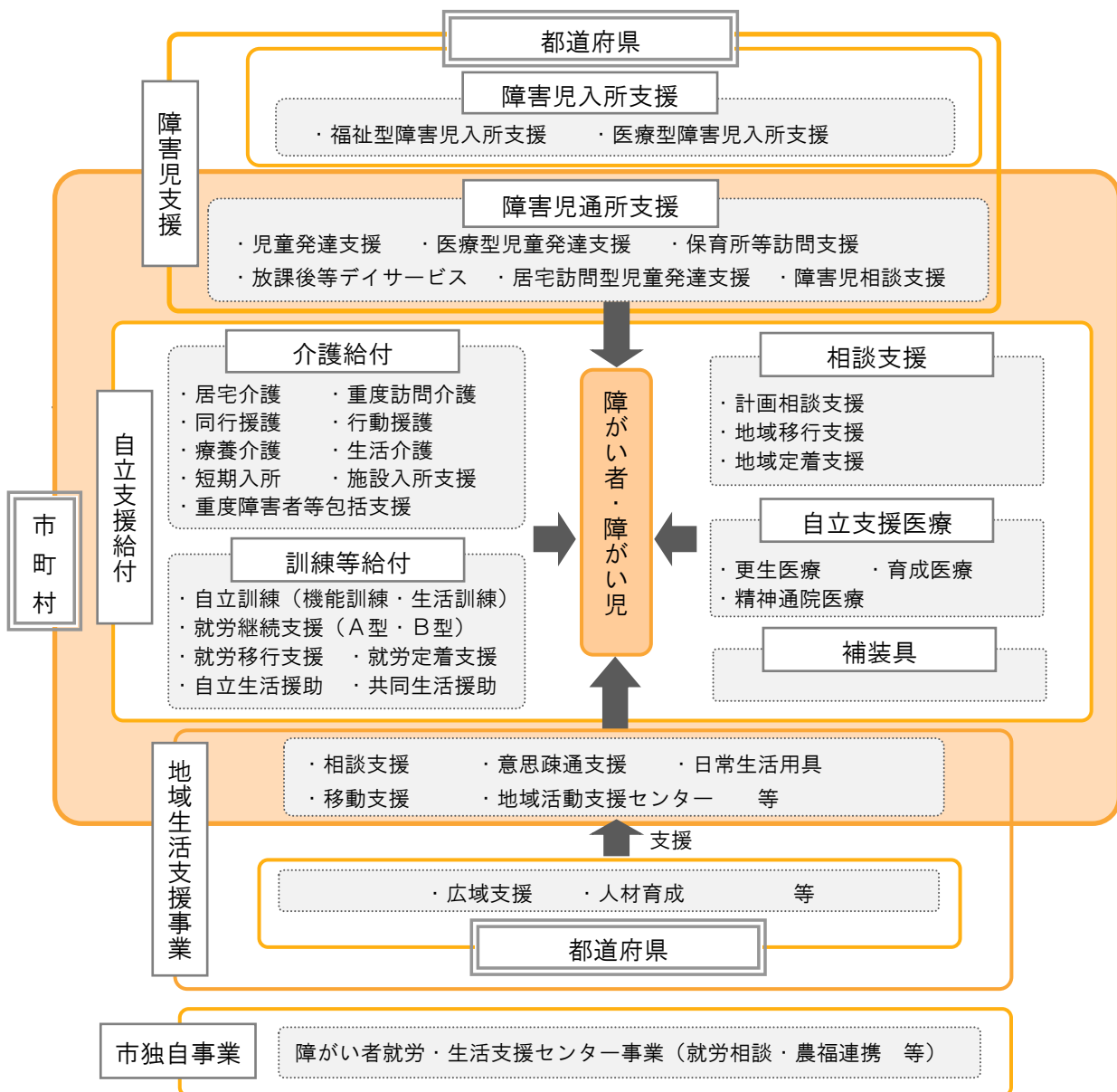
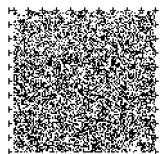


図 4-1 総合的な自立支援システムの全体像

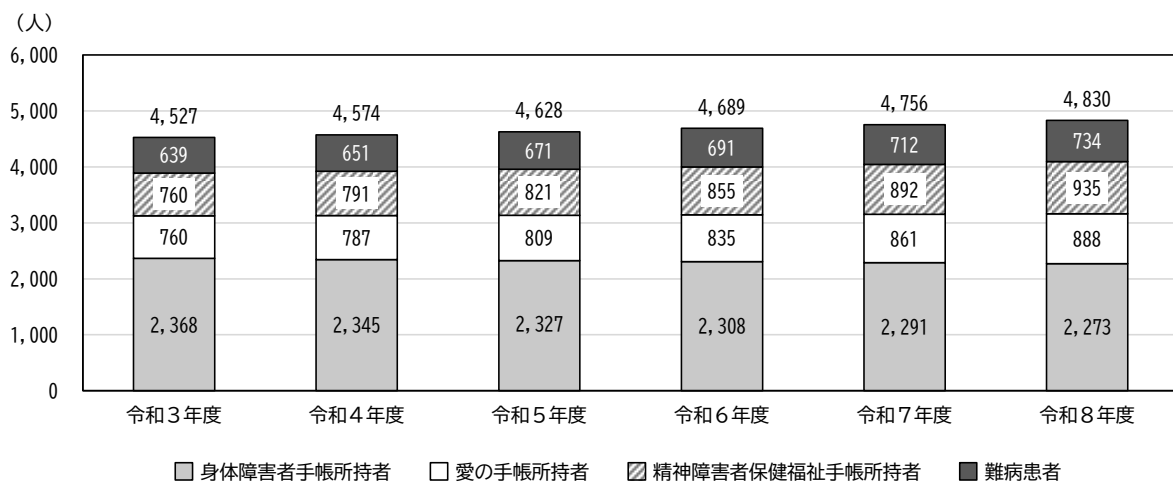


第2節 障がい者数の推計

1 障がい者数の推移・推計

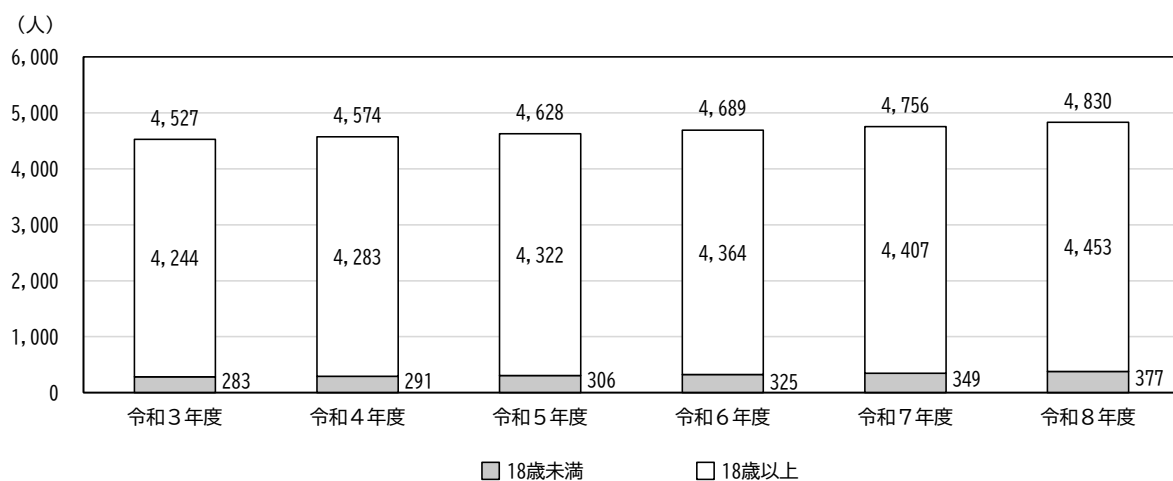
障がい者数については、令和4年度末で、身体障害者手帳所持者が2,345人、愛の手帳（療育手帳）所持者が787人、精神障害者保健福祉手帳所持者が791人、難病患者が651人となっています。

障害種別に見ると、身体障害者手帳所持者は横ばいに、愛の手帳（療育手帳）所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者は増加していくことが予測されています。また、年齢別でも、18歳未満と18歳以上ともに障がい者数が増加することが予測されます。



資料：あきる野市調べ（各年度末現在）令和5年度～8年度は統計を基にした推計値

図 4-2 障がい者数の推移（障害種別）



資料：あきる野市調べ（各年度末現在）令和5年度～8年度は統計を基にした推計値

図 4-3 障がい者数の推移（年齢別）

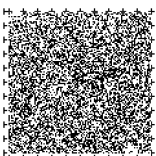


表 4-1 障がい者数の推移（年齢別）

（単位：人）

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者 総数		4,527	4,574	4,628	4,689	4,756	4,830
身体障害者 手帳所持者	合計	2,368	2,345	2,327	2,308	2,291	2,273
	18歳未満	80	79	83	86	90	93
	18歳以上	2,288	2,266	2,244	2,222	2,201	2,180
愛の手帳所持者	合計	760	787	809	835	861	888
	18歳未満	183	180	181	184	187	190
	18歳以上	577	607	628	651	674	698
精神障害者保健 福祉手帳所持者	合計	760	791	821	855	892	935
	18歳未満	18	29	38	50	65	85
	18歳以上	742	762	783	805	827	850
難病患者	合計	639	651	671	691	712	734
	18歳未満	2	3	4	5	7	9
	18歳以上	637	648	667	686	705	725

資料：あきる野市調べ

2 障害福祉サービス利用者数の推移

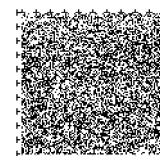
障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。

表 4-1 障害福祉サービス利用者数の推移（障害種別）

（単位：人）

	実績値			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者 総数	785	846	890	938	991	1,047
身体障害者 手帳所持者	183	194	198	202	206	210
愛の手帳所持者	400	418	431	443	457	470
精神障害者保健 福祉手帳所持者	198	229	256	287	322	360
難病患者	4	5	5	6	6	7

資料：あきる野市調べ



第3節 第6期計画の目標と実績

1 国の基本指針に基づく取組の実績

(1) 障害福祉施設入所者の地域生活への移行

【第6期計画の目標】

- 令和元年度末の施設入所者数 55 人の 6 % に当たる 4 人を令和 5 年度末までに地域生活へ移行するものとします。
- 令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末の施設入所者数から 1 人 (1.6%) を減少した 54 人とします。

【第6期計画の実績】

令和 5 年度末において、施設入所者の地域生活への移行者数は 3 人となる見込みで、目標数の 4 人には達していません。

今後も引き続き、施設退所後のグループホーム等の受入れ等、サービスの整備に積極的に取り組む必要があります。

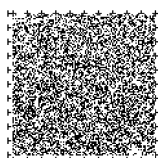
また、施設入所者については、新たに入所した者が 9 人、死亡等により退所した者は 3 人おり、地域生活移行者が 3 人のため、令和 5 年度末には 59 人になる見込みです。

項目	目標数値	実績(見込)	算出方法
令和 5 年度末の施設入所者数	54 人	59 人	令和 5 年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	4 人 (6%)	3 人	令和元年度末から令和 5 年度末までにグループホーム等へ移行する見込人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期計画の目標】

- 医療、相談支援事業及び行政関係者等による協議の場を設置し、精神障がい者が退院後、地域で安定した生活が送れるよう、個々にあった支援内容について関係機関と調整を行うことで、重層的な連携による支援体制を構築します。



【第6期計画の実績】

精神障がい者に対する支援については、あきる野市地域自立支援協議会における会議の開催及び協議を行ってきましたが、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの更なる構築に向け、医療、相談支援事業及び行政関係者等による協議の場を設置し、引き続き、地域包括ケアシステムのあり方に関する検討を進めていく必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【第6期計画の目標】

- あきる野市障がい者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点のあり方についての検討を踏まえ、引き続き、あきる野市障がい者基幹相談支援センターへの速やかな移行後、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【第6期計画の実績】

令和4年度にあきる野市基幹相談支援センターを設置。令和5年度にあきる野市地域生活支援拠点等整備に係る基本方針策定委員会を開催し、令和7年度の運営に向け、本市の地域生活支援拠点の在り方に関する検討を進めています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

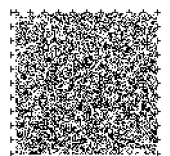
【第6期計画の目標】

- 福祉施設の利用者のうち令和5年度中に一般就労へ移行する人を令和元年度の8人から15人(1.87倍)とします。

【第6期計画の実績】

令和5年度末において、福祉施設から一般就労への移行者数は11人となる見込みで、令和元年度末の1.37倍となる見込みです。

しかしながら、令和5年度においても、新型コロナウイルスの影響は未だにあり、活動に影響が出ています。今後も新型コロナウイルスに対応した新たな支援のあり方などについて検討していく必要があります。



項目	目標数値	実績(見込)	算出方法
目標年度の年間一般就労移行者数	15人	11人	令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業の利用者数

【第6期計画の目標】

- 福祉施設の利用者のうち令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数を11人(1.30倍)とします。

【第6期計画の実績】

令和2年度は11人、令和3年度9人、令和4年度9人と推移しており、令和5年度は11人となる見込みです。

今後とも、相談があった場合には、あきる野市障がい者就労・生活支援センターや相談支援事業所と連携を取りながら、適切な対応を行っていく必要があります。

項目	目標数値	実績(見込)	算出方法
目標年度の就労移行支援事業利用者数	11人	11人	令和5年度末に就労移行支援事業を利用する人数

③ 就労継続支援A型事業の利用者数

【第6期計画の目標】

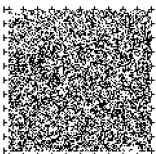
- 福祉施設の利用者のうち令和5年度末における就労継続支援A型事業の利用者数を3人(1.26倍)とします。

【第6期計画の実績】

令和2年度は0人、令和3年度0人、令和4年度1人と推移しており、令和5年度は1人となる見込みです。

今後とも、相談があった場合には、あきる野市障がい者就労・生活支援センターや相談支援事業所と連携を取りながら、適切な対応を行っていく必要があります。

項目	目標数値	実績(見込)	算出方法
目標年度の就労継続支援A型事業の利用者数	3人	1人	令和5年度末に就労継続支援A型事業を利用する人数



④ 就労継続支援B型事業の利用者数

【第6期計画の目標】

- 福祉施設の利用者のうち令和5年度末における就労継続支援B型事業の利用者数を1人とします。

【第6期計画の実績】

令和2年度は2人、令和3年度0人、令和4年度1人と推移しており、令和5年度は1人となる見込みです。

今後とも、相談があった場合には、あきる野市障がい者就労・生活支援センターや相談支援事業所と連携を取りながら、適切な対応を行っていく必要があります。

項目	目標数値	実績(見込)	算出方法
目標年度の就労継続支援B型事業の利用者数	1人	1人	令和5年度末に就労継続支援B型事業を利用する人数

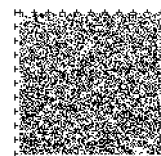
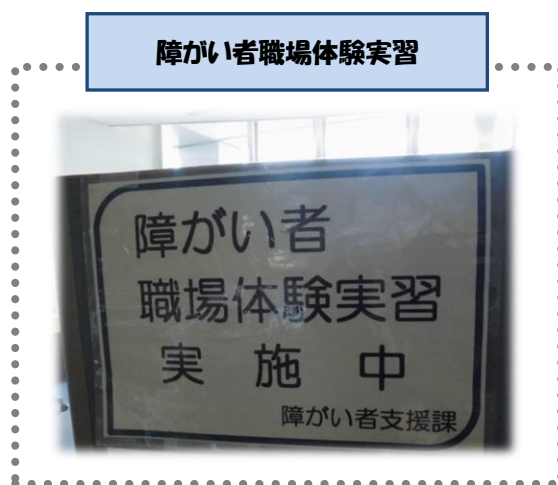
⑤ 就労定着支援事業の利用者数と事業所ごとの就労定着率

【第6期計画の目標】

- 令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数を概ね7割の10人とします。
- 令和5年度末における就労定着支援事業所の就労定着率を80%とします。

【第6期計画の実績】

現在も市内に就労定着支援事業所はなく、引き続き、支援事業所の開設を目指します。

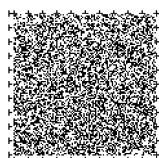


2 サービス事業の提供実績

(1) 障害福祉サービス

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①訪問系サービス							
居宅介護	人/月	99	102	105	108	111	115
	時間/月	974	1,076	1,061	1,131	1,156	1,254
同行援護	人/月	18	13	18	12	18	11
	時間/月	216	145	211	156	206	145
重度訪問介護	人/月	9	7	8	6	7	8
	時間/月	667	1,018	577	1,050	500	1,214
行動援護	人/月	17	12	20	11	24	11
	時間/月	147	169	147	154	147	161
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
②日中活動系サービス							
生活介護	人/月	183	171	191	180	200	184
	日/月	3,523	3,307	3,669	3,454	3,821	3,526
療養介護	人/月	8	6	8	11	8	17
短期入所 (福祉型)	人/月	86	91	87	113	87	113
	日/月	411	364	418	407	425	423
短期入所 (医療型)	人/月	6	2	7	3	9	3
	日/月	55	5	65	4	75	3
自立訓練 (機能訓練)	人/月	2	1	3	0	3	0
	日/月	2	7	3	0	3	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	2	4	4	4	5
	日/月	15	32	10	55	7	65
就労移行支援	人/月	15	21	15	11	15	11
	日/月	292	362	306	182	320	180
就労継続支援 (A型)	人/月	19	14	24	14	30	15
	日/月	285	262	313	282	342	309
就労継続支援 (B型)	人/月	178	207	181	217	184	235
	日/月	2,927	3,521	2,932	3,637	2,937	3,918
就労定着支援	人/月	6	6	8	11	10	17
③居住系サービス							
自立生活援助	人/月	3	1	4	1	4	1
共同生活援助	人/月	136	126	151	137	168	148
施設入所支援	人/月	55	58	55	60	54	62
④相談支援							
計画相談支援	人/月	113	94	132	105	154	114
地域移行支援	人/月	5	0	6	0	7	0
地域定着支援	人/月	0	1	0	3	0	5

注) 令和5年度は見込み



(2) 地域生活支援事業

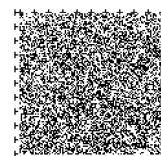
サービス種別	単位等	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①相談支援事業所							
実施か所数	箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
相談支援機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②コミュニケーション支援事業							
手話通訳者等派遣事業	人/年	67	21	67	17	67	17
手話奉仕員養成事業	人/年	16	21	17	17	18	48
③日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件/年	16	3	21	2	27	2
自立生活支援用具	件/年	12	15	12	4	12	4
在宅療養等支援用具	件/年	31	8	42	5	56	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	10	2	9	2	9
排せつ管理支援用具	件/年	2,402	1,811	2,658	1,694	2,941	1,679
居宅生活動作補助用具	件/年	0	1	0	1	0	1
④移動支援事業							
利用者数	人/月	153	122	151	121	149	119
利用時間	時間/月	1,720	1,588	1,634	1,562	1,552	1,570
⑤地域活動支援センター							
箇所数	箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
利用者数	人/年	124	87	126	83	128	75
⑥その他の事業（任意事業）							
日中一時支援事業	箇所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	人/月	4	2	4	1	4	1
更生訓練費給付事業	人/年	0	0	0	0	0	0
自動車運転教習費助成事業	人/年	2	2	2	0	2	1
自動車改造費助成事業	人/年	6	1	7	0	8	1

注) 令和5年度は見込み

(3) 障がい者虐待の防止に向けた体制整備

サービス種別	単位等	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
障害者虐待防止センター設置数							
箇所数	箇所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

注) 令和5年度は見込み



第4節 国の基本指針に定める第7期計画の成果目標

第7期あきる野市障害福祉計画の最終年度となる令和8年度に向けた数値目標を設定し、この目標達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

1 障害福祉施設入所者の地域生活への移行

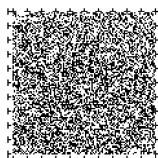
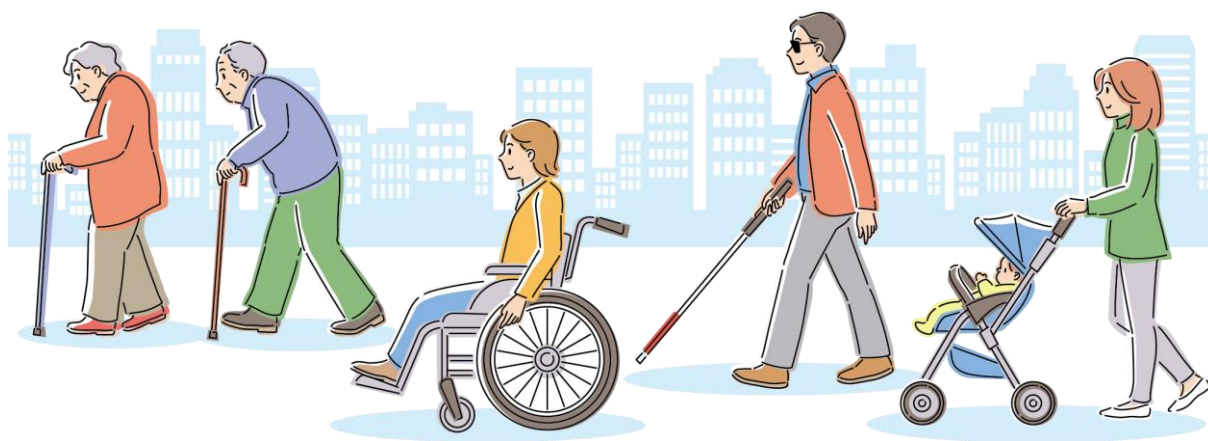
【国の基本指針】

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目指します。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減することを目指します。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 令和4年度末の施設入所者数60人の6%に当たる4人を令和8年度末までに地域生活へ移行するものとします。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末の施設入所者数から3人(5%)を減少した57人とします。

項目	目標数値	算出方法
令和4年度末の施設入所者数	60人 (実績値)	令和4年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	4人 (6%)	令和4年度末の施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行する見込人数
削減見込数	3人 (5%)	令和8年度末での施設入所者数の削減見込人数



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

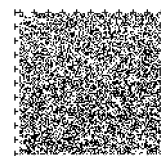
- 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 医療、あきる野市障がい者基幹相談支援センター及び行政関係者等による協議の場を設置し、精神障がい者が退院後、地域で安定した生活が送れるよう、個々にあった支援内容について関係機関と調整を行うことで、重層的な連携による支援体制を構築します。

項目	目標数値	算出方法
年間開催回数	4回	令和8年度の協議の場の年間開催回数
関係者の参加者数	7人	1回あたりの医療、相談支援事業及び行政関係者の参加者数の合計人数
目標設定及び評価の実施回数	4回	計画期間中での「協議の場」における目標設定及び評価の実施回数

※ その他、国の基本指針に基づき、都が、①「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」、②「精神病床における1年以上長期入院患者数」、③「精神病床における早期退院率」について目標数値を算出します。本市においては、保健所や医療機関等と連携しながら、長期入院患者が退院後に安定的、継続的な地域生活を送ることができるよう支援します。



3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援の充実に関する目標

【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実施などを踏まえ検討することを基本とします。

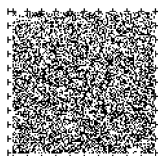
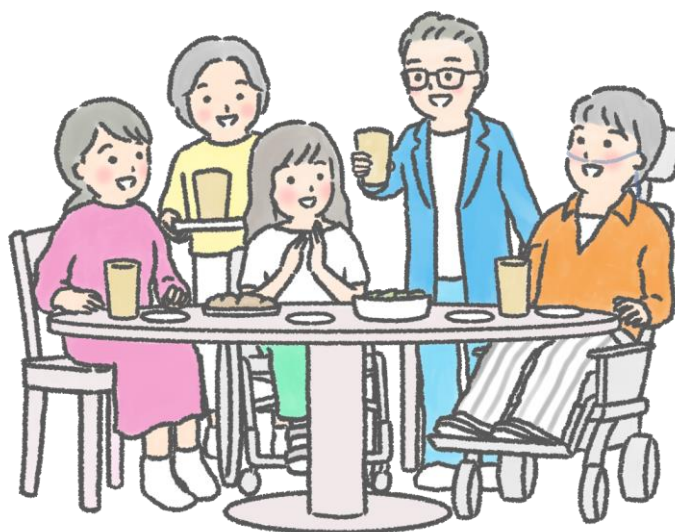
(2) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 令和7年度の地域生活支援拠点等の整備を目指し、地域生活支援拠点等のあり方についての検討を踏まえ、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

項目	目標数値	算出方法
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	令和8年度の地域生活支援拠点等設置箇所数
地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえた運用状況の点検及び検証	1回	令和8年度の検討及び検証の年間実施回数



4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- 令和8年度中に一般就労へ移行する人を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを目標とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 福祉施設の利用者のうち令和8年度中に一般就労へ移行する人を令和3年度の9人から12人(1.33倍)とします。

項目	目標数値	算出方法
令和3年度の年間一般就労移行者数	9人 (実績値)	令和3年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	12人	令和8年度に福祉施設を退所して一般就労した人数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

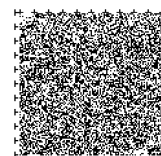
【国の基本指針】

- 令和8年度における一般就労への移行実績を令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 福祉施設の利用者のうち令和8年度末における就労移行支援事業の利用者数を12人(1.33倍)とします。

項目	目標数値	算出方法
就労移行支援事業における令和元年度の年間一般就労移行者数	9人 (実績値)	令和3年度末に就労移行支援事業を利用した人数
就労移行支援事業における目標年度の年間一般就労移行者数	12人	令和8年度末に就労移行支援事業を利用した人数



(3) 就労継続支援A型事業の利用者数

【国の基本指針】

- 令和8年度における一般就労の移行実績を令和3年度実績の概ね 1.29 倍以上とすることを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 福祉施設の利用者のうち令和8年度末における就労継続支援A型事業の利用者数を2人(2倍)とします。

項目	目標数値	算出方法
就労継続支援A型事業における令和3年度の年間一般就労移行者数	0人 (実績値)	令和3年度末に就労継続支援A型事業を利用した人数
就労継続支援A型事業における目標年度の年間一般就労移行者数	2人	令和8年度末に就労継続支援A型事業を利用した人数

(4) 就労継続支援B型事業の利用者数

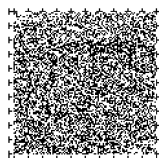
【国の基本指針】

- 令和8年度における一般就労の移行実績を令和3年度実績の概ね 1.28 倍以上とすることを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 福祉施設の利用者のうち令和8年度末における就労継続支援B型事業の利用者数を2人(2倍)とします。

項目	目標数値	算出方法
就労継続支援B型事業における令和3年度の年間一般就労移行者数	0人 (実績値)	令和3年度末に就労継続支援B型事業を利用した人数
就労継続支援B型事業における目標年度の年間一般就労移行者数	2人	令和8年度末に就労継続支援B型事業を利用した人数



(5) 就労移行支援事業利用終了者の一般就労への移行

【国の基本指針】

- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

項目	目標数値
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1事業所

(6) 一般就労後の定着支援事業の利用者数と事業所ごとの就労定着率

【国の基本指針】

- 令和8年度における就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

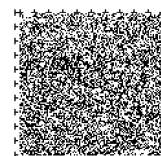
- 令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を概ね2割5分の20人とします。
- 令和8年度末における就労定着支援事業所の就労定着率を70%とします。
- 就労選択支援を利用できる体制を構築できるよう支援します。

〔就労定着支援事業の利用者数〕

項目	目標数値	算出方法
令和4年度の 就労定着支援事業利用者数	11人 (実績値)	令和4年度に就労定着支援事業を利用した人数
目標年度の 就労定着支援事業利用者数	16人	令和8年度に就労定着支援事業を利用した人数

〔就労定着支援事業所の就労定着率〕

項目	目標数値	算出方法
目標年度の 就労定着支援事業所の就労定着率	70%	令和8年度の就労定着支援事業の就労定着率



5 相談支援体制の充実・強化等

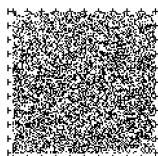
【国の基本指針】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うあきる野市障がい者基幹相談支援センターを設置するとともに、あきる野市障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 協議会における個別事例および地域課題の検討を踏まえ、あきる野市障がい者基幹相談支援センターを中心に総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりに取り組みます。

項目	目標数値	算出方法
総合的な相談支援・地域相談支援体制の強化	実施	令和8年度末における総合的・専門的な相談支援の実施の見込み
地域の相談支援体制の強化	13件	令和8年度末における相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数
	1件	令和8年度末における相談支援事業者の人材育成支援件数
	3回	令和8年度末における相談機関との連携強化の取組実施回数



6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制を構築することを基本とします。

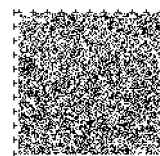
【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 都が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加するなど、障害福祉サービス等の質の向上に努めるとともに、利用状況を把握することで、利用者ニーズに応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。

項目	目標数値	算出方法
都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市職員の参加人数	8人	障がい者支援課職員8人が年1回参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	1回	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所等との共有を実施する回数

※ なお、国の基本指針に基づき、都では、障害福祉サービス等の質を向上させる取組として、①「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」、②「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を図ること」とされています。

本市においては、こうした都の取組との連携を図ることで、更なる障害福祉サービス等の質の向上に努めます。



第5節 障害福祉サービス等の事業量の見込み

1 障害福祉サービスの事業量見込み

(1) 訪問系サービス

○ 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

○ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護を行うほか、外出における移動の支援等を行います。

○ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出したときに、移動に必要な情報の提供、移動の支援等を行います。

○ 行動援護

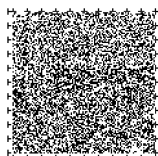
知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に対し、危険を回避するための必要な支援、外出時における移動の支援等を行います。

○ 重度障害者等包括支援

重度の障がい者の多様なニーズに対応するため、複数のサービスを組み合わせて利用できるように、包括的に支援します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数(人/月)	115	123	131	140
	利用時間数(時間/月)	1,254	1,391	1,543	1,711
重度訪問介護	利用者数(人/月)	8	9	12	15
	利用時間数(時間/月)	1,214	1,404	1,624	1,878
同行援護	利用者数(人/月)	11	9	8	7
	利用時間数(時間/月)	145	134	125	116
行動援護	利用者数(人/月)	11	12	12	12
	利用時間数(時間/月)	161	169	177	185
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間数(時間/月)	0	0	0	0



【見込量確保策】

- 訪問系サービスは、自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障がい者のニーズに応じたサービスの提供が求められます。

今後もサービス利用者数の増加が見込まれており、サービス提供体制の整備に努めます。

- 障がい者の自己決定権を尊重し、障害の程度や状態に応じたサービスが提供されるよう、関係機関や事業者との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を必要とする人に対し、日中施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数(人/月)	184	189	193	198
	利用日数(日/月)	3,526	3,600	3,675	3,751

【見込量確保策】

- 障害の程度や状態に応じて事業者を選択できるように、事業者情報の提供に努めます。
- 最重度の重症心身障害のある児童や人の受け入れが可能な施設の確保が大きな課題であり、市内での事業所整備についても検討を進めます。

② 自立訓練（機能訓練）（対象：身体障がい者）

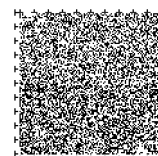
身体機能のリハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談や助言等の支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0

【見込量確保策】

- 専門的なサービスを提供できる事業所が限られているため、当該事業者との連携を図り、それぞれの障害の程度や状態に合ったサービスが提供されるように支援します。



③ 自立訓練（生活訓練）（対象：知的障がい者・精神障がい者）

自立した日常生活を営むために必要な入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人／月）	5	6	7	9
	利用日数（日／月）	65	77	91	107

【見込量確保策】

- 専門的なサービスを提供できる事業所が限られているため、当該事業者との連携を図り、それぞれの障害の程度や状態に合ったサービスが提供されるように支援します。

④ 就労移行支援

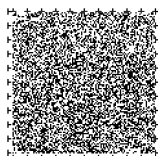
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数（人／月）	11	11	11	12
	利用日数（日／月）	180	178	175	173

【見込量確保策】

- 相談支援事業者、サービス提供事業者、ハローワーク等との連携を図り、就労支援から就労後の定着支援までを一貫して行う支援体制づくりを強化します。
- あきる野市地域自立支援協議会のはたらく部会を中心に、サービスの提供に向けて、事業者間の連携を図ります。



⑤ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と雇用契約を結ばないB型があります。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	利用者数(人/月)	15	16	18	19
	利用日数(日/月)	309	338	370	405
就労継続支援 (B型)	利用者数(人/月)	235	253	274	296
	利用日数(日/月)	3,918	4,221	4,547	4,898

【見込量確保策】

- 相談支援事業者、あきる野市障がい者就労・生活支援センター、ハローワーク等との連携を図り、就労に向けた支援を強化します。
- あきる野市地域自立支援協議会のはたらく部会を中心に、サービスの提供に向けて、事業者間の連携を図ります。

⑥ 就労定着支援

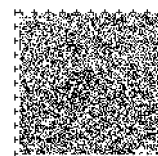
一般就労への移行に伴う環境の変化により、生活面に課題が生じている人に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数(人/月)	17	27	41	64

【見込量確保策】

- 利用者は増加傾向にあり、引き続き、事業の周知・啓発及び更なるサービスの充実に向けた支援体制の整備を進めます。



⑦ 療養介護

医療的なケアに加え、常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護等のサービスを提供します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値 令和5年度	計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数(人/月)	9	10	10	11

【見込量確保策】

- 医療の提供を併せ持つ事業者及び利用対象者が限定されるが、今後も継続したサービス提供と、質の確保に努めます。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

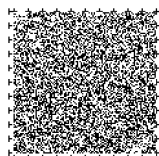
自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値 令和5年度	計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	利用者数(人/月)	113	113	113	113
	利用日数(日/月)	423	441	458	477
短期入所 (医療型)	利用者数(人/月)	3	2	2	1
	利用日数(日/月)	3	2	1	1

【見込量確保策】

- サービスの質の向上と関係機関との連携強化を目的として、あきる野市地域自立支援協議会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。
- 事業所との連携を図り、障害の程度や状態に合わせた支援や、重症心身障害者の特性にも対応できるサービス提供の充実を図ります。



(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に対し、一定の期間にわたり、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数(人/月)	1	1	2	2

【見込量確保策】

- 引き続き、地域における交流を促進する等、施設に入所している人の地域生活移行を支援します。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	148	160	172	186

【見込量確保策】

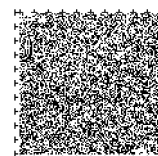
- 関係機関との連携によりグループホームや就労・通所先に関する情報を共有し、利用希望者に提供することにより、入居に向けた支援の充実を図ります。
- 重度の障害のある人も受け入れることができる施設や体制のあるグループホームの整備について推進を図ります。

③ 施設入所支援

施設に入所する人に対し、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数(人/月)	60	59	58	57



【見込量確保策】

- 入所施設から地域生活への円滑な移行を促進するため、在宅生活における支援の強化に努めます。

④ 地域生活支援拠点等

あきる野市障がい者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等のあり方についての検討を踏まえ、あきる野市障がい者基幹相談支援センターへの速やかな移行後、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討実施回数	検討回数(回)	0	0	1	1

【見込量確保策】

- 地域生活支援拠点等を確保後、その機能の充実のため、運用状況を検証及び検討します。

(4) 相談支援

① 計画相談支援(サービス等利用計画作成支援)

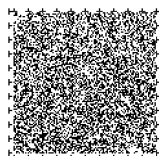
障がい者に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との調整等を行うとともに、当該障がい者の将来目標や現在の課題等の個々の状態に合わせたサービスが利用できるようなサービス等利用計画を作成します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人/月)	114	123	133	144

【見込量確保策】

- 計画値では利用者の増加により、相談支援専門員が不足する見込みであるため、市内事業所の状況を把握し、今後のあり方について検討します。
- 適切なサービス等利用計画の作成やモニタリングを円滑に行うため、相談支援事業者と関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。



② 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設や病院等からの退所・退院に当たって支援を要する人に対し、地域生活に移行できるよう、住居の確保や新たな生活に向けた準備等の支援を行います（地域移行支援）。

また、地域定着を図るための連絡、サポート体制の確保を図ります（地域定着支援）。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数（人／月）	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数（人／月）	5	9	16	28

【見込量確保策】

- 困難な事例等においては、関係機関やサービス提供事業者等との関係者会議を開催するなど、より適切な支援を図ります。
- 地域定着支援については、対象となる人の把握に取り組み、今後の動向を踏まえ、サービスの確保に努めます。

（5）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 医療、相談支援事業及び行政関係者による協議の場

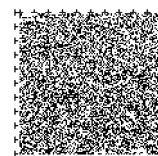
重層的な連携による支援体制を構築するため、医療、あきる野市障がい者基幹相談支援センター及び行政関係者等による協議の場を設置し、退院後の支援について、関係機関と調整を行います。

【サービス見込量】

項目		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間開催回数	開催回数（回）	4	4	4	4
関係者の参加者数	参加者数（人）	7	7	7	7
目標設定及び評価の実施回数	実施回数（回）	4	4	4	4

【見込量確保策】

- 医療、あきる野市障がい者基幹相談支援センター、行政関係者等による協議の場を設置し、引き続き、地域包括ケアシステムの構築に関する検討を進めます。



② 精神障がい者の居住定着、生活援助等

精神障がい者のニーズを把握し、地域移行支援や共同生活援助等のニーズや必要性を勘案し、支援します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域移行支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数(人/月)	5	9	16	28
共同生活援助	利用者数(人/月)	148	160	172	186
自立生活援助	利用者数(人/月)	1	1	0	0

【見込量確保策】

- 各サービスについては、対象者の把握に取り組み、今後の動向を踏まえ、サービスの確保に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

【サービス見込量】

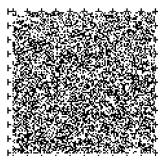
サービス名	実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施	実施

【見込量確保策】

- 国や都の動向や各市町村の取組内容等を注視しながら、必要に応じた相談支援体制を整備します。

② 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。また、相談支援事業者における指導・助言を行う人材の育成を行うとともに、相談機関との連携を強化します。



【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業者に対する訪問の実施	指導件数(人/年)	2	4	7	13
人材育成支援	件数(人/年)	1	1	1	1
相談機関との連携	実施回数(回)	3	3	3	3

【見込量確保策】

- 国や都の動向や各市町村の取組内容等を注視しながら、必要に応じて相談支援事業者に対し、訪問等を行います。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に市の職員が参加し、障害福祉に係るサービスへの活用を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修等への参加	参加人数(人/年)	8	9	9	9

【見込量確保策】

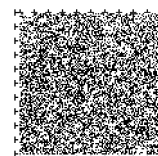
- 市の職員が各種研修等に参加し、市の事業を充実させます。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等との共有体制を構築します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果の共有	回数(回)	0	0	0	1



【見込量確保策】

- 国や都の動向や各市町村の取組内容等を注視しながら、審査結果を分析・活用し、事業所や関係自治体等との共有体制を構築します。

2 地域生活支援事業の事業量見込み

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図るため、地域住民に対して、障がい者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

【サービス見込量】

サービス名	実績見込値	計画値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施

【見込量確保策】

- 障害者差別解消法について、市民の関心を高め、理解を深めるため、広報やホームページなどにより周知・啓発活動を行います。

② 相談支援事業

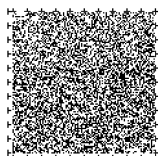
障がい者（児）やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。また、あきる野市地域自立支援協議会のそうだん部会において、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

【サービス見込量】

サービス名	実績見込値	計画値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業（箇所数）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施

【見込量確保策】

- 多様化・複雑化する相談内容に対して、専門的な知識・ノウハウを有した関係団体等と連携し、包括的な相談支援体制の整備を図ります。



③ 意思疎通支援事業

障害により意思疎通を図ることに支障のある人に、手話通訳及び要約筆記により、意思疎通を支援する手話通訳者等を派遣します。

【サービス見込量】

単位：利用者数（人/年）

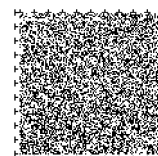
サービス名	実績見込値	計画値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	17	17	17	16
要約筆記者派遣事業	0	0	0	0

【見込量確保策】

- 登録手話通訳者等に対し、研修等を継続的に実施し、手話通訳者等の確保及び質の向上に取り組めます。
- 要約筆記者の派遣要請に適切に対応できるよう、都及び近隣市との連携等により要約筆記者等の確保を図ります。

④ 日常生活用具給付等事業

- 介護・訓練支援用具
特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練椅子、訓練ベッド
- 自立生活支援用具
入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、歩行支援用具、特殊便器、火災報知器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置
- 在宅療養等支援用具
透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、体重計、音声式血圧計
- 情報・意思疎通支援用具
携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置、情報受信装置、人工喉頭、福祉電話、ファックス
- 排せつ管理支援用具
ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
住宅の小規模改修に伴う用具の購入費及び改修工事費



【サービス見込量】

単位：利用者数（人/年）

サービス名	実績見込値	計画値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	2	2	2	2
自立生活支援用具	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	9	9	9	9
排せつ管理支援用具	1,679	1,664	1,649	1,634
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1	1

【見込量確保策】

- 障がい者の自立、介助者の負担軽減のため、今後も日常生活用具に係る情報提供や相談支援を充実させ、その人の特性に合った適切な日常生活用具の給付を行います。
- 障がい者の増加や難病の対象疾病の増加に伴い、在宅における医療的な支援が増えることが予想されるため、適切な情報提供を行い、状態にあった日常生活用具の給付を進めます。

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者は、手話によるコミュニケーションを要する方が多いため、手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員及び手話通訳者等を養成し、意思疎通支援の充実を図ります。

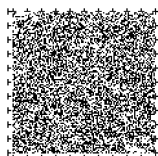
【サービス見込量】

単位：利用者数（人/年）

サービス名	実績見込値	計画値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	48	81	78	77

【見込量確保策】

- 手話の勉強を希望する人に対し本事業を広く周知し、必要な手話技術等を習得できるよう、養成講座の質の向上に努めます。



⑥ 移動支援事業

屋外での移動が困難な人に対し、社会参加等のための外出における移動を支援します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数(人/月)	119	118	116	115
	利用時間(時間/月)	1,570	1,577	1,585	1,593

【見込量確保策】

- サービスの質の向上と関係機関との連携強化を目的として、あきる野市地域自立支援協議会が実施する情報交換や事例研究、学習会等の取組を支援します。

⑦ 地域活動支援センター

○ 基礎的事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

○ 機能強化事業

センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。

Ⅰ型： 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発等を行います。

Ⅱ型： 雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

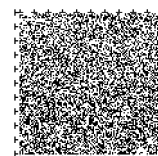
Ⅲ型： 障がい者団体が実施する通所による援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定的な運営が図られている事業所が、地域の障がい者のために援護対策として支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所数	2	2	2	2
	利用者数(人/年)	75	67	60	54

【見込量確保策】

- 創作・生産活動を行う社会参加の場として、地域生活支援の促進を図ります。
- 地域活動支援センター機能の周知・啓発活動を強化し、サービスの利用促進を図ります。



(2) その他の事業（任意事業）

○ 日中一時支援事業

日中に介護者がおらず、一時的に見守り等の支援が必要な人に対し、日中活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。

○ 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業等を利用している人に対し、更生訓練費を支給します。

○ 社会参加促進事業

自動車運転教習費・自動車改造費助成事業等、障がい者の社会参加を促進する事業を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	利用者数(人/月)	1	1	1	1
更生訓練費給付事業	利用者数(人/年)	0	0	0	0
自動車運転教習費 助成事業	利用者数(人/年)	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	利用者数(人/年)	1	1	1	1

【見込量確保策】

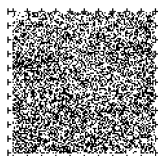
- 日中一時支援については、事業所と連携し、介助者の負担軽減を目的としてサービスの提供を実施します。また、サービスを提供できる事業所が限られているため、当該事業者との連携を図り、それぞれの障害の程度や状態に合ったサービスが提供されるように支援します。
- その他の事業については、障がい者の社会参加、社会復帰及び自己更生に向け、引き続き、支援を行います。

3 障がい者虐待の防止に向けた体制整備

現在、「あきる野市障害者虐待防止センター」において、休日や夜間等にも対応できるよう、24時間365日体制で相談を受け付けています。関係機関との連携の下、虐待防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援等、障がい者の虐待防止体制の充実を図ります。

【サービス見込量】

サービス名	実績見込値	計画値		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止センター設置数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

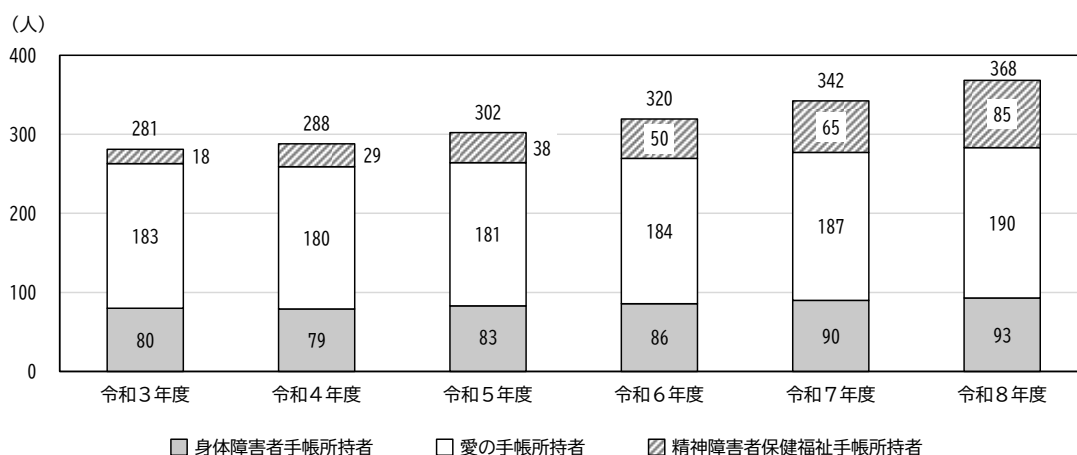


第5章 障がい児福祉計画

第1節 障がい児数の推計

1 障がい児数の推移・推計

令和元年度末の障害者手帳を所持する児童数は、身体障害者手帳を所持する児童が82人、愛の手帳（療育手帳）を所持する児童が180人、精神障害者保健福祉手帳を所持する児童が16人となっています。将来推計では、愛の手帳（療育手帳）を所持する児童の増加が見込まれています。



■ 身体障害者手帳所持者 □ 愛の手帳所持者 ▨ 精神障害者保健福祉手帳所持者

資料：あきる野市調べ（各年度末現在）令和5年度～8年度は統計を基にした推計値

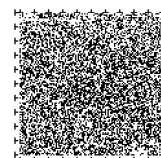
図 2-1 障害者手帳所持者数の推移（各年度末）

表 2-1 年齢構成別障害者手帳所持者数の推移（各年度末）（単位：人）

		実績値			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児 総数		281	288	302	320	342	368
身体障害者手帳所持者	合計	80	79	83	86	90	93
	0～5歳	13	16	17	17	18	18
	6～9歳	18	21	22	22	23	23
	10～17歳	49	42	44	47	49	52
愛の手帳所持者	合計	183	180	181	184	187	190
	0～5歳	16	16	16	16	17	17
	6～9歳	42	41	44	48	52	56
	10～17歳	125	123	121	120	118	117
精神障害者保健福祉手帳所持者	合計	18	29	38	50	65	85
	0～5歳	0	0	0	0	0	0
	6～9歳	2	5	7	9	12	16
	10～17歳	16	24	31	41	53	69

注）令和5年度は見込み

資料：あきる野市調べ（各年度末現在）令和6年度～8年度は統計を基にした推計値



第2節 第2期計画の目標と実績

1 国の基本指針に基づく取組の実績

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築

【第2期計画の目標】

- 現在、市内にある事業所が児童発達支援センターとしての機能を有しているほか、保育所等訪問支援事業については、それぞれの障害の程度や状態に合ったサービスが提供されるように支援します。

引き続き、国や都の動向や各市町村の取組内容等を注視しながら、重層的な支援体制の整備を進めます。【再掲】

【第2期計画の実績】

現在、市内にある事業所が児童発達支援センターとしての機能を有しているほか、保育所等訪問支援事業については、それぞれの障害の程度や状態に合ったサービスが提供されるように支援します。

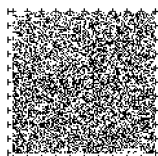
引き続き、国や都の動向や各市町村の取組内容等を注視しながら、重層的な支援体制の整備を進めます。

② 重症心身障がい児等への支援体制確保

【第2期計画の目標】

- 現在、市内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が1か所あり、地域で安心して暮らすための適切なサービスが受けられるよう、必要な支援の充実を図っています。

第2期計画においても、引き続き、市内にある児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携を図り、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、サービス提供体制の充実を図ります。



【第2期計画の実績】

市内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が1か所あり、地域で安心して暮らすための適切なサービスが受けられるよう、必要な支援を行うとともに、重症心身障がい児が利用している事業所にも障がい者週間に参加し、活動内容の周知・啓発に取り組みました。

引き続き、事業所と連携を図り、地域で安心して暮らすための適切なサービスが受けられるよう、必要な支援の充実を図ります。

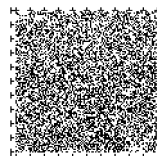
③ 医療的ケア児に関する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【第2期計画の目標】

- 関係機関が協議を行う場において、医療的ケア児の支援に関して取り上げ、関係機関との連携を図るとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの下、保健、福祉、子育て及び教育等の関係機関の実務者の連携強化を図ります。

【第2期計画の実績】

保健、福祉、子育て及び教育等の関係機関の実務者による連携体制を構築することを目的として、令和2年度中に協議の場を設置し、関係機関との連携に努めています。



2 サービス事業の提供実績

(1) 障害児通所支援等

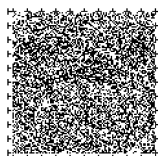
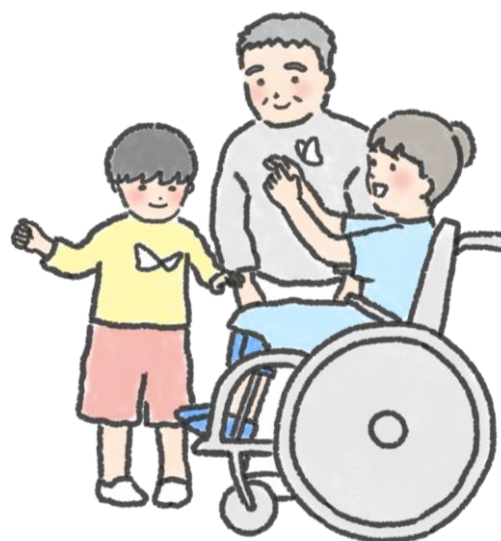
サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①障害児通所支援							
児童発達支援	人/月	35	39	39	60	44	79
	日/月	156	230	163	304	170	410
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人/月	280	257	304	258	330	268
	日/月	2,193	2,160	2,383	2,173	2,590	2,305
保育所等訪問支援	人/月	0	2	0	4	1	8
	日/月	0	2	0	6	2	11
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0
②障害児相談支援							
障害児相談支援	人/月	51	41	59	43	67	46

注) 令和5年度は見込み

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター							
コーディネーターの 配置	人	5	5	6	5	7	6

注) 令和5年度は見込み



第3節 国の基本指針に定める第3期計画の成果目標

第3期あきる野市障がい児福祉計画の最終年度となる令和8年度に向けた数値目標を設定し、この目標達成に必要なサービスの見込量及び確保の方策を示します。

1 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上を設置することを基本とします。
- 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 現在、市内にある事業所が児童発達支援センターとしての機能を有しているほか、保育所等訪問支援事業については、それぞれの障害の程度や状態に合ったサービスが提供されるように支援します。
- 引き続き、国や都の動向や各市町村の取組内容等を注視しながら、重層的な支援体制の整備を進めます。
- 障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について体制の構築を図ります。

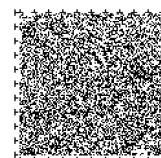
(2) 重症心身障がい児等への支援体制確保

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 現在、市内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が1か所あり、地域で安心して暮らすための適切なサービスが受けられるよう、必要な支援の充実を図っています。第3期計画においても、引き続き、市内にある児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携を図り、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、サービス提供体制の充実を図ります。【再掲】



(3) 医療的ケア児に関する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

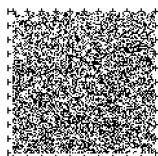
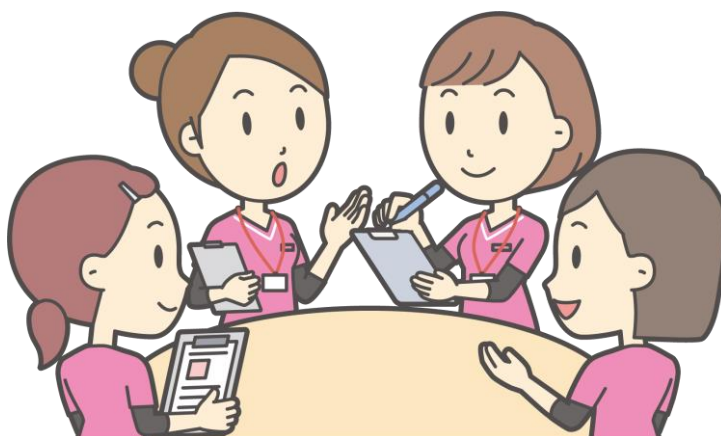
【国の基本指針】

- 令和8年度末までに、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

【国の基本指針を踏まえた本市の目標】

- 関係機関が協議を行う場において、医療的ケア児の支援に関して取り上げ、関係機関との連携を図るとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターのもと、保健、福祉、子育て及び教育等の関係機関の実務者の連携強化を図ります。

項目	目標数値	算出方法
「協議の場」の年間開催回数	2回	令和8年度の協議の場の年間開催回数
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	9人	令和8年度のコーディネーターの配置数



第4節 障害児通所支援等の事業量見込み

1 障害児通所支援等の事業量見込み

(1) 障害児通所支援

○ 児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

○ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対し、児童発達支援の内容に加え、医療の提供を行います。

○ 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、放課後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

○ 保育所等訪問支援

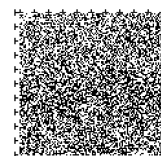
保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合に、サービスの提供を行い、保育所等の安定した利用を促進します。

○ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	79	104	137	180
	利用日数(日/月)	410	553	746	1,006
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	268	278	289	300
	利用日数(日/月)	2,305	2,446	2,595	2,753
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	8	16	32	64
	利用日数(日/月)	11	18	32	56
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(日/月)	0	0	0	0



【見込量確保策】

- 障害児通所支援等の利用実態やニーズの把握を行い、障がい児への支援体制の整備に向け、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
- 保育所等訪問支援は、市内に事業所がないため、早期の整備を目指します。

(2) 障害児相談支援

○ 障害児相談支援

障がい児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との調整等を行うとともに、当該障がい児の将来目標や現在の課題等の個々の状態に合ったサービスが利用できるよう障がい児支援利用計画を作成します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数(人/月)	46	49	53	57

【見込量確保策】

- 障がい児支援利用計画の作成やモニタリングを円滑に行うため、障害児相談支援事業者と関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

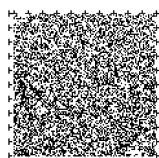
○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にわたる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

サービス名		実績見込値	計画値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置(人)		6	7	8	9

【見込量確保策】

- 国や都の動向や各市町村の取組内容等を注視しながら、市の役割を明確にした上で、適切な配置を目指します。



2 障がい児保育事業の事業量見込み

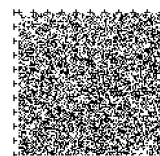
(1) 障がい児保育事業

本市では、集団保育が可能な障害の程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育を実施します。

【サービス見込量】

サービス名		実績見込値	計画値		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育所	受入児童数(人)	48	55	63	72
幼稚園	受入児童数(人)	6	5	4	3
認定こども園	受入児童数(人)	26	30	34	39
学童クラブ	受入児童数(人)	112	126	142	160

- 幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際しては、幼児教育・保育施設と学童クラブが連携して円滑な移行を図ります。



第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内推進体制の整備

本計画に基づく取組は、福祉分野のみならず、医療、保健、教育、就労等の多岐に渡ることから、各施策をそれぞれの所管課が主体的に推進するとともに、障がい者支援課が中心となり、庁内関係部署間の連携を図り、計画の総合的な推進に努めます。

また、全ての職員が障がい者に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい者理解の促進と福祉意識の醸成に努めます。

2 関係機関・関係団体との連携

障がい者福祉施策の推進に当たっては、地域、福祉、医療、保健、教育、就労等の各分野との連携を深め、情報等を共有し、総合的かつ計画的に取り組むことが必要となります。

このため、あきる野市地域自立支援協議会を中心とした地域の関係機関等によるネットワークの強化を図り、諸課題への対応に取り組みます。

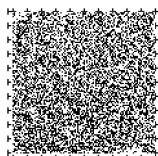
3 国や都、近隣市町村との連携

国や都からの情報を収集しながら、制度改正等の変化に合わせた施策を展開します。さらに、計画の推進に当たっては、国や都の補助制度等を活用するなど、必要な財源の確保に努めます。

また、市内にサービスの提供が可能な事業所がない場合や専門的な知識を要する様々なケース等については、近隣市町村と連携や情報交換を行うとともに、広域的な連携の必要性についても、研究等を行い、施策の充実を図ります。

4 制度の普及・啓発

本計画が目指す目標や方向性を全ての当事者が理解・共有できるように、市の広報やホームページ等の媒体を用いて計画の周知を図ります。また、あらゆる機会を通じて、障害や障がい者に対する正しい理解を深め、積極的かつ継続的に障害福祉制度の普及・啓発に取り組みます。



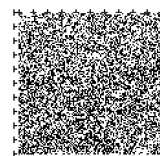
5 障がい者ニーズの把握・反映

障害の重度化、障がい者の高齢化や障害種別の増加等、多様化する障害に対応するためには、障害の特性に応じたサービスの提供や各種施策を実施していく必要があります。また、具体的な支援の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、障害の状態や生活の実態を踏まえたきめ細かな対応が求められています。

障がい者への各種施策やサービスを効果的に展開するため、施策の内容や提供方法等について、あきる野市地域自立支援協議会や身体・知的障害者相談員、障がい者団体と意見交換等を行い、障がい者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

6 人材の育成・確保及び資質の向上

福祉従事者の人材不足が深刻な中、サービスの質的向上を図るために、障がい者福祉に関する専門職員の育成・確保に努めます。また、都や近隣市町村との連携を図り、研修等を実施することにより、障がい者福祉に携わる市職員の資質向上に取り組みます。



第2節 計画の進行管理

1 計画の点検・評価

施策の推進とその質の向上を図るためには、「計画を立て実行し、結果を評価した後に改善し、次のステップへとつなげていく過程（PDCA サイクル）」とその過程をチェックする機関が必要となります。

本計画に明記した成果目標について、PDCA サイクルのプロセスを用いて、調査・分析等を行い、「あきる野市障がい者福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）」において評価を行います。推進委員会の意見を聴き、必要があると認めるときは、計画内容の変更や見直しを実施します。推進委員会が2年間にわたり施策の進行管理を行った後、次期障がい者福祉計画の策定委員会に検討課題等をつなげていきます。

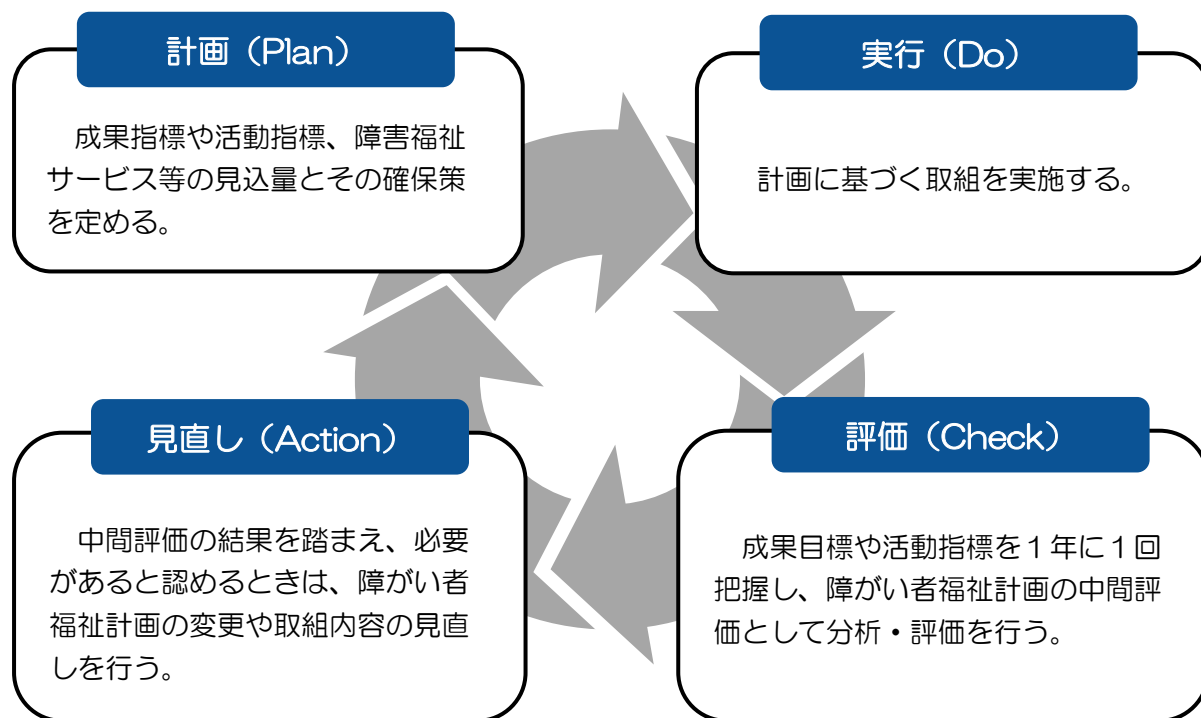
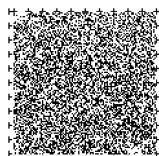
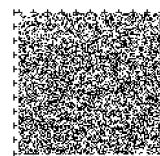


図 6-1 本計画におけるPDCAサイクル



第1節 計画策定の経過

日程	内容
令和4年10月～ 令和4年11月	基礎調査（あきる野市障害福祉に係るアンケート調査）の実施 ・配付数1,200人、有効回答数502人（有効回答率41.8%）
令和5年 6月23日	第1回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 ・あきる野市障がい者福祉計画について
8月17日	第2回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 ・あきる野市障がい者福祉計画（骨子案）について
10月12日	第3回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 ・あきる野市障がい者福祉計画（素案）について
令和6年 1月15日～ 1月29日	パブリックコメントの実施
2月22日	第4回あきる野市障がい者福祉計画 策定委員会 ・あきる野市障がい者福祉計画（案）について
	市長へ「あきる野市障がい者福祉計画」の報告



第2節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

あきる野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づくあきる野市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づくあきる野市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づくあきる野市障がい児福祉計画を総合的かつ計画的に推進するための一体的な計画として、あきる野市障がい者福祉計画（以下「障がい者福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く市民及び関係者の参画の下に諸課題の検討を行うため、あきる野市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、障がい者福祉計画の策定に関する必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 障害者当事者団体及び家族団体の代表者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 関係行政機関の職員

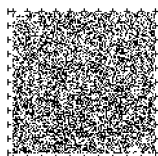
3 前項第2号の委員については、公募により選考することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第5条 第3条第2項第1号から第5号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。



(役員)

第6条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員職務)

第7条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、必要の都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課において処理する。

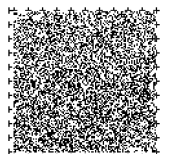
附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

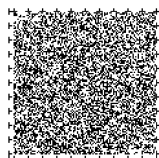
2 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間、第1条の規定の適用については、同条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づくあきる野市障がい児福祉計画」とあるのは、「障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）及び障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とする。



第3節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	関係機関等	委員種別	備考
縄岡 好晴	明星大学 准教授	識見を有する者	
松本 義勝	市民の代表	市民の代表	
小島 朱観	市民の代表		
田中 晴美	あきる野市障がい者団体連絡協議会	障害者当事者団体及び家族団体の代表者	
塩野 多佳子	あきる野市障がい者団体連絡協議会		
植田 宏樹	秋川病院（医師）	保健医療関係者	委員長
樫田 光夫	公立阿伎留医療センター（医師）		
高野 晃嘉	あきる野市地域自立支援協議会	福祉関係者	副委員長
加藤 暁子	あきる野市障がい者基幹相談支援センター		
中村 隆夫	あきる野市民生児童委員協議会		
池田 克子	NPO法人 秋川流域生活支援ネットワーク		
山崎 達彦	東京都立あきる野学園	関係行政機関の職員	
見崎 宏	青梅公共職業安定所		
村上 邦仁子	東京都西多摩保健所		
榊原 秀明	あきる野市社会福祉協議会		

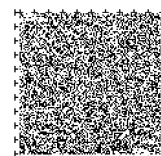
(敬称略)



第4節 あきる野市障がい者福祉計画策定委員会委員からの意見

あきる野市障がい者福祉計画策定委員会

- ・重層的支援体制の整備は、強度行動障害や困難事例等への支援と関連するところがあると思うので、計画への記載を検討していただきたいです。
- ・就労選択支援の創設は、本人の能力・適正にあった仕事への就職支援や、一度は就労したが、うまくいかずにひきこもりになってしまった方への支援等にもつながると思います。また、就労支援においては、様々な支援をどのように組み合わせるのかについても検討が必要です。
- ・医療的ケア児への支援は、医療・障害・福祉等の幅広いサービスが受けられますが、強度行動障がいのある子どもの場合は、受けられるサービスの幅が狭まり、介護する親も困る場合があります。計画にペアレントトレーニングや、職員の方に向けた強度行動障害等の研修について、盛り込んでいただきたいです。
- ・未就学児への支援を行う児童発達支援事業所が開設されたところ、すぐに利用のための相談がありました。今後、障がい児へのサービスがさらに充実すれば、児童期から青年期へうまく移行できるのではと考えますが、まだ十分ではないと感じます。サービスの提供は、早期の親の相談や子どもの発達につながる支援でもあるため、このような点での計画の充実も必要と感じます。
- ・意思決定支援については、支援を必要とする方に情報が行き渡り、自らサービスを選択できるようにしておくことが大切だと考えます。
- ・災害時難病患者等個別支援計画の整備については、保健所、地域、市の防災関係課、障がい者支援課等との間で連携を図ることが重要と考えます。
- ・人工呼吸器を利用されている方を把握し、各種関係機関と情報共有を図ることで、災害時の支援体制の整備に繋がれると思います。
- ・所属している団体では、障がいのある方の平均年齢は30歳を超えています。障がい児の支援も重要だと認識していますが、青年期以降の「親なき後の問題」についての支援等も重要だと思うので、検討していただきたいです。
- ・「福祉教育の充実」とありますが、具体的な取組・施策についての記載や、福祉教育に関わらず、あきる野市が行っている独自の取組等を計画書へ記載してもよいのではないかと考えています。
- ・国の指針で、「強度行動障がいのある方への支援体制の充実」が求められていることから、あきる野市で実施を予定している支援等について、計画に記載していただきたいです。



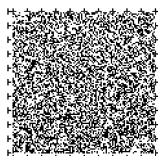
第5節 あきる野市地域自立支援協議会専門部会であげられた課題及び意見

【くらす部会】

- ・ 8050問題において、利用者の受け入れ先を確保することや受け入れを阻む要因を洗い出すこと。
- ・ 年代差を超えた親の会の連携や親の会に所属しない方を支援すること。
- ・ 移動支援等を行うヘルパーの数が足りていないこと。
- ・ 医療的ケアに対応したグループホームを整備すること。
- ・ 障がいのある新生児の相談場所を整備すること。
- ・ 障がいのある方の住宅入居支援を促進するため、不動産業者等と連携すること。
- ・ 災害時において、人工透析、人工呼吸器の使用及び吸引吸入等ができるように電源を確保すること。
- ・ 難病に対する支援の充実として、障がい者支援課等の窓口対応（各種申請）時点で、人工呼吸器使用者を把握して「災害時難病患者等個別支援計画」の策定に繋げること。
- ・ 福祉避難所を適切に運営し障がい者等の安全を担保すること。例えば、事業所等の枠を超えた市を挙げての合同避難訓練の実施が望まれる。
- ・ 強度行動障害のある障がい者への支援の質と量を向上させること。例えば、合同研修を行うことが望まれる。
- ・ 障がい者も検診が受けられるように医療機関の理解を得ること。
- ・ 障がい者と家族の高齢化への支援として、成年後見制度の普及、市民後見人の育成等について具体的な方策を立てること。

【こども部会】

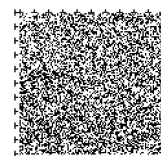
- ・ 相談支援事業所において、子の障がいを受容できない親の支援や障がいのある児童の相談を強化し、ライフステージを通じた相談ができる様にする。
- ・ 障がいのある児童の自立した将来の生活をイメージできる様に自立生活の実践モデル等の情報を共有すること。
- ・ 要支援家庭を支援すること（例えば、一人親の仕事の都合により家庭内に障がいのある児童と障がいのない同胞児童のみになる時間がある家庭を支援すること等）。
- ・ 家庭、学校及び福祉が連携して、障がいのある児童の性の問題に対応すること（例えば、放課後等デイサービス事業所において児童の性に関する研修を実施すること）。
- ・ 学校と放課後等デイサービス事業所が連携し、空き状況等を共有すること。



- ・児童が成人となることで、使える障害福祉サービスに変化が生じることへ対応すること（例えば、放課後等デイサービス事業所の利用を年齢到達で終了した後の余暇活動の機会を確保すること）。
- ・学校を卒業し成人期に移っていく際の支援を充実させ、親や子を社会で孤立させないこと（例えば、希望する通所先事業所の定員に空きがない等、行先の決まらない卒業生を支援するために、学校、相談支援事業所及び生活介護等通所先の連携を強化し情報を共有すること）。
- ・他自治体や他事業所の先進的な取り組みを取り入れること。
- ・移動支援のヘルパーの質と量を向上させること。
- ・医療的ケア児等コーディネーターの実数や取り組み等を公表すること。
- ・障がい児が通院できる病院、歯科医院を増やすこと。障害が重度の場合、より選択肢が少ない。
- ・子がヘルパーに慣れる機会や親がレスパイトを受ける機会を担保するため、未就学児のヘルパー利用時間数を増やすこと。

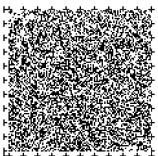
【はたらく部会】

- ・学校を卒業し成人期に移っていく際の支援を充実させ、親や子を社会で孤立させないこと（例えば、希望する通所先事業所の定員に空きがない等、行先の決まらない卒業生を支援するために、学校、相談支援事業所及び生活介護事業所等の通所先が連携を強化し情報を共有すること）。
- ・令和6年4月から施行される就労選択支援において福祉と雇用の連携を強化し、利用者のニーズを把握していくこと。
- ・工賃向上の取り組みを進めるために、工賃を支払っている事業所に対して、工賃の状況等を詳しく調査する必要があること。
- ・福祉関係機関と企業が連携できる取り組みを通じて、障がい者が地域や企業の一員として地域や企業を活性化させていくこと。
- ・障がい者の一般就労を促進するために、多種多様な職場体験ができる機会を増やすこと。
- ・優先調達を促進させる取り組みを進めること。
- ・福祉事業所における人材不足を解消させること。例えば、西多摩地域が協同して人材確保に取り組むことが望まれる。
- ・自主製品の販売拡大や作業の受注を検討する際に企業とのマッチングができる取り組みを進めること。



【そうだん部会】

- ・ 障害児通所支援事業所を利用したい児童の新規計画相談が増えてきている状況で相談支援事業所数や相談支援専門員数が足りなくなり、利用者一人に掛けられる時間が減少していること。
- ・ 計画相談においてセルフプランの導入を検討すること（新規計画相談の導入時には計画相談が入り支援の方向性が整ってから後はセルフプランに移行していくこと等）。
- ・ 上記と同様。



第6節 用語解説

【あ行】

- 愛の手帳（療育手帳）

知的障がい者の判定を受けた人に交付される手帳のこと。障害の程度に応じて、1度から4度の区分で手帳が交付される。知的障がい者に対する一貫した指導・相談を行うとともに、様々な援助を受けやすくすることを目的としている。他道府県では、「療育手帳」と呼ばれている。

- アクセシブルな電子書籍

デジタライズされた図書・音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書できる電子書籍のこと。

- 医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

- インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのこと。

【か行】

- 学習障害（LD）

全般的な知的障害に著しい遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力の習得と使用に困難を示す障害のこと。

- 強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別な支援などの助けが必要な状態。

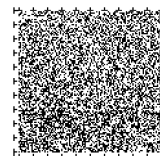
- グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建等）において、数人の障がい者が一定の経済的負担を負って共同で生活するもの。

障がい者が安心して生活できるよう設備・構造等が配慮されているとともに、主に夜間に相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を受けられる。

- 権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の自己の権利を表明することが困難な人に対し、代理人による支援を通して、その人の権利やニーズを表明すること。



- 高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患等、主に脳の損傷によって起こる障害のこと。症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であり、脳の損傷部位によって発生する障害の症状が異なる。

【さ行】

- 災害時要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害時に特に配慮を要する人のこと。

- 施設入浴サービス

家庭での入浴が難しい在宅障がい者に対し、契約施設の入浴施設を利用し、洗身、洗髪、洗顔及び清拭などの入浴サービスを行う制度のこと。

- 自閉症

脳機能障害を原因としてコミュニケーションの困難を示す障害。言葉の発達の遅れや対人関係の困難さ、手順に強いこだわりを示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられている。

- 社会モデル

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という考え方。障害の社会モデルをすべての人が理解し、自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の心の在り方を変えていくこと（心のバリアフリー）が重要とされる。

- 手話通訳者

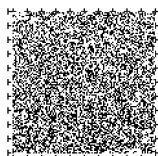
障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した者のこと。

- 就労アセスメント

就労継続支援B型事業の利用希望者が、最も適した場所で働くことができるよう、就労能力や就労に対する意欲などを評価するシステムのこと。

- 手話奉仕員

聴覚障がい者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援、広報活動、文化活動等に協力する者のこと。



● 障がい者就労・生活支援センター

障がい者に対し、基礎訓練、職場実習の機会の提供を含む就職支援や職場定着支援及び生活支援を行う。働く意欲がありながら、様々な理由で仕事に就くことができない人に対して、就労に関する悩み相談や職場相談、就労に関する講座、セミナーの紹介などを行う。

● 自立支援医療

障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むための医療のこと。

具体的には、更生医療、育成医療、精神通院医療で構成されている。更生医療は、身体障がい者の機能回復のための医療費を給付する。育成医療は、身体障がいのある児童に対して障害を軽減・除去するために必要な医療費を給付する。精神通院医療は、在宅の精神障がい者の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療、再発防止を図るための医療費を給付する。

● 身体障がい者

先天的あるいは後天的（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、都知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声、言語又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部（心臓、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能）障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害に分けられる。

● 身体障害者手帳

身体に永続的な障害があり、その障害程度が身体障害者障害程度等級表に該当する人に対し、一貫した相談指導を行うとともに、様々な援助を受けやすくするために身体障害福祉法に基づき交付される手帳のこと。障害の程度に応じて1級から6級までの手帳が交付される。

● 精神障がい者

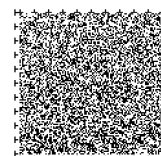
統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神疾患その他の精神疾患を有する人のこと。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に対し、社会復帰や自立、社会経済活動への参加を促進するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳のこと。障害の程度により1級から3級までの手帳が交付される。

● 成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分ではない人を保護し、不利益から守るための制度。家庭裁判所の審判に基づき、成年後見人、保佐人、補助人等から財産管理や日常生活の援助を受けること及び本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことなどができる。



- ソーシャルインクルージョン

社会的包摂と訳され、誰も排除されることなく、全ての人が社会に参画する機会を持つこと。

【た行】

- 地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場となるもの。福祉事業者、保健・医療関係者、教育、就労等の関係機関、企業、障がい者団体等で構成される。

- 知的障がい者

知的機能の障害がおおむね18歳までの発達期に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人。

- 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

【な行】

- 難病医療費等助成制度

国又は東京都の指定難病に罹患している人で、一定の要件を満たす人に対し、治療に係る医療費等の負担軽減を図ることを目的とした制度。

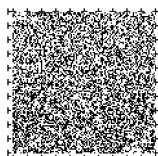
- 難病患者

原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した人をいう。経過が慢性にわたり、精神的・経済的ともに負担が大きいとされ、パーキンソン病や重症筋無力症等の疾病があてはまる。平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

【は行】

- 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常幼児期・児童期・青年期に発現するもの。



- バリアフリー

障がい者や高齢者が社会生活をしていく上の障壁（バリア）を除去すること。段差などの物質的障壁や、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的等全ての障壁の除去を行うことをいう。

- ピアカウンセリング

障がい者が自らの経験を活かし、他の障がい者の相談に応じ、社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に関する問題の解決を図るもの。ピア＝仲間の意味。

- ファミリー・サポート・センター

育児の援助をしたい方（提供会員・有償ボランティア）と育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織。

- ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の係わり方や、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムのこと。

- 法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、全ての事業主が雇用している労働者について、当該労働者の中に占める障がい者の割合が一定率以上になるよう義務づけている雇用率のこと。

【ま行】

- 民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。

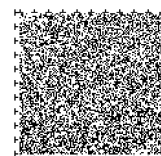
【や行】

- ユニバーサルデザイン

バリアフリーは障害によりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、年齢、性別、国籍、障害の有無等で特定の人に限定せず、すべての人にとって使いやすいように配慮して、施設、建物、製品、情報、生活環境をデザイン（計画・実施）するという考え方。

- 要約筆記

聴覚障がい者に、話の内容を要約し、その場で文字にして伝える筆記通訳のこと。手書きや、パソコンを用いる。



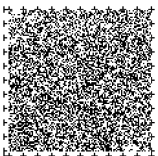
- 要約筆記者

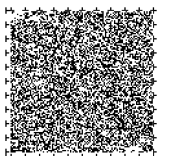
研修・会議・医療・法律相談・雇用（就労）・福祉の手続き・教育の場や各種イベントなどに派遣され、その内容を要約し、OHP（頭上撮影機）やプロジェクターでスクリーンに投影、または手書きやパソコンでの筆談形式で伝える人。

【ら行】

- ライフステージ

幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの生涯の各時期。





あきる野市障がい者福祉計画

あきる野市障がい者計画

あきる野市障害福祉計画

あきる野市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

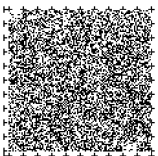
発行：あきる野市

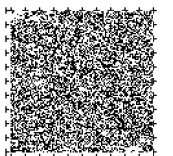
編集：あきる野市健康福祉部障がい者支援課

〒197-0814

東京都あきる野市二宮350番地

電話：(代表) 042-558-1111





あきる野市 

